

# 全国家庭福祉施策担当係長会議資料

## 〔扶養手当係説明資料①〕

### 【目 次】

#### 児童扶養手当制度について

- (1) 児童扶養手当の手当額について . . . . . 1
- (2) 児童扶養手当の一部支給停止措置について . . . . . 1
- (3) 児童扶養手当制度の運用について . . . . . 2
- (4) 生計同一について . . . . . 2
- (5) 養育費について . . . . . 3
- (6) 児童扶養手当支給事務指導監査について . . . . . 3
- (7) 児童扶養手当法改正に伴う帳票の改正について . . . . . 3

#### 【関連資料】

- 1. 児童扶養手当制度の運用について . . . . . 4
- 2. 平成20年度児童扶養手当支給事務指導監査 . . . . . 5  
(地方厚生局実施分)
- 3. 平成20年度児童扶養手当支給事務指導監査 . . . . . 6  
(都道府県実施分)
- 4. 児童扶養手当法改正に伴う帳票の改正について . . . . . 8

平成22年3月17日(水)  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

## 児童扶養手当制度について

### (1) 児童扶養手当の手当額について

児童扶養手当の手当額については、「児童扶養手当法」、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき、年平均の全国消費者物価指数を基に所要の改定を行うこととされている。

平成22年度の児童扶養手当額については、平成21年の全国消費者物価指数の下落が対前年1.4%であるため、「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」の規定による特例措置により、平成21年度と同額に据え置かれることとなる。

#### 手当額

|           | (平成21年度)  | (平成22年度) |
|-----------|-----------|----------|
| 全部支給 (月額) | 41,720 円  | → 据え置き   |
| 一部支給 (月額) | 41,710 円  | → 据え置き   |
|           | ～ 9,850 円 |          |

### (2) 児童扶養手当の一部支給停止について

各自治体におかれては、昨年度より実施している児童扶養手当の一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務について、多大なご尽力とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務については、「支給要件に該当するに至った日から7年」の要件に該当する受給資格者が、平成22年4月に初めて児童扶養手当法第13条の2に基づく手続を行うことが必要となるが、これらの方への事前通知の送付について漏れがないよう対応頂くことに加え、一部支給停止適用除外手続を行っていない受給資格者との連絡、手続の支援等引き続き進めていただくとともに、手続を行った受給資格者については、一部支給停止措置の決定を取り消した後、速やかに差額を随意支払うなど、受給資格者の立場に立ったきめ細かい対応を今後ともお願いしたい。

また、就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられないために一部支給停止となった方に対しても、現況届などあらゆる機会を通じ、就業に向けた取組を促していただくようお願いする。

### (3) 児童扶養手当制度の運用について

児童扶養手当制度の運用については、日頃より、多大なご尽力とご協力をいただいているところであるが、児童扶養手当の認定等の際の手續に当たっては下記の事項に留意のうえ、引き続き適正な運用をお願いしたい。

- ・ 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速やかに渡すこと。
- ・ 児童扶養手当の申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- ・ 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないように留意すること。
- ・ なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。

(関連資料1)

### (4) 生計同一について

生計同一を判断する場合については、原則的に同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。

例えば、客観的な証明として、

- ①税法上の扶養親族
- ②住民票の分離
- ③公共料金
- ④生活の共用部分
- ⑤健康保険の扶養
- ⑥家賃の第三者を介した契約

が考えられるが、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定されたい。また、上記①から⑥までの要件すべてを満たさなければならないわけではなく、欠けている事項については本人からの申立書を提出させ、その事実確認のための実態確認を十分に行った上で、判断されたい。

(5) 養育費の申告について

養育費については、「養育費等に関する申告書」により把握しているところであるが、例えば前年の途中の離婚の場合に、誤って離婚以前の分も含め、年間分の養育費として計上するケースなどがあった。申告内容にこのような誤りがないか確認の上、適正に申告されるよう指導をお願いする。

(6) 児童扶養手当支給事務指導監査について

児童扶養手当支給事務指導監査については、地方厚生局及び都道府県により実施しているところであり、その結果は、関連資料3、関連資料4のとおりであるので、参考にされたい。

なお、平成21年度の地方厚生局の指導監査計画については、別途、地方厚生局から通知する。

(7) 児童扶養手当法改正に伴う帳票の改正について

父子家庭への児童扶養手当の支給に際し、今国会に、児童扶養手当法の一部を改正する法律（案）を提出している。これに伴い、帳票や事務処理マニュアルなどの改正を検討しているところであり、今後、受給資格者別、支給要件別等のデータ（詳細は関連資料4を参照）をとる予定としており、各自治体においては、関連資料4の事項に留意のうえ、帳票に係るシステム改修の準備を行っていただきたい。

今後、関連資料4の事項を基に、帳票を検討しお示ししたい。

## 児童扶養手当制度の運用について

### 手続上の留意点

- 児童扶養手当の申請を希望する相談があった場合には、必要な申請書類等を速やかに渡すこと。
- 児童扶養手当の申請があった場合には、書類の不備等が無ければ、申請を受け付け、支給要件に関し、実態を確認した上で、認定又は却下などの処分を行うこと。
- 実態をよく確認せずに支給要件に該当しないと決めつけて、申請を拒んだり、資格喪失処分を行うことがないよう留意すること。

#### 例えば

- ・ 前夫の住所が近隣であるからという理由だけで、偽装離婚であると申請を拒むのではなく、実態を確認の上、適切に判断する。
- ・ 未婚で子どもを出産した場合に、事実婚であると決めつけて資格喪失処分を行うのではなく、実態を確認の上、適切に判断する。
- ・ 親類の男性と週1回程度食事をしていただけで、事実婚であると決めつけて資格喪失を促すのではなく、実態を確認の上、適切に判断する。
- ・ DV被害者（母）に対する加害者（父）からのメールの内容が、そのDV被害者（母）に対する脅しの内容であるような場合に、メールがあったという理由だけで、児童に対する遺棄に該当しないと判断するのではなく、児童の遺棄に該当するか否かについて、メールの内容も含め様々な事実関係を総合的に勘案の上判断する。

- なお、児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に関わるため、受給資格者の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮すること。

平成20年度児童扶養手当支給事務指導監査(地方厚生局実施分)指摘件数

| 指 摘 事 項        | 文 書 | 口 頭 | 計   |
|----------------|-----|-----|-----|
| 管内市等及び町村に対する指導 | 0   | 2   | 2   |
| 委任機関に対する指導     | 0   | 0   | 0   |
| 障害認定医未設置       | 20  | 4   | 24  |
| 事務処理関係(専決規定等)  | 1   | 0   | 1   |
| 関係機関との連携       | 0   | 0   | 0   |
| 広報関係           | 0   | 0   | 0   |
| 認定状況           | 6   | 36  | 42  |
| 現況届の処理状況       | 9   | 15  | 24  |
| 時効             | 2   | 11  | 13  |
| 債権発生状況、防止策     | 0   | 10  | 10  |
| 受給資格喪失事務の処理状況  | 3   | 40  | 43  |
| 帳簿等の整備         | 1   | 2   | 3   |
| 手当証書の保管状況      | 0   | 0   | 0   |
| 減額支給           | 0   | 0   | 0   |
| 所得更正           | 0   | 4   | 4   |
| 様式不備           | 0   | 2   | 2   |
| 国庫負担金の算定       | 0   | 0   | 0   |
| 町村等の進達事務       | 0   | 0   | 0   |
| その他            | 13  | 28  | 41  |
| 合 計            | 55  | 154 | 209 |

\* 実施都道府県等 115 県等

平成20年度児童扶養手当支給事務指導監査実施状況報告書集計表

指摘状況

| 指 摘 事 項  | 文書指摘<br>件 数 | 口頭指摘<br>件 数 |
|--|-------------|-------------|
| <b>1. 主管課の業務体制の状況</b>  | <b>8</b>    | <b>25</b>   |
| <b>2. 関係機関等との連携の状況</b>   | <b>19</b>   | <b>42</b>   |
| (1) 関係機関との連携の状況  | 6           | 18          |
| (2) 関係部課との連携の状況  | 13          | 21          |
| (3) その他  | 0           | 3           |
| <b>3. 広報の状況</b>  | <b>42</b>   | <b>105</b>  |
| (1) 広報の時期、内容   | 32          | 66          |
| (2) 広報媒体の状況  | 7           | 17          |
| (3) その他  | 3           | 22          |
| <b>4. 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び<br/>保管状況</b>                     | <b>80</b>   | <b>218</b>  |
| (1) 諸様式用紙の整理及び保管の状況  | 6           | 12          |
| (2) 諸帳簿の作成、記入、整理及び保管状況   | 64          | 196         |
| (3) その他  | 10          | 10          |
| <b>5. 認定請求書受理の状況</b>   | <b>73</b>   | <b>208</b>  |
| (1) 認定請求書受理の状況   | 26          | 61          |
| (2) 認定請求書についての受給者等に対する記入要領<br>及び診断書、申立書その他必要な添付書類の作成指<br>導の状況  | 32          | 91          |
| (3) 認定請求書記載事項の補正の取扱い状況   | 0           | 14          |
| (4) 公的年金受給権の確認の状況  | 10          | 14          |
| (5) 身体障害者手帳、療育手帳の確認の状況   | 0           | 2           |
| (6) その他  | 5           | 26          |
| <b>6. 認定請求書の審査及び進達の状況</b>                                      | <b>55</b>   | <b>148</b>  |
| (1) 配偶者、子、扶養義務者との相互の身分関係及び<br>生計維持関係についての確認(戸籍、住民票との照<br>合)の状況 | 25          | 43          |
| (2) 受給資格者の所得、配偶者及び扶養義務者の所得<br>についての確認(課税台帳等との照合)の状況            | 14          | 25          |

| 指 摘 事 項                                     | 文書指摘<br>件 数 | 口頭指摘<br>件 数  |
|---|-------------|--------------|
| (3) 進達書類の審査、決裁の状況                           | 7           | 35           |
| (4) 受付から進達までの事務処理時間の状況                      | 5           | 12           |
| (5) その他                                     | 4           | 33           |
| <b>7. 現況届の処理状況</b>                          | <b>50</b>   | <b>109</b>   |
| (1) 現況届受理の状況                                | 6           | 19           |
| (2) 課税台帳等の照合の状況                             | 20          | 30           |
| (3) 審査、決裁の状況                                | 13          | 18           |
| (4) 受付から進達までの事務処理期間の状況                      | 3           | 0            |
| (5) 未提出者に対する調査及び提出の指導状況                     | 4           | 13           |
| (6) 受給資格が喪失していることが公簿等により確認<br>されている者の取扱いの状況 | 0           | 1            |
| (7) その他                                     | 4           | 28           |
| <b>8. 受給資格喪失者に係る事務処理状況</b>                  | <b>19</b>   | <b>116</b>   |
| (1) 資格喪失届の提出指導及び受理の状況                       | 6           | 24           |
| (2) 審査及び進達の状況                               | 5           | 40           |
| (3) 職権による事務処理の状況                            | 3           | 15           |
| (4) 資格喪失者に係る受給資格者名簿の処理、その保<br>管の状況          | 2           | 20           |
| (5) その他                                     | 3           | 17           |
| <b>9. その他</b>                               | <b>26</b>   | <b>83</b>    |
|   |             |              |
|   |             |              |
|   |             |              |
|   |             |              |
|   |             |              |
| <b>合 計</b>                                  | <b>372</b>  | <b>1,054</b> |



# 児童扶養手当法改正に伴う帳票の改正について

## 1. 受給資格者別

- ① 母
- ② 父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻 関係と同等の事情にあった者を含む。以下において同じ。)
- ③ 養育者

## 2. 支給要件別等

### ①支給要件

- a. 父母が婚姻を解消した児童
  - b. 父が死亡した児童
  - c. 母が死亡した児童
  - d. 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童
  - e. 母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
  - f. 父の生死が明らかでない児童
  - g. 母の生死が明らかでない児童
  - h. 父が引き続き1年以上遺棄している児童
  - i. 母が引き続き1年以上遺棄している児童
- などの積極的要件別

### ②不支給要件

- a. 対象児童が日本国内に住所を有しない
- b. 里親に委託されるようになった
- c. 受給者が公的年金を受けるようになったなどの消極的要件別

### その他(喪失要件)

- a. 母が婚姻した
- b. 父が婚姻した
- c. 受給者が死亡した
- d. 対象児童が死亡した
- e. 父の拘禁が終了した
- f. 母の拘禁が終了した
- g. 対象児童が18歳の年度末に達した
- h. 児童が父遺棄の状態でなくなった
- i. 児童が母遺棄の状態でなくなった

### ③交付要綱関係

受給者別の内訳  
(対象人数、対象経費等)

※上記1. 2を基に、帳票の改正を今後検討する

# 全国家庭福祉施策担当係長会議資料

## [扶養手当係説明資料②]

### 【別添資料②】

児童扶養手当事務処理マニュアル(案) . . . . . 1～113P

平成22年3月17日(水)  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(案)

児童扶養手当

事務処理マニュアル

— 目 次 —

第1章 児童扶養手当制度の概要

|           |   |
|-----------|---|
| I. 制度の概要  | 1 |
| II. 制度の変遷 | 4 |

第2章 児童扶養手当制度の解説

|   |    |
|---|----|
| I. 支給要件                                     | 8  |
| II. 用語の説明                                   | 11 |
| 1 母   | 11 |
| 2 父   | 11 |
| 3 養育者                                       | 12 |
| 4 児童  | 14 |
| 5 監護  | 18 |
| 6 住所  | 20 |
| 7 公的年金                                      | 21 |
| 8 遺族補償                                      | 24 |
| 9 里親  | 26 |
| 10 生計を同じくする                                 | 27 |
| 11 母の配偶者                                    | 30 |
| 12 父の配偶者                                    | 30 |
| 13 父母が婚姻を解消した児童                             | 31 |
| 14 父又は母が死亡した児童                              | 33 |
| 15 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童                 | 34 |
| 16 父又は母の生死が明らかでない児童                         | 38 |
| 17 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童                    | 39 |
| 18 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童              | 40 |
| 19 母が婚姻によらないで懐胎した児童                         | 41 |
| 20 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか<br>どうか明らかでない児童 | 42 |

第3章 厚生省令で定める届出

|                     |    |
|---------------------|----|
| I 認定請求書             | 43 |
| II 手当額改定請求書         | 53 |
| III 手当額改定届          | 56 |
| IV 支給停止関係届          | 57 |
| V 一部支給停止適用除外事由届     | 61 |
| VI 現況届              | 64 |
| VII 障害の状態の届出        | 71 |
| VIII 氏名変更の届出        | 73 |
| IX 住所変更の届出          | 75 |
| X 証書再交付の申請及び証書亡失の届出 | 79 |
| XI 受給資格喪失の届出及び死亡の届出 | 81 |
| XII 添付書類の省略         | 85 |

第4章 その他留意事項

|               |     |
|---------------|-----|
| I 所得          | 87  |
| II 支給期間及び支払期月 | 96  |
| III 支給制限の災害特例 | 99  |
| IV 未支払の手当     | 101 |
| V 時効          | 102 |
| VI 外国人        | 104 |
| VII 職権        | 107 |
| VIII 債権       | 108 |
| IX プライバシーの保護  | 111 |
| X 調査権         | 112 |
| XI 支払調整       | 113 |

※ 参考資料

(後日提示予定)

## I. 制度の概要

# 第1章 児童扶養手当制度の概要

### (1) 法律の目的（法第1条）

この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (2) 支給対象者等（法第4条及び第4条の2）

各支給要件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者。

ただし、母又は父、養育者が老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるときは、手当は支給されない。

また、同一児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は支給されない。

さらに、同一児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は支給されない。

### (3) 手当額（法第5条）

法律の規定により年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて、その翌年の4月以降の手当額が改定される。（自動物価スライド制）

#### 手当月額

##### ・児童1人の場合

|      |                |
|------|----------------|
| 全部支給 | 41,720円        |
| 一部支給 | 41,710円～9,850円 |
|      | (10円単位で設定)     |

##### ・児童2人以上の加算額

|           |        |
|-----------|--------|
| 2人目       | 5,000円 |
| 3人以降1人につき | 3,000円 |

(4) 所得制限 (法第9条、9条の2、10条、11条、13条の2)

児童扶養手当は、母子家庭等の経済状態に照らし、援助が必要な家庭に手当を支給する制度であるため、所得が一定額以上の家庭については、手当の支給を停止することとしている。

また、受給資格者(養育者を除く。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年(支給事由発生から7年)を超える場合に、受給資格者の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられない場合については、手当の1/2を支給停止する。ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。

なお、平成15年4月1日時点において受給資格のある母については、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年の起算日は、平成15年4月1日とする。

また、平成22年8月1日時点において受給資格のある父については、平成22年8月1日を起算日とする。

所得制限限度額

| ・本人          | 収入    | 所得    |
|--------------|-------|-------|
| 全部支給(2人世帯)   | 130万円 | 57万円  |
| 一部支給(2人世帯)   | 365万円 | 230万円 |
| ・扶養義務者(6人世帯) | 610万円 | 426万円 |

(5) 支給手続 (法第6条)

手当の支給は申請主義をとっている。手当を受けようとする者は、市区町村の窓口へ必要書類を添えて申請し、受給資格及び手当の額について、都道府県知事、市等(以下、「都道府県知事等」という。)の長の認定を受けなければならない。

(6) 支給期間及び支払期月 (第7条)

手当の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで行う。

なお、手当は、毎年4月、8月及び12月に前月までの分を支払う。

(7) 届出義務 (法第28条、28条の2、15条)

手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書

類その他の物件を提出しなければならない。受給者が正当な理由がなく命令に従わないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

都道府県知事等は、手当の認定を請求している者及び手当の支給を受けている者で届出をしている者に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと。

都道府県知事等は、受給資格者に対し、就業支援その他の自立のために必要な支援を行うことができる。

(8) 調査権 (法第29条、14条)

都道府県知事等は、その必要があると認めるときは、受給資格の有無及び手当額の決定等に必要事項について調査することができる。受給資格者が正当な理由がなく命令等に従わないときは、手当を支給しないことができる。

(9) 不服申立 (法第17条及び第17条の2)

市区長及び福祉事務所設置町村長のした手当の支給に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

また、都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

(10) 時効 (法第22条)

手当の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

## Ⅱ. 制度の変遷

### (1) 法制定の経緯

- S.34 国民年金の創設に際し、無拠出制の福祉年金の一つとして、  
死別母子世帯を対象とした、母子福祉年金の制度が設けられる。  
↓  
生別母子世帯にも同様な社会保障制度を設けるべき。  
↓  
S.36 児童扶養手当制度創設（母子福祉年金の補完的制度として発足）  
S.37.1 児童扶養手当法施行

### (2) 沿革

- S.36 制度創設（施行はS.37.1.1）  
S.38 児童の定義に20歳未満の身体に障害を有する者を加える  
S.39 児童の障害の範囲に内部障害、精神障害（知的障害を除く）を加える  
S.40 児童の障害の範囲に知的障害を加える  
S.48 老齢福祉年金、障害福祉年金との併給  
S.49 児童の障害の程度を国民年金法の障害等級1級程度から2級程度まで拡大  
S.50 児童の国籍要件を撤廃  
S.51 児童の定義を義務教育修了前から18歳未満に拡大（3か年で段階実施）  
S.57 受給資格者の国籍要件を撤廃  
S.60 制度の抜本改正  
○母子福祉年金の補完的制度から、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に改める  
○手当額の2段階制（所得による手当額の一部支給停止）  
○認定の請求期限（S.60.8.1以降に支給要件に該当するに至った者から）  
○支給主体を国から都道府県知事に移行（新規認定者から）  
○地方負担の導入（新規認定者分 国 8/10 都道府県 2/10）  
○父の所得による支給制限（別途政令で定める日から施行）  
○国民年金法等改正法により障害福祉年金の制度が廃止され、障害基礎年金に改正されることに伴い併給される公的年金は老齢福祉年金のみとなる（S.61.4～、ただし、施行日前の受給資格者については経過措置として手当額と年金の子の加算額との差額分を支給）

- S.61 国庫負担率の変更（国 7/10 都道府県 3/10）（補助金一括法暫定措置）  
H.元 国庫負担率の変更（国 3/4 都道府県 1/4）（恒久化）  
H.元 手当額改定に自動物価スライド制導入  
H.6 事務取扱交付金の人件費部分を一般財源化  
H.6 児童の定義を18歳未満の者から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大（H.7.4.1から施行）  
H.7 既認定者等に係る手当の支払いについて、振替預入を導入  
H.8 物価スライドによる特例措置（7年の物価指数が対前年比▲0.1%を据置）  
H.10 ・所得制限の見直しによる給付の重点化  
受給者本人（2人世帯：収入ベース）  
全部支給 204.8万円 → 従来どおり  
一部支給 407.8万円 → 300.0万円  
扶養義務者等（6人世帯：収入ベース）  
946.3万円 → 600.0万円  
・未婚の母の子が認知された後も継続支給（平成10年8月から施行）  
H.12 物価スライドによる特例措置（11年の物価指数が対前年比▲0.3%を据置）  
H.13 物価スライドによる特例措置（12年の物価指数が対前年比▲0.7%の下落と前年度に据え置いた▲0.3%と併せた▲1.0%を据置）  
H.14 就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係の見直し（H.14.8から施行）  
・所得制限限度額の見直し  
受給者本人（2人世帯：収入ベース）  
全部支給 204.8万円 → 130.0万円  
一部支給 300.0万円 → 365.0万円  
・手当額の見直し  
全部支給 42,370円 → 従来どおり  
一部支給 28,350円 → 42,360円～10,000円  
・所得の範囲の見直し  
母が前夫から受け取った養育費を所得に加算  
物価スライドによる特例措置（13年の物価指数が対前年比▲0.7%の下落と前年度、前々年度に据え置いた▲0.3%、▲0.7%と併せた▲1.7%を据置）  
H.15 支給期間と手当額の見直し（4月から）  
・支給期間が5年を経過したとき又は支給要件に該当したときから7年を経過したときは、政令（障害や疾病を有する場合、0～3歳未満の児童

を養育する場合、各種施策の進展及び離婚の状況などを踏まえ、関係政令を制定)で定めるところにより手当を一部支給しないこととする。

(平成20年4月から適用)

・手当の請求期限(5年間)の撤廃

・所得の範囲の見直し(児童が前夫から受け取った養育費も所得に加算)(4月から)

物価スライドによる特例措置

・過去3か年分の物価下落率▲1.7%を据置とするが、平成14年分の物価下落分のみ(▲0.9%)の改定

・平成14年8月の制度改正(所得制限の見直し)の実施により、手当額が減額となった受給者が多いことから、この影響を踏まえ、マイナス0.9%の改定は平成15年10月から実施

H.16 物価スライドによる特例措置(物価下落率▲1.7%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%))について、15年の物価下落分(▲0.3%)の改定を実施(16年4月から)

・事務取扱交付金を一般財源化

H.17 平成17年通常国会において、児童扶養手当の額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法律が成立(物価が上昇した場合には手当額を据え置くこととし、物価が下落した場合には、特例法第2項の規定に基づく改定が行われた年と比較しその下落した割合に応じて引き下げる特例額と、児童扶養手当法第5条の2による本来額を比較し、後者が前者を下回る場合には前者の額とする)。

H.18 国庫負担率の変更(国1/3 都道府県、市等2/3)

・17年の物価下落分(▲0.3%)の改定を実施した上で、物価スライドによる特例措置(物価下落率▲1.7%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%)(18年4月から)

H.19 物価スライドによる特例措置(物価下落率▲1.4%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%-18年▲0.3%))により、手当額は据え置き

H.20 一部支給停止措置の適用開始(20年4月)

平成14年の法改正の趣旨を踏まえ、手当の支給開始月の初日から起算して5年(又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年)を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。  
ただし、政令に定める一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用除外とする。

3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。

・19年の物価指数0%で、物価スライドによる特例措置(物価下落率▲1.4%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%-18年▲0.3%))により、手当額は据置き

H.21 20年の物価上昇+1.4%で、物価スライドによる特例措置(物価下落率▲0%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%-18年▲0.3%+20年1.4%))により、手当額は据置き

H.22 父子家庭への児童扶養手当の支給(22年8月)

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。



## 第2章 児童扶養手当制度の解説

### I. 支給要件

#### 1. 母のとき

##### ①積極的要件

次のイからリまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合

- イ 父母が婚姻を解消した児童 法第4条第1項第1号イ
- ロ 父が死亡した児童 法第4条第1項第1号ロ
- ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 法第4条第1項第1号ハ
- ニ 父の生死が明らかでない児童 法第4条第1項第1号ニ
- ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの 法第4条第1項第1号ホ
- ヘ 父が引き続き1年以上遺棄している児童 政令
- ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 政令
- チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 政令
- リ 前身に該当するかどうか不明な児童 政令

##### ②消極的要件

児童がイからチのいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。

- イ 日本国内に住所を有しないとき。 法第4条第2項第1号
- ロ 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その金額につきその支給が停止されているときを除く。 法第4条第2項第2号
- ハ 父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに該当する給付（以下この項において「遺族補償等」という。）を受けられる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 法第4条第2項第3号
- ニ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する異親に委託されているとき。 法第4条第2項第4号
- ホ 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。 法第4条第2項第5号
- ヘ 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 法第4条第2項第6号
- ト 母の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。 法第4条第2項第7号
- チ 父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 法第4条第2項第8号

## 2. 父のとき

### ①積極的要件

次のイからリまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合

|                                 |             |
|---------------------------------|-------------|
| イ。父母が婚姻を解消した児童                  | 法第4条第1項第2号イ |
| ロ。母が死亡した児童                      | 法第4条第1項第2号ロ |
| ハ。母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童     | 法第4条第1項第2号ハ |
| ニ。母の生死が明らかでない児童                 | 法第4条第1項第2号ニ |
| ホ。その他イからミまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの | 法第4条第1項第2号ホ |
| ヘ。母が引き続き1年以上遺棄している児童            | 政令          |
| ト。母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童      | 政令          |
| チ。母が婚姻によらないで懐胎した児童              | 政令          |
| リ。前号に該当するかどうか明らかでない児童           | 政令          |

(P)

### ②消極的要件

児童がイからチのいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。

|  |             |
|--|-------------|
| イ。日本国内に住所を有しないとき。  | 法第4条第2項第1号  |
| ロ。父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その金額につきその支給が停止されているときを除く。   | 法第4条第2項第2号  |
| ハ。父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに該当する給付（以下この項において「遺族補償等」という。）を受けられる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 | 法第4条第2項第3号  |
| ニ。児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する里親に委託されているとき。  | 法第4条第2項第4号  |
| ホ。母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。   | 法第4条第2項第10号 |
| ヘ。母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。  | 法第4条第2項第11号 |
| ト。父の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。  | 法第4条第2項第12号 |
| チ。母の死亡について支給される遺族補償等を受けとることができる父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。                                      | 法第4条第2項第13号 |

## 3. 養育者のとき

### ①積極的要件

上記1①のイからリに該当する児童を母が監護しない場合又は2①のイからリに該当する児童を父が監護しないか、若しくは生計を同じくしない場合であって、当該児童を養育するとき

### ②消極的要件

児童がイからチのいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。

|  |            |
|--|------------|
| イ。日本国内に住所を有しないとき。  | 法第4条第2項第1号 |
| ロ。父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その金額につきその支給が停止されているときを除く。   | 法第4条第2項第2号 |
| ハ。父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに該当する給付（以下この項において「遺族補償等」という。）を受けられる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 | 法第4条第2項第3号 |
| ニ。児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する里親に委託されているとき。  | 法第4条第2項第4号 |
| ホ。父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。   | 法第4条第2項第5号 |
| ヘ。父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。  | 法第4条第2項第6号 |
| ト。母の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。  | 法第4条第2項第7号 |
| チ。父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けとることができる者の養育を受けている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。   | 法第4条第2項第9号 |

### ③支給の調整（法第4条の2）

|  |
|--|
| イ。同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。 |
| ロ。同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。                           |

## Ⅱ. 用語の説明

### 1. 母

対象児童と戸籍上親子関係にある母。また、養子縁組をした養母も含まれる。

### 2. 父

対象児童と戸籍上親子関係にある父。また、養子縁組をした養父も含まれる。

母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含む。〔法第3条第3項〕

### 3. 養育者

母又は父を除き児童を養育する一切の者をいう。

#### 〔養育する〕

「児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持すること」と定義されているように、「養育」の概念には「監護」のほかに、「同居」及び「生計維持」の要件が加わる。

#### 〔監護〕

「5. 監護」を参照

#### 〔同居〕

「同居」とは起居をともにしていることをいい、原則として住民票を一にしていることや生計同一関係にあることで判断される。同居か否かは、主観的ではなく、住民票や日常生活から客観的に定まるものと解される。例外的には、住民票を一にしている場合にも同居していない場合や、住民票を異にしているも同居しているとみられる場合もあるが、社会通念に照らし、解釈すべきものとする。

なお、児童が勉学のため、寮、下宿等に居住する場合でも、その寮、下宿等が養育者の住所に近接する地にあり、休暇以外にしばしば帰宅している事実があれば同居と解し、生計維持、監護の要件を満たしていれば手当を支給している。

〔昭和48年児企第28号第2問11・昭和55年児企第29号第2問5〕

#### 〔生計を維持する〕

児童の生計費のおおむね大半を支出している場合がこれに相当するものと解される。生計維持のための資金は、必ずしも自分が稼いだものである必要はなく、養育者たるべき者が他から仕送りを受けたり、生活保護法における生活保護金品を受けたものでも生計維持の観念は成り立ち得るものと解されるが、児童の所有に属する金銭や生活保護金品（世帯分離の場合）が児童の生計費の主たる部分を占めている場合には、生計維持とはいえない。

○児童福祉施設の長その他の職員は、法第4条第1項の養育者として取り扱わない。

〔昭和36年児発第1356号〕

☆解説

児童福祉施設の長その他の職員は、施設入所児童の生計を個人的に維持しているわけではないから、第4条第1項にいう養育者ではなく、また、養育は同居を要件としているから、施設収容の児童については施設の外部にも養育者は存在せず、したがって、施設収容の児童は、児童扶養手当の支給の対象とはなり得ない。

○児童のみの世帯等で児童を養育している者が未成年者である場合でも、児童を養育している実態があればこれを養育者として取り扱って差し支えないが、これについては次の点に留意されたい。

1. 児童扶養手当の支給の対象となる児童を養育している事実がある場合に限ること。
2. 1の事実があれば意思能力があると認められるので、必ずしも法定代理人、指定受取人等をたてる必要はないこと。

[昭和36年児発第1356号・昭和37年児発第74号]

なお、未成年者が受給資格者の場合、当該未成年者は、支給対象児童とはならない。

☆解説

未成年者が婚姻したときは、民法第753条により成年に達したものとみなす。

## 4. 児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令別表第1で定める程度の障害の状態にある者。[法第3条第1項]

○支給対象児童の範囲について

- ・児童が、就学しているか就職しているかは問わないこと。[昭和51年児企第36号]

(注意事項)

児童が就労している場合、当該児童が受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であるときは、法第10条及び第11条の適用を受ける。

※扶養義務者の範囲は、(図を作成予定)参照

- ・児童が婚姻をしている場合は、民法第753条の規定により成年に達したものとみなし、支給対象児童とはならない。

○戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて  
離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、出生証明書により、対象児童及びその母が確認でき、かつ、当該児童が国内に居住している実態を確認できれば、支給対象とすることができること。

【政令別表第1に定める程度の障害】

※国民年金法による障害程度の1級及び2級並びに身体障害者福祉法による障害等級の1級、2級、3級及び4級の一部がこれに相当する。

なお、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の別表に定める障害の程度に該当するものは、当然に政令別表1に定める障害の程度に該当する。

政令別表第1

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢の足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号の掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの  
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

○障害の認定要領〔昭和49年児発第518号〕

1. 障害の認定について

(1) 法第3条にいう「障害の状態」とは、精神又は身体に政令別表第1に該当する程度の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態をいう。

なお、「傷病がなおった」については、器質的欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとし、「症状が固定した」については、症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなったとき又は傷病にかかわりなく障害の状態が固定したときをいうものであり、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、その症状が安静を必要とし、当面医療効果が少なくなったときをいう。

(2) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定に当たっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後並びに日常生活能力等を十分勘案し総合的に認定を行う。

なお、日常生活能力については、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものであるが、この程度とは、家庭内での身のまわりの整理程度の行動はできるが、それ以上の行動はできないもの、又はしてはいけないもの、すなわち病院内の生活でいえば、行動範囲はおおむね病棟内に限られるものをいう。

- (3) 障害の認定は、診断書（児童扶養手当法施行規則様式第2号）及びエックス線直接撮影写真によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行う。
- (4) 障害の程度について、その状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定する。
- (5) 各傷病についての障害の認定は、「児童扶養手当法別表第1における障害の認定要領」（昭和49年児発第518号）の別添1から別添4及び「児童扶養手当におけるヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定」（平成10年児家第18号）による。

2. 障害の状態を審査する医師について

障害の状態を審査するために必要な医師を置く。

（注意事項）

少なくとも内科、外科及び精神科の疾病の診療に専門的に従事している医師がそれぞれ判定にたずさわることができる体制を確立しておくことが望ましい。〔昭和39年児企第41号〕

3. 障害の認定に係る診断書等について

(1) 障害児童が、次に掲げる場合は診断書等を添付させることに代えて、認定請求書の備考欄に必要な事項を記入させ、これによって認定してよい。

- ア 特別児童扶養手当の支給対象
- イ 身体障害者手帳1級から3級
- ウ 療育手帳A

(2) 精神の障害に係る診断書は、できる限り精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健指定医又は精神科の診療に経験を有する医師の作成したものとするよう指導する。

※参考通知

- ・「児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行について」（昭和39年児発第547号）
- ・「児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行について」（昭和40年児発第499号）

○有期認定について（1.5. 父又は母障害参照）

○診断書の無料又は低額交付等（1.5. 父又は母障害参照）

○障害認定に係る再診の取扱い（1.5. 父又は母障害参照）

## 5. 監護

監督し、保護すること、すなわち主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていることと解される。親権の有無を問わず、また同居を要件としない。

○「監護」の解釈について

（1）精神面等から児童の生活に種々配慮していること。

（2）同居しているか別居しているかを問わないこと。

以上により、同居の場合は原則として監護していると考えられるが、別居の場合は、例えば、定期的な訪問、手紙、電話等のやりとり、仕送り等があれば監護しているものと考えられる。[昭和51年児企第36号]

○児童福祉施設（母子生活支援施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・情緒障害児短期治療施設に通園している場合、保護者とともに入所する場合を除く）に児童福祉法第27条第1項第3号の規定によって入所させられている児童及び少年院、少年鑑別所等に収容されている児童の母は、当該児童を監護しないものとして取り扱う。

※小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）についても同様に取り扱い。

### ☆解説

支給対象児童が児童福祉施設に入所した場合、監護は施設の長等のみが行っていると解し、また、国費を二重に支給する場合も生じて不適当である等の理由から、このような児童の母には児童扶養手当は支給しない取り扱いとなっている。

また、支給対象児童が病気等のために措置停止されて自宅に帰っている場合でも、施設長の監護下にあるので、措置解除されるまで認定請求をすることができない。

なお、支給対象児童が施設入所した場合の主な監護要件の有無は（別表）によること。

※父の場合も同様とする。

○月の初日において児童が児童福祉施設に入所した場合の取扱いについて

月の初日（例えば4月1日）に児童が児童福祉施設（収容施設）に入所した場合においては、当該月の初日から児童は施設の監護下にあり、父又は母の監護又は養育者の養育は及んでいないと考えられるので、当該月（4月）の児童扶養手当

は当該児童については支給しない。

☆解説

支給対象児童が児童福祉施設に入所した場合、入所措置された日の前日に資格喪失を行う。また、措置解除された場合、措置解除日から認定請求をすることができる。

なお、児童の側の都合により実際の入所が、入所措置された日より遅れたとしても、入所措置された日の前日に資格喪失を行う。

○精神病で入院した母等の監護能力に疑義が生じた場合は、医師の所見又は診断書により判定する。

(別表)

| 児童福祉法       |          |
|-------------|----------|
| 乳児院         | ×        |
| 児童養護施設      | ×        |
| 知的障害児施設     | ×        |
| 盲ろうあ児施設     | × (通園 ○) |
| 肢体不自由児施設    | × (通園 ○) |
| 重症心身障害児施設   | ×        |
| 情緒障害児短期治療施設 | × (通園 ○) |
| 児童自立支援施設    | ×        |
| 母子生活支援施設    | ○        |
| 知的障害児通園施設   | ○        |
| 保育所         | ○        |

## 6. 住所

民法第21条に規定する各人の生活の本拠をいう。通常住民基本台帳法による住民登録によって公証される場所を指す。

○児童扶養手当受給資格申請の受理に際し、請求者の住民票上の住所地と現実の住所地とが異なっている場合、住民票を現実の住所地に移動させた後に、住所地の市区町村において受理することとしているが、父の暴力、酒乱等から逃れるために住所を移し、現住所が、当該父に知られると危害が加えられる虞が強い場合等住民票の移動ができないことに真にやむを得ない理由がある場合に限り、現実の住所地の市区町村において受理して差し支えない。[昭和60年児企第37号]

○なお、父の暴力、酒乱以外にも、例えば、父又は本人のサラ金の取り立てや児童のいじめ等住民票を移動することができないことに真にやむを得ない理由として、取り扱って差し支えないこととする。

## 7. 公的年金

### (1) 公的年金との併給制限

児童扶養手当は、二重の社会保障給付を避けるため、公的年金との併給制限が行われており、下記のとときには手当支給されない。

- ・児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。(全額が支給停止されているときを除く。)[法第4条第2項第2号]
- ・母又は養育者に対する手当について、児童が父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。[法第4条第2項第5号]
- ・父に対する手当について、児童が母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。[法第4条第2項第10号]
- ・母又は父、養育者が老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。(全額が支給停止されているときを除く。)[法第4条第3項第2号]

なお、「受けることができるとき」とは、請求すれば支給されるのに請求しないでまだ受けていない場合も含まれる。

### (2) 公的年金給付 [法第3条第2項]

#### ①国民年金法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金である。

また、国民年金法等の一部を改正する法律第1条による改正前の国民年金法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、老齢福祉年金も、年金たる給付に含まれる。

#### ②厚生年金保険法に基づく年金たる給付 (同法付則第28条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。)

年金たる給付とは、老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金である。

また、国民年金法等改正法第33条による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金もここにある年金たる給付に含まれる。

#### ③船員保険法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、障害年金及び遺族年金である。また、国民年金法等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金もここにある年金たる給付に含まれる。

#### ④恩給法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、普通恩給、増加恩給及び扶助料である。

#### ⑤国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金である。なお、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)による改正前の国家公務員等共済組合法等による年金たる給付である退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金もここにある年金たる給付に含まれる。

#### ⑥地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

地方公務員の退職年金に関する条例は、地方自治法第14条の規定による条例の制定権によって、同法第205条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第43条の規定による退職年金について制定されたものである。

#### ⑦地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金である。なお、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)による改正前の地方公務員等共済組合法等による年金たる給付である退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金もここにある年金たる給付に含まれる。

#### ⑧私立学校教職員共済法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金である。なお、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第106号)による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付である退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金もここにある年金たる給付に含まれる。



⑨旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

旧陸軍共済組合や旧海軍共済組合あるいはいわゆる外地関係共済組合による年金受給者等に対し、これらの共済組合が支給すべきであった年金を権利義務を承継した国家公務員共済組合連合会が支給することとしている。

⑩戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、障害年金、遺族年金及び遺族給付金である。

⑪未帰還者留守家族等援護法に基づく留守家族手当及び特別手当（附則第45項に規定する手当を含む。）

年金たる給付とは、法第5条及び附則第9項の規定により支給される留守家族手当及び特別手当である。

⑫労働者災害補償保険法に基づく年金たる給付

年金たる給付には、業務災害について、障害補償年金、遺族補償年金（一時金として支給を受けた場合を含む。）及び傷病補償年金、通勤災害について、障害年金、遺族年金及び傷病年金がある。

⑬国家公務員災害補償法に基づく年金たる補償

年金たる補償とは、障害補償年金及び遺族補償年金である。

なお、国家公務員災害補償法を準用する場合として、裁判所職員臨時措置法第5号、防衛庁の職員の給与等に関する法律第27条などがある。

⑭公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

年金たる補償とは、障害補償、遺族補償等である。

⑮地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

年金たる補償とは、障害補償年金及び遺族補償年金である。

## 8. 遺族補償

①遺族補償との関係【法第4条第2項第3号、第8号、第9号、第13号】

児童扶養手当は児童が下記に該当するときは、当該給付の事由が発生した日から6年を経過しないと支給しない。

- ・父若しくは母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下「遺族補償等」という。）を受けることができる場合。
- ・母に対する手当について父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合。
- ・父に対する手当について母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受けかつこれと生計を同じくしている場合
- ・養育者に対する手当について父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合。

②遺族補償等【法第4条第2項第3号・令第2条】

・労働基準法の規定による遺族補償

労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。【労働基準法第79条】

・国会職員法第26条の2の公務上の災害に対する補償

国会職員及びその遺族は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮って定めるところにより、その国会職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等を受ける。

・船員法第93条の遺族手当

船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、命令の定める遺族に標準報酬の月額36箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

・災害救助法第29条の遺族扶助費

第24条（救助業務従事の命令）又は第25条（救助業務への協力命令）の規定により、

救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

・労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律に規定する災害補償

政府は、官吏その他政府職員（以下職員という。）、職員の遺族又は職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対する給与で労働基準法（同法第15条第3項〔就業のために住居を変更した者の帰郷旅費〕、第20条〔解雇の予告〕、第21条〔解雇の予告を要しない場合〕、第68条〔帰郷旅費〕及び第75条から第80条まで〔災害補償〕の規定を除く。）又は船員法（同法第46条から第48条まで〔雇止手当・送還・送還の費用〕及び第89条から第96条まで〔療養補償・傷病手当及び予後手当・障害手当・行方不明手当・遺族手当・葬祭料・他の給付との関係・審査及び仲裁〕の規定を除く。）の定める労働条件に相当するものが、当該基準による給付の額に達しないときは、その基準による給与の額に達するまで給与を増額して支給する。

・警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第5条第1項第5号の遺族給付

遺族給付（協力援助者が死亡した場合における遺族に対する給付）

・海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律第5条第1項第5号の遺族給付

遺族給付（協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付）

・証人等の被害についての給付に関する法律第5条第5号の遺族補償

遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であって、証人等の範囲に属し、かつ、加害者との間に親族関係がないものに対して行う給付）

---

○自動車損害賠償保障法による損害賠償は、法第4条第2項第3号に該当しない。

## 9. 里親

里親は、「養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者」であり、都道府県知事（通常は権限の委任を受けた児童相談所長）は、このような児童をあたたかい家庭環境の中で健全に育てるために、里親に委託する措置をとることができる（児童福祉法第27条第1項第3号）。

里親に委託された児童の生活費は、公費で保障することとされているので、児童扶養手当は里親には支給されない。

## 10. 生計を同じくする

生計同一とは、両者の生活に一体性があることをいう。具体的には、収入及び支出すなわち消費生活上の家計が同一であることが一応の基準となる。一時出稼や入院等のように一時的に別居している場合であっても社会通念上生活に一体性が認められれば、生計同一関係を認めるべきである。

生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。

例えば、受給資格者が生計を異にする客観的な証明として

- ①税法上の扶養親族
- ②住民票の分離
- ③公共料金
- ④生活の共用部分
- ⑤健康保険の扶養
- ⑥家賃の第三者を介した契約

が考えられるが、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定する。

### ○ 判断するに当たっての留意点

生計同一であるかどうかを判断する際には、上記①から⑥までの要件すべてを満たさなければならないわけではなく、欠けている事項については本人から申立書を提出させ、その事実確認のための実態調査を行った上で、判断されたい。

なお、上記の②、③、④の事項について、判断する上での留意点を示したので、ご参考とすること。

#### 1 住民票が分離していること

・ 住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一でないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料となること。

・ 住民票が同じであっても、

- ① 2世帯住宅のように例えば「1階に母の扶養義務者、2階に母子」又は「1階に父の扶養義務者、2階に父子」がそれぞれ分かれて居住している場合
- ② 母子が母の扶養義務者の居住している敷地内の別棟、離れに居住している又は父子が父の扶養義務者の居住している敷地内の別棟、離れに居住してい

る場合

③ 団地、マンション、アパートの居住者で母の扶養義務者と別の部屋、建物等に母子と母の扶養義務者がそれぞれ別々の契約をしている又は父の扶養義務者と別の部屋、建物等に父子と父の扶養義務者がそれぞれ別々の契約をしている場合

④ 事情により扶養義務者が居住していない場合

などの場合が考えられるので、住民票と実態が異なる場合の申立書を提出させること。

#### 2 公共料金（電気、ガス、水道料金等）

・ 本人及び扶養義務者がそれぞれ自分名義で契約し、支払っているかどうか。領収書やメーターが別々であることを確認すること。

ただし、メーターを別にする費用が多額なため、別々にできない場合もあるので留意のこと（特に水道料金は建物の構造上メーターが一つになっている事情を考慮すること。）、この場合、扶養義務者と折半していることを証明できる書類、メーター等が別々にできないことの申立書を提出させること。

#### 3 生活の共用部分

##### ① 同一敷地内の家屋の場合

住居の見取り図から玄関、廊下、風呂、トイレ、台所等が別々であるかどうかを確認すること。その際、互いのスペースに入らずに生活できることが可能であるかどうかみること。例えば玄関が一つであったとしても、独立した生活空間があれば、生計同一ではないと判断できる材料となる。

また、同一敷地内でも、2世帯住宅や離れの場合は生計が別々であることの申立書を提出させること。

##### ② 同一敷地外の家屋の場合

同一敷地外であったとしても、例えば「母子が道路を隔てたところに居住し、公共料金の一つであるなど、母の扶養義務者との生活に交流があれば」又は「父子が道路を隔てたところに居住し、公共料金の一つであるなど、父の扶養義務者との生活に交流があれば」、生計同一であると判断できる材料となること。

#### 4 その他

・ 本人から提出された書類（住居の見取り図、光熱水費の領収書、賃貸契約書の写し、生計同一ではない申立書等）だけでは、実態と異なる場合が多々あるので、

必ず実態調査をした上で、総合的に判断されたい。

### 1.1. 母の配偶者

例えば母の連れ子からみた母の夫つまり義父をさす。義父と連れ子とは民法上扶養の義務はない（民法第877条第1項）が、児童が現実義父によって養育されている場合には、義父が父と同様の役割を果たしているため、父に準ずるものとして取扱い、その義父が政令別表2に定める程度の障害の状態にあるときを除き、手当は支給しないこととされている。

なお、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。〔法第3条第3項〕

### 1.2. 父の配偶者

例えば父の連れ子からみた父の妻つまり義母をさす。義母と連れ子とは民法上扶養の義務はない（民法第877条第1項）が、児童が現実義母によって養育されている場合には、義母が母と同様の役割を果たしているため、母に準ずるものとして取扱い、その義母が政令別表2に定める程度の障害の状態にあるときを除き、手当は支給しないこととされている。

なお、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。〔法第3条第3項〕

### 1.3. 父母が婚姻を解消した児童

○児童の父母が婚姻を解消した場合は、当該児童を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は養育する者に支給される。

(法第4条第1項第1号イ、第1項第2号イ、第1項3号)

○本法でいう「婚姻」には、法律上の婚姻のほか、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるいわゆる事実婚も含まれる(法第3条第3項)。「婚姻の解消」には、離婚及び事実婚の解消がある。

なお、事実上婚姻関係をやめている場合であっても離婚届を提出せず、戸籍上婚姻関係にあるかぎり婚姻を解消したことにはならない。

#### [事実婚]

##### (注意事項)

○事実婚の審査については、住民票上母子以外の者との同居を示唆するいわゆる方書きのある場合、前夫と住民票上世帯分離となっている場合等事実婚が存在することが想定される場合は、その事実関係については十分な調査を行うこと。[昭和60年児企第34号]

※父子の場合も同様とする。

○事実婚の範囲について [昭和48年児企第28号]

児童扶養手当は、母がいわゆる事実婚をしている場合には支給されない。(法第4条第2項第7号及び第3条第3項) これは、母が事実婚をしている場合に実質上の父が存在し、児童はその者から扶養を受けることができるので、本手当を支給する必要性が存在しないからである。

例えば、未婚の母の受給者が妻子ある男性と同居している等、いわゆる内縁関係にある場合であって、当事者の関係が民法に規定する重婚の禁止(第732条)、近親者の制限(第734条)、直系姻族間の婚姻の禁止(第735条)又は養親子間の婚姻の禁止(第736条)のいずれかの規定に抵触する場合であっても、事実婚は成立するものであること。

従って、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在していれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱う。

また、事実婚は、原則として同居していることを要件とするが、ひんぱんに定

期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合には同居していても事実婚が成立しているものとして取り扱う。

なお、母子が税法上の扶養親族としての取り扱いを受けている場合には、生計同一関係にあることが推測されるので、実態を十分に調査のうえ認定は慎重に行ふ。

※父の場合にあっても同様とする。

○離婚により児童扶養手当を受けていた母が障害(国民年金の障害等級の1級)を有する男と再婚した場合(再婚した男と児童は養子縁組をしている)、いったん資格喪失処分を行い、改めて「父の障害」で認定請求をさせること。

※父の場合で、母が障害を有するときはも同様とする。

#### [養父母と実父母の取り扱い]

##### ☆解説

児童が養子縁組をしている場合、認定に当たっては注意を要する。養父母と実父母は同じ取り扱いとなる。例えば、実父母が離婚し、その後養子縁組をしたが、養父又は養母が拘禁された場合、実父母の離婚を事由として直ちに資格認定するのではなく、養父又は養母が一年以上拘禁された場合に拘禁を事由として認定することとなる。

※なお、特別養子縁組をしている場合、戸籍上、実父母は父母でなくなるため、養父母との関係のみで判断する。

##### ☆解説

婚姻をしていない男子・女子が支給要件に該当する児童と養子縁組をした場合、当該児童を養育していなければ支給要件に該当しない。

#### 14. 父又は母が死亡した児童

Q児童の父が死亡した場合は、当該児童を監護する母又は養育する者に支給される。  
(法第4条第1項第1号ロ、同項第3号)

Q児童の母が死亡した場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は養育する者に支給される。(法第4条第1項第2号ロ、同項第3号)

ただし、父又は母の死亡につき、受給者又は児童が公的年金給付等を受けることができる場合は法第4条第2項又は第3項の消極的要件に該当するため、児童扶養手当は支給されない。

#### 15. 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童

Q児童の父が児童扶養手当法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある場合は、当該児童を監護する母又は養育する者に対して支給される。  
(法第4条第1項第1号ハ、同項第3号)

Q児童の母が児童扶養手当法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は養育する者に対して支給される。(法第4条第1項第2号ハ、同項第3号)

##### ☆解説

国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級、身体障害者福祉法による障害等級の1級及び2級がほぼ児童扶養手当法施行令別表第二に相当する。

##### 施行令別表第二

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの  
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※第11号の厚生労働大臣が定めるもの

当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの【厚生労働省告示第124号】

○障害の認定について [昭和36年児発第1374号]

(1) 施行令別表第二各号の説明

施行令別表第二第1号から10号までは障害の原因となった傷病がなおった場合であり、第11号は障害の原因となった傷病がなおらない場合であるが、その傷病につきはじめて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過した日以後において、第11号に定める程度の障害の状態に該当するものとする。

☆解説

○「傷病がなおった」については、器質的欠損若しくは変形又は後遺症を残しているも、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとし、また、慢性疾患においては、その症状が安定し長期にわたってその傷病の固定性が認められ、かつ、もはや、医療効果が期待できなくなったときは、そのときをもって「なおった」ものとして取り扱う。

○「労働することを不能ならしめ」とは、一般的な労働能力を全く喪失したものをいう。

○第11号の場合、その傷病につきはじめて医師の診療を受けた日に、第11号に該当する必要はない。

(2) 認定の方法

障害の認定は診断書（児童扶養手当法施行規則様式第2号）及びレントゲンフィルムによって行うが、それらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は検診等を実施したうえで適正な認定を行うこと。

(3) 障害の認定基準

障害の認定基準は、「児童扶養手当法（別表第二）における障害の認定要領について」（昭和36年 児発第1, 374号）の別添1から別添6及び「児童扶養手当におけるヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定」（平成10年児家第18号）による。

○有期認定について

(1) 認定期間の終期の月について

認定期間の終期の月は、3月、7月又は11月のいずれかとして認定すること。[昭和42年児発第765号]

(2) 障害認定通知書について

有期認定した場合、下記の通知書（例文）を当該受給者に交付すること。[昭和42年児発第765号]

障害認定通知書

平成 年 月 日

〇〇〇〇殿

〇〇都道府県知事等 印

あなたの児童扶養手当の受給資格は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までとなっております。それ以後引き続き手当をうけようとするときは、

※1

〇〇さんの障害の状態について平成〇年〇月又は〇月中に専門医の診断をうけ、所定の様式による障害認定診断書を作成してもらい、これに児童扶養手当証書を添えて平成〇年〇月中に〇〇市町村役場へご提出下さい。

※2

※1 障害認定診断書の診断年月日は、原則として提出期限の月又はその前月中のものであること。

※2 障害認定診断書の提出期限は認定の終期の月であること。

○障害認定医の設置について

少なくとも内科、外科及び精神科の疾病の診療に専門的に従事している医師がそれぞれ判定にたずさわることができる体制を確立しておくことが望ましい。[昭和39年児企第41号]

なお、市等において認定件数が極めて少数であることから、医師を確保することが困難な場合には、①都道府県の障害認定医に依頼したり、地域の医師会等からの推薦を依頼する、②都道府県の障害認定医との兼任、③近隣の複数の市等で協力するなどの方法で確保すること。[平成14年雇児福発第0730001号]

○障害認定診断書の取扱い [昭和37年児発第13号]

(1) 診断書の無料又は低額交付について

児童扶養手当制度による診断書作成のための初診料、検査料及び文書料としての診断書料を負担することが困難であるか又は負担することができない者に

については、国立病院等において、無料又は低額な費用によって診断書の交付を受けることができる。

(2) 生活保護法の被保護世帯についての本診断書の費用について

生活保護法の被保護世帯については、無料又はできる限り低額で本診断書の交付を受けることができるよう配慮せられたいが、本診断書の交付を受けるために費用を負担した場合においては、生活保護法の運用上児童扶養手当の受給のための必要経費として収入から控除される。

○障害認定に係る再診の取扱い〔昭和37年児発第752号〕

児童扶養手当障害認定診断書に所要事項がすべて記載されているが、その記載のみでは障害の程度及び状態を的確に認定することが困難な場合には、児童扶養手当法第29条第2項の規定によりあらためて当該都道府県知事等が指定した医師の受診を命じ、その再診の結果を待って認定の可否を決定すること。

なお、再診を委託する医療機関は、官公立病院（療養所）又はこれに準ずる医療機関であって障害の診断に必要な諸検査の設備が完備されていること。

## 16. 父又は母の生死が明らかでない児童

○児童の父の生死が明らかでない場合は、当該児童を監護する母又は養育する者に対して支給される。（法第4条第1項第1号ニ、同項第3号）

○児童の母の生死が明らかでない場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は養育する者に対して支給される。（法第4条第1項第2号ニ、同項第3号）

○父又は母の生死が明らかでない場合とは、

イ 沈没した船舶に乗っていた場合その他死亡の原因となるべき危難に遭遇し、その危難が去った後3ヶ月以上生死が明らかでない場合

ロ イ以外の場合であって、1年以上生死が明らかでないときがこれに該当する。

〔昭和36年児発第1356号〕

なお、民法においては、特別失踪（危難失踪）の場合にあつては危難が去ってから1年間生死が明らかでないとき、家出などの普通失踪にあつては7年間生死が明らかでないときは失踪宣告ができることとされており、前者は危難が去ったときにさかのぼり、後者は7年の失踪期間が満了した時に死亡したものとみなされる。したがって、父又は母が失踪宣告により死亡したものとみなされたときは、父母が婚姻を解消した児童又は父又は母が死亡した児童として支給の対象となる。

（注意事項）

生死不明の父又は母の生存が確認された場合、生存が確認された日をもって資格喪失する。＝



## 17. 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

○児童の父が引き続き1年以上遺棄している場合は、当該児童を監護する母又は養育する者に対して支給される。(政令第1条の2第1号、法第4条第1項第3号)

○児童の母が引き続き1年以上遺棄している場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は養育する者に対して支給される。(政令)

○遺棄とは、保護の断絶のことである。父又は母が児童と同居しないで扶養義務及び監護義務を全く放棄している状態が1年以上にわたって継続していれば、ここにいう遺棄に該当する。したがって、出稼ぎ、入院のように特定又は不特定期間、就労、事業、療養などのため仮に別居しているが目的達成後帰ってくる事が予定されている場合には、遺棄に該当しない。[昭和36年児発第1356]

なお、遺棄の認定にあたっては、「児童扶養手当遺棄の認定基準について(通知)」(昭和55年児企第25号)を参考とすること。

○DV被害者(母)に対する加害者(父)からのメールの内容が、そのDV被害者(母)に対する脅しの内容である場合に、メールがあったという理由だけで、児童に対する遺棄に該当しないと判断するのではなく、児童の遺棄に該当するか否かについて、メールの内容も含め様々な事実関係を総合的に勘案の上判断する。

## 18. 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

○児童の父が引き続き1年以上拘禁されている場合は、当該児童を監護する母又は養育する者に対して支給される。(政令)

○児童の母が引き続き1年以上拘禁されている場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は養育する者に対して支給される。(政令)

○父又は母が法令により拘禁されている場合とは、父又は母が監獄又は警察官署に附属するいわゆる代用監獄である留置場(監獄法第1条)あるいは労役場若しくは監置場(同法第8条)に拘禁されていることをいう。拘禁とは、身体を継続的に拘束されている状態のことである。

## 19. 母が婚姻によらないで懐胎した児童

○児童の母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）によらないで懐胎した場合は、当該児童を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は養育する者に支給される。（政令）

○いわゆる「未婚の母の子」をいう。

○平成10年8月1日政令の一部が改正され、母が婚姻によらないで懐胎した児童が父から認知された場合も児童扶養手当を支給することとなったが、この場合において、児童扶養手当法第6条第2項に規定する受給資格認定請求に係る5年の請求期限は、改正政令の施行前に既に認知がなされている場合は、期間計算の始期（手当の支給要件に該当するに至った日）は、改正政令の施行日（平成10年8月1日）であること。[平成10年児発第485号]

○平成14年1月31日及び2月22日、最高裁判所において、3件の児童扶養手当資格喪失処分取消訴訟につき、改正前の児童扶養手当法施行令第1条の2第3号括弧書（以下「本件括弧書」という。）に基づいて都道府県知事が行った児童扶養手当資格喪失処分を取り消す旨の判決があった。この最高裁判所判決を踏まえ、本件括弧書に基づき児童扶養手当資格喪失処分等を受けた者等に対し、児童扶養手当の支給を請求してきた場合には、その者については本件括弧書が当初から存在しなかったものとみなして、手当を支給する。[平成14年雇児福発第0403002号]

## 20. 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか明らかでない児童

○児童の母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）によらないで懐胎したか明らかでない場合は、当該児童を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は養育する者に支給される。（政令）

○棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童をいう。[昭和36年児発第1356号]

### 第3章 厚生省令で定める届出

#### I. 認定請求書

[規則第1条・様式第1号]

児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定請求は、認定請求書に下記の書類を添付し提出する。

(注意事項)

○認定の請求期限の取扱い[法附則第3条]

法第6条第2項が削除されたため、平成15年4月1日以降適用しない。ただし、平成15年4月1日において既に手当の支給要件に該当するに至った日から5年を経過している場合には、手当の請求をすることができないこと。

○認定にあたって留意すべき事項 [昭和36年児発第1356号]

本制度の特殊性及び手当の支給要件の複雑性にかんがみ、受給資格の認定にあたっては、必要に応じ法第29条の調査又は第30条の資料の提出等を求め、また、簡明な事例を先に処理し、複雑な事例は後で十分審査する等、その適正な認定を期せられたい。

○請求者に係る請求時点の扱いについて [昭和60年児企第34]

手当は、児童扶養手当法第7条により、認定請求の翌月から支給することとされているが、請求時点は、市町村において、児童扶養手当法施行規則上必要とされる添付書類及び請求書の記載に不備がないものとして請求書を受理した時点である。

○認定請求書に添付書類が不足している場合、文書でもって申請者に対し補正命令を出すことになるが、この場合、期限を明示する(期限は、書類の不備の内容に応じて異なり、一定しているものではないが、常識的に考えて通常の場合であれば当然補正できると思われる期限であること。)とともに、期限内に正当な理由がなく、補正がない場合には申請を却下する旨を記入すること。上記の措置を講じたにもかかわらず、期限内に申請者から正当な理由なく補正がない場合には、申請を却下すること。[行政手続法第7条]

1 認定請求書に共通して必要な添付書類

| 書 類         | 説 明  |
|-------------|--|
| (1) 戸籍謄(抄)本 | ・受給資格者及び対象児童のもの[規則第1条第1号]<br>・受給資格者が養育者の場合は、対象児童の父母の戸籍 |

又は除かれた戸籍[規則第1条第3号]

(注意事項)

・戸籍謄本は、原則として交付の日から1カ月以内のもの  
[昭和48年児企第28号]

(2) 住民票

・受給資格者及び対象児童の属する世帯全員のもの[規則第1条第1号]

(注意事項)

・受給資格者と対象児童が別居している場合は、それぞれの世帯全員の住民票を添付させる。

(3) 公的年金調書

(聞き取りにより作成)[昭和47年児企第37号]

(注意事項)

・市町村における国民年金主管課に保管されている関係カード等と照合確認する。[昭和47年児企第37号]  
・年金事務所に対し児童扶養手当法第30条の規定に基づき手当の支給要件の審査を行うために必要な範囲内でデータ提供を求めることができる。[平成14年雇児福発第0723001号]  
・父又は母死亡の場合は、遺族年金・遺族補償に注意する。  
・父又は母障害の場合は、障害年金の子の加算に注意する。  
・受給資格者が、60歳以上の場合は老齢年金に注意する。

2 支給要件事由により個別に必要な添付書類

| 支給要件の事由                        | 説明                 |
|--------------------------------|--------------------|
| (1) 父母が婚姻を解消した児童<br>①法律婚の解消の場合 | ・父母離婚の記載がある戸籍謄(抄)本 |

②事実婚解消の場合

(注意事項)

○戸籍に離婚の記載がされるまで時間がかかる場合には、戸籍謄(抄)本に代えて次の書類を添付することができるものとする。

・戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第66条第2項の規定に基づく離婚届受理証明書  
・調停調書、審判書又は判決書の謄本(審判書及び判決書の謄本には、確定証明書を添付のこと)[平成14年雇児福発第0730001号]

・本人の申立書(民生委員・児童委員の証明が必要)[昭和48年児企第48号]

・事実婚解消等調書[平成10年児家第37号]

(注意事項)

調書により支給要件について疑義がもたれたときは、民生・児童委員等関係機関に照会する等の方法により、事実関係の確認に努めること。[平成10年児家第37号]

(2) 父又は母死亡

・父又は母死亡の記載がある戸籍謄(抄)本

(3) 父又は母障害

・医師又は歯科医師の診断書(様式第2号)[規則第1条第4号]

・省令の別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真[規則第1条第4号]

(注意事項)

○診断書が省略できる場合

・国民年金の障害等級の1級に該当しているもの[昭和36年児発第1374号]

○医師の診断書に添付されたレントゲンフィルムは返付する。

| 支給要件の事由       | 説明   |
|---------------|--|
| (4) 父又は母生死不明  | <ul style="list-style-type: none"> <li>父又は母の生死が明らかでない事実を明らかにする書類 [規則第1条第5号]</li> <li>→福祉事務所、警察署、その他の官公署、関係会社等の証明書 [昭和48年児企第48号]</li> </ul>   |
| (5) 父又は母遺棄    | <ul style="list-style-type: none"> <li>父又は母が1年以上遺棄している事実を明らかにする書類 [規則第1条第5号]</li> <li>→本人の申立書 (福祉事務所長等の証明が必要) [昭和48年児企第48号]</li> </ul>   |
| (6) 父又は母拘禁    | <ul style="list-style-type: none"> <li>第1号調書 [昭和55年児企第25号]</li> <li>父又は母が1年以上拘禁されている事実を明らかにする書類 [規則第1条第5号]</li> <li>→刑務所、拘置所、その他の官公署等の証明書 [昭和48年児企第48号]</li> </ul>   |
| (7) 未婚の母子又は父子 | <ul style="list-style-type: none"> <li>事実婚解消等調書 [平成10年児家第37号]</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意事項)</p> <p>調書により支給要件について疑義がもたれたときは、民生・児童委員等関係機関に照会する等の方法により、事実関係の確認に努めること。 [平成10年児家第37号]</p> </div> |

3 その他個別の事情により必要となるもの

| 支給要件の事由                  | 説明   |
|--------------------------|--|
| (1) 受給資格者が母であって、児童と別居の場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>別居監護している事実を明らかにする書類 [規則第1条第2号]</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意事項)</p> <p>○母が、他の都道府県等の区域内に居住する児童を監護しているものとして認定する場合には、あらかじめ当該児</p> </div> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(2) 受給資格者が父であって一時的に児童と別居している場合</p>               | <p>児童の住所地の都道府県等と連絡協議すること。 [昭和51年児企第36号]</p> <p>○別居監護申立書に附する証明は、別居監護の実態を母親の居住地の民生委員が知悉し、証明できる場合は母親の居住地の民生委員の証明で差しつかえない (別居先の証明をとるには要領をえないし、日数がかかり不便) が、児童が学校に通っている場合には、学校長又は寄宿舎の長の証明が望ましい。</p>  |
| <p>(3) 受給資格者が養育者の場合</p>                             | <p>父が対象児童を監護し、かつこれと生計を同じくしていることを明らかにする書類 [規則第1条第〇号]</p> <p>→ (1) 注意事項参照</p> <p>・養育者が対象児童を養育していることを明らかにする書類 [規則第1条第3号]</p> <p>→本人の申立書 (民生委員、児童委員等の証明が必要) [昭和48年児企第48号]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意事項)</p> <p>養育者が、児童を養育するものとして認定する場合であって、児童の母が他の都道府県等の区域内に居住している場合には、あらかじめ当該母の住所地の都道府県等と連絡協議すること。 [昭和51年児企第36号]</p> </div> |
| <p>(4) 受給資格者の住民票上の住所地と現実の住所地が違う場合 [昭和60年児企第37号]</p> | <p>・受給資格者の申立書 (民生委員、福祉事務所長、申請者が入所している母子生活支援施設の施設長等の証明が必要)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(注意事項)</p> <p>・父の暴力、酒乱等から逃れるために住所を移し、現住所が、当該父に知られると危害を加えられる虞が強い場合等住民票の移動ができないことに真にやむを得ない理由がある場合に限り、現実の住所地の市区町村において受</p> </div>  |

理できる。

- ・申請を受理した都道府県等は、住民票所在地の都道府県等と連絡をとり、手当が二重支給とならないことを確認する。

務者であることに留意する。この場合の生計同一関係については、課税台帳及び住民票その他の公簿等の同居関係により確認する。

| 支給要件の事由                      | 説 明  |
|------------------------------|--|
| (5) 対象児童が令別表第1に定める程度の障害にある場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師又は歯科医師の診断書（様式第2号）〔規則第1条第6号〕</li> <li>・省令の別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真〔規則第1条第6号〕</li> </ul> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○診断書が省略できる場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童が特別児童扶養手当の支給対象のとき。〔昭和49年児発第518号〕</li> <li>・身体障害者手帳の1級～3級</li> <li>・療育手帳A</li> </ul> </li> </ul> |

#### 4 所得に関する添付書類

(注意事項)

○所得の状況の実質審査について〔昭和48年児企第48号〕

- ・市町村長の証明書を当該受給資格者の住所地の市町村長から受けるときは、証明書の添付を要しない。この場合、市町村長は、証明すべき事実につき課税台帳その他の公簿によって審査した旨を認定請求書に記載する。〔規則第26条第3項〕
- ・受給資格者、受給資格者の配偶者又は扶養義務者の所得額や、控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数並びに老人扶養親族の有無及び数については、課税台帳等により確認する。
- ・扶養義務者については、受給資格者が母又は父である場合は、その母又は父と生計を同じくしている扶養義務者であり、受給資格者が養育者である場合は、その者の生計を維持している扶養義務者であることに留意する。この場合の生計同一関係については、課税台帳及び住民票その他の公簿等の同居関係により確認する。

| 所得に関する事項   | 説 明  |
|--|--|
| <p>受給資格者の前年（1月から6月までの間に請求するときは前々年。以下同じ。）の所得についての添付書類</p> <p>(1) 令第3条及び第4条による所得額</p> <p>(2) 法第9条又は第9条の2に規定する扶養親族等（控除対象配偶者及び扶養親族）の有無及び数</p> <p>(3) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数</p> <p>(4) 令第4条第2項第1号から第6号の規定に該当するとき</p> <p>(5) 前年の12月31日においてその者の法第9条及び9条の2に規定する扶養親族等でない児童の生計を維持したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給資格者が前年の12月31日において児童の生計を維持したとき</li> <li>・児童が障害の状態にある場合</li> </ul> <p>(6) 法第12条第1項の規定に該当するとき</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長の証明書〔規則第1条第7号イ〕</li> <li>・市町村長の証明書〔規則第1条第7号イ〕</li> <li>・市町村長の証明書〔規則第1条第7号イ〕</li> <li>・市町村長の証明書〔規則第1条第7号ロ〕</li> <li>・事実を明らかにする書類〔規則第1条第7号ニ〕<br/>→本人の申立書（民生委員、児童委員等の証明が必要）〔昭和48年児企第48号〕</li> <li>・3の(4)と同じ</li> <li>・児童扶養手当被災状況書（様式第3号）〔規則第1条第7号ホ〕<br/>→市町村長の証明が必要〔昭和48年児企第48号〕</li> </ul> |

| 所得に関する事項   | 説 明   |
|--|---|
| <p>配偶者がある受給資格者又は法第10条に規定する扶養義務者がある母又は父である受給資格者若しくは法第11条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者の当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得についての添付書類</p> <p>(1) 令第3条及び第4条による所得額</p> <p>(2) 法第10条に規定する扶養親族等(控除対象配偶者及び扶養親族)の有無及び数</p> <p>(3) 所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数</p> <p>(4) 令第4条第2項第1号から第6号の規定に該当するとき</p> <p>(5) 法第12条第1項の規定に該当するとき</p> | <p>・市町村長の証明書[規則第1条第8号イ]</p> <p>・市町村長の証明書[規則第1条第8号イ]</p> <p>・市町村長の証明書[規則第1条第8号イ]</p> <p>・市町村長の証明書[規則第1条第8号ロ]</p> <p>・児童扶養手当被災状況書(様式第3号)[規則第1条第7号ホ]</p> <p>→市町村長の証明が必要[昭和48年雇児第48号]</p> |
| <p>受給資格者が母であり、前夫からの児童の養育に必要な費用に関し受取人が母若しくは児童の場合又は受給資格者が父であり、前妻からの児童の養育に必要な費用に関し受取人が父若しくは児童の場合</p> <p>前年の所得についての添付書類</p> <p>(1) 法第9条第2項及び令第3条に</p>  |   |

- (注意事項)
- 認定請求書等に添付する請求者の申立書及び福祉事務所長、民生委員等の種々の証明書については、具体的事情を記入することのできるよう工夫されたいこと。[昭和39年雇児第41号]
- 5 認定請求書の処理について[準則]
- 認定請求書の提出を受けたときは、おおむね、次により処理する。
- (1) 受付処理簿(準則様式第1号)の件名欄(氏名)欄及び受付(再提出)欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、認定請求書の記載及びその添付書類等に不備がないかどうか検討すること。
- なお、添付書類等が省略されているときは、認定請求書の余白に省略された書類の名称を記入すること。
- (2) 認定請求書の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、認定請求書を請求者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 請求者が返付された認定請求書を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付(再提出)欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 認定請求書の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び認定請求書の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、請求者に認定請求書の請求年月日を記入させること。
- (5) 認定請求書の記載及びその添付書類等の内容を審査すること。
- なお、請求に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は、法第30条に規定する措置をとること。
- (6) 審査の結果、受給資格があるものと認定し、かつ、手当の全部を支給するものと決定したときは、次によること。
- ア. 受付処理簿の審査結果欄に認定の旨を記入すること。
- イ. 当該受給資格者についての番号を認定順に決定し、番号簿(準則様式第2号)に当該所定事項を記入すること。
- ウ. 当該受給資格者につき、受給資格者台帳(準則様式第3号)を作成すること。
- エ. 当該受給資格者につき、台帳索引票(準則様式第4号)を作成し、台帳索引簿

を整理すること。

オ. 当該受給資格者につき、児童扶養手当認定通知書（規則様式第11号）を作成し、これを交付すること。

カ. 当該受給資格者につき、児童扶養手当証書（規則様式第11号の2）を作成し、これを交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

キ. 受付処理簿の処理経過欄の処理済年月日を記入すること。

(7) 審査の結果、受給資格があると認定した者であつて、手当の全部又は一部を支給停止するものと決定したときは、次によること。

ア. 受付処理簿の審査結果欄に認定及び手当の全部又は一部を支給停止する旨を記入すること。

イ. 当該受給資格者についての番号を認定順に決定し、番号欄に当該所定事項を記入すること。

ウ. 当該受給資格者につき、受給資格者台帳を作成すること。

エ. 当該受給資格者につき、台帳索引票を作成し、台帳索引簿を整理すること。

オ. 当該受給資格者につき、児童扶養手当認定通知書（規則様式第11号。以下「認定通知書」という。）を作成し、これを交付すること。

カ. 当該受給資格者につき、児童扶養手当支給停止通知書（規則様式第11号の3。以下「支給停止通知書」という。）を作成し、これを交付すること。

キ. 当該受給資格者につき、児童扶養手当証書（規則様式第11号の2）を作成し、これを交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。なお、

全部支給停止者については、証書は作成しない。

ク. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

(8) 審査の結果、受給資格がないものと決定したときは、次によること。

ア. 受付処理簿の審査結果欄に却下の旨を記入すること。

イ. 認定請求却下通知書（規則様式第12号）を作成し、これを請求者に交付すること。

ウ. 受付処理簿の処理経過欄に認定請求書却下通知書交付年月日を記入すること。

## II. 手当額改定請求書

〔規則第2条・様式第4号〕

児童扶養手当の支給を受けている者が、新たに監護し、監護しかつこれと生計を同じくしている又は養育する児童があるに至った場合の手当額の改定請求は、手当額改定請求書に下記の書類を添付し提出する。

### 1 手当額改定請求書に共通して必要な添付書類

| 書 類      | 説 明  |
|----------|--|
| (1) 戸籍抄本 | ・ 新たな対象児童のもの〔規則第2条第1号〕<br>・ 請求者が養育者の場合は、対象児童の父母の戸籍又は除かれた戸籍〔規則第2条第2号〕 |
| (2) 住民票  | ・ 新たな対象児童の属する世帯全員のもの〔規則第2条第1号〕                                       |

### 2 個別の事情により必要となるもの

| 支給要件の事由                    | 説 明  |
|----------------------------|--|
| (1) 請求者が母であつて、児童と別居の場合     | ・ 別居監護している事実を明らかにする書類〔規則第2条第2号〕<br>→ 本人の申立書（学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明が必要）〔昭和48年児企第48号〕<br>・ 父が対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにする書類<br>→ 本人の申立書（学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明が必要） |
| (2) 請求者が父であつて、一時的に児童と別居の場合 | ・ 養育者が対象児童を養育していることを明らかにする書類<br>→ 本人の申立書（民生委員、児童委員等の証明が必要）〔昭和48年児企第48号〕  |
| (3) 請求者が養育者の場合             |  |



|                              |  |
|------------------------------|--|
| (4) 対象児童が令別表第1に定める程度の障害にある場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師又は歯科医師の診断書（様式第2号）〔規則第2条第2号〕</li> <li>・省令の別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真〔規則第2条第2号〕</li> </ul> |
|------------------------------|--|

3 新たな対象児童の父母がその他の対象児童の父母と異なる場合に必要添付書類

| 支給要件の事由       | 説明   |
|---------------|--|
| (1) 父又は母障害    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師又は歯科医師の診断書（様式第2号）〔規則第2条第3号〕</li> <li>・省令の別表に定める傷病に係るものであるときはエックス線直接撮影写真〔規則第2条第3号〕</li> </ul>                           |
| (2) 父又は母生死不明  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・父又は母の生死が明らかでない事実を明らかにする書類〔規則第2条第3号〕</li> <li>→福祉事務所、警察署、その他の官公署、関係会社等の証明書〔昭和48年児企第48号〕</li> </ul>                        |
| (3) 父又は母遺棄    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・父又は母が1年以上遺棄している事実を明らかにする書類〔規則第2条第3号〕</li> <li>→本人の申立書（福祉事務所長の証明が必要）〔昭和48年児企第48号〕</li> <li>・第1号調書〔昭和55年児企第25号〕</li> </ul> |
| (4) 父又は母拘禁    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・父又は母が1年以上拘禁されている事実を明らかにする書類〔規則第2条第3号〕</li> <li>→刑務所、拘置所、その他の官公署等の証明書〔昭和48年児企第48号〕</li> </ul>                             |
| (5) 未婚の母子又は父子 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実婚解消等調書〔平成10年児家第37号〕</li> </ul>   |

(注意事項)

- ・1. 認定請求書を参照

4 手当額改定請求書の処理について〔準則〕

手当額改定請求書（規則様式第4号）の提出を受けたときは、おおむね、次により処理する。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、手当額改定請求書の記載及びその添付書類等に不備がないかどうか検討すること。  
 なお、添付書類等が省略されているときは、手当額改定請求書の余白に省略された書類の名称を記入すること。
- (2) 手当額改定請求書の記載に容易に補正できない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、手当額改定請求書を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された手当額改定請求書を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 手当額改定請求書の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び手当額改定請求書の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、受給資格者に手当額改定請求書の請求年月日を記入させること。
- (5) 手当額改定請求書の記載及びその添付書類等の内容を審査すること。  
 なお、請求に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は、法第30条に規定する措置をとること。
- (6) 審査の結果、手当額を改定すべきものと決定したときは、次によること。
  - ア. 受付処理簿の審査結果欄に改定の旨を記入すること。
  - イ. 受給資格者台帳につき所要事項を記入すること。
  - ウ. 手当額改定請求書に添えられた証書に、その改定に関する所要事項を記載し、又は新たな証書を作成する。  
 なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。
  - エ. 当該受給資格者につき、手当額改定通知書（様式第13号）及び証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者に係る証書の交付及び受給資格者台帳への記入は行わないこと。
  - オ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。
- (7) 審査の結果、請求に基づく手当額の改定をしないものと決定したときは、次によること。
  - ア. 受付処理簿の審査結果欄に却下の旨を記入すること。
  - イ. 当該受給資格者につき、手当額改定請求却下通知書（様式第14号）及び従前の証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書返付年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者に係る証書の交付及び受給資格者台帳への記入は行わないこと。
  - ウ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

### Ⅲ. 手当額改定届

[規則第3条・様式第5号]

児童扶養手当の支給を受けている者が、その監護し、監護し、かつ、これと生計を同じくしている又は養育する児童の数が減じた場合、手当額改定届を提出する。

#### 1 手当額改定届の処理について[準則]

手当額改定届の提出を受けたときは、「Ⅱ. 手当額改定請求書」に準じて処理する。

なお、職権に基づいて手当額の減額の改定を決定したときは、おおむね、次の手続きによる。

- (1) 受付処理簿の審査結果欄に改定の旨を記入すること
- (2) 受給資格者台帳に所要の事項を記入すること。
- (3) 当該受給資格者に手当額改定通知書を作成し、交付すること
- (4) 手当額改定届に添えられた証書にその改定に関する所要事項を記載し、又は、新たな証書を作成し、これを交付すること。証書を提出させる必要がある場合は、証書提出命令書も併せて受給資格者に交付すること。なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること
- (5) 証書提出命令書に基づき、受給資格者から証書の交付を受けたときは、次によること。  
ア. 証書提出命令書に基づき提出された証書に、その改定に関する所要事項を記載し、又は新たな証書を作成すること。  
なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。  
イ. 証書を受給資格者に交付し、受付処理簿の処理経過欄及び受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

### Ⅳ. 支給停止関係届

[規則第3条の2・様式第5号の2]

受給者が、手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたとき、14日以内に、支給停止関係届に下記の書類を添付し提出する。

受給資格者が、手当の全部又は一部の受けないこととなっている事由が消滅したとき、14日以内に、支給停止関係届に下記の書類を添付し提出する。

#### 1 手当の支給を受けない事由が生じたときの添付書類

| 所得に関する事項   | 説 明  |
|--|--|
| <p>〔所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった場合の当該扶養義務者の前年所得についての添付書類〕</p> <p>(1) 令第3条及び第4条による所得額</p> <p>(2) 法第10条に規定する扶養親族等（控除対象配偶者及び扶養親族）の有無及び数</p> <p>(3) 所得税法に規定する老人扶養親族の有無及び数</p> <p>(4) 令第4条第2項第1号から第5号</p> <p>(5) 法第12条第1項の規定に該当するとき</p> | <p>・市町村長の証明書 [規則第1条第8号イ]</p> <p>・市町村長の証明書 [規則第1条第8号イ]</p> <p>・市町村長の証明書 [規則第1条第8号イ]</p> <p>・市町村長の証明書 [規則第1条第8号ロ]</p> <p>・児童扶養手当被災状況書(様式第3号) [規則第1条第7号ホ]<br/>→市町村長の証明が必要 [昭和48年児企第48号]</p> |

2 手当の支給を受けない事由が消滅したときの添付書類

| 所得に関する事項   | 説明   |
|--|--|
| <p>手当の全部又は一部を受けないこととなる事由が消滅したことを明らかにすることができる書類</p> <p>・ 所得の高い扶養義務者が拘禁された場合</p> | <p>・ 拘禁されている事実を明らかにする書類<br/>→ 刑務所、拘留所、その他の官公署等の証明書 [昭和48年児企第48号]</p> |

(注意事項)

Ⅰ. 認定請求書を参照

3 支給停止関係届の処理について[準則]

支給停止関係届の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理する。

- (1) 受付処理簿の件名(氏名)欄及び受付(再提出)欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、支給停止関係届の記載及びその添付書類等に不備がないかどうか検討すること。なお、添付書類等が省略されているときは、支給停止関係届の余白に省略された書類の名称を記入すること。
- (2) 支給停止関係届の記載に容易に補正できない程度の誤りがあるとき、又は添付書類等に著しい不備があるときは、支給停止関係届を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された支給停止関係届を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付(再提出)欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 支給停止関係届の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び支給停止関係届の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに受給資格者に支給停止関係届の届出年月日を記入させ、その内容を審査すること。  
なお、届出に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は、法第30条に規定する措置をとること。
- (5) 審査の結果、手当の全部を支給することと決定したときは、次によること。  
ア. 受付処理簿の審査結果欄に支給停止解除の旨を記入すること。  
イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「関係

届」の文字及び該・非欄の「非」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。

- ウ. 証書未交付者については、新たに証書を作成し、又は交付していない証書に所要の事項を記入すること。また、支給停止関係届に証書が添付された場合においては、当該証書に所要事項を記載すること。
  - エ. 当該受給資格者につき、支給停止解除通知書(準則様式第5号)及び証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
  - オ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。
- (6) 審査の結果、手当の全部又は一部を支給停止とすることと決定したときは、次によること。  
ア. 受付処理簿の審査結果欄に手当の全部又は一部を支給停止とする旨を記入すること。  
イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「関係届」の文字及び該・非欄の「該」又は「一部該」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。  
ウ. 証書未交付者については、新たに証書を作成し、又は交付していない証書に所要事項を記載すること。また、支給停止関係届に証書が添付された場合においては、当該証書に所要事項を記載すること。  
なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。  
エ. 当該受給資格者につき、支給停止通知書及び証書を交付又は返付し、受給資格者台帳の証書交付欄に証書交付年月日又は返付年月日を記入すること。  
オ. 受給資格者台帳の備考欄に支給停止通知書交付年月日を記入すること。  
カ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者については、証書の作成及び交付は行わず、受給資格者台帳の証書欄に未交付の旨を記入すること。
- (7) 職権に基づいて手当の全部又は一部を支給停止とすることと決定したときは、おおむね、次によって処理するものとする。  
ア. 受給資格者台帳に所要の事項を記入すること。  
イ. 当該受給資格者に支給停止通知書を交付し、受給資格者台帳の備考欄に支給停止通知書交付年月日を記入すること。  
証書を提出させる必要がある場合は、証書提出命令書(準則様式第5号)も併せて交付すること。  
ウ. 証書提出命令書に基づき、受給者から証書の送付を受けたときは、次によること。

(ア) 証書提出命令書に基づき提出された証書に、手当の一部の支給停止に関する所要事項を記載し、又は新たな証書を作成すること。

なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。

(イ) 当該受給資格者につき、証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

## V. 一部支給停止適用除外事由届

〔規則第3条の3、様式第5号の3〕

受給資格者（養育者を除く）が、児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年（又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年）を経過したときは手当の額の1/2を支給する。ただし、政令により、受給資格者が就業していることなどの一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用を除外することとしている。

3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱とする。

### 1. 一部支給停止の適用除外となる事由

①就業している。

②求職活動等自立を図るための活動をしている。

③身体上又は精神上の障害がある。

④負傷又は疾病等により就業することが困難である。

⑤受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である。

2. 一部支給停止適用除外事由届は、原則として手当の支給開始後5年等を経過する月（以下「5年等満了月」という。）の末日までに上記1の①から⑤のいずれかに該当する旨の証明を明らかにする書類を添付し自治体に提出する。（各自治体においては、5年等満了月の前々月までに事前のお知らせを送付し、対象者に手続きを促すこと。）

仮に書類の提出期限までに手続きが行われず、一部支給停止となった場合であっても、後日、書類の提出が行われれば、内容に応じ2年間はさかのぼって差額支給ができる。

※ 受給資格者が母の場合、平成15年4月1日以前に手当の支給要件に該当している者については、手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日とは、平成15年4月1日とする。

受給資格者が父の場合、平成22年8月1日以前に手当の支給要件に該当している者については、手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日とは、平成22年8月1日とする。

一部支給停止措置適用除外事由届出の処理について〔準則〕

規則第3条の3の規定による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書（規則様式第五号の三。以下「適用除外事由届出書」という。）の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理するものとする。

1. 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、適用除外事由届出書の記載及びその添付書類等に不備がないかどうかを検討すること。なお、規則第2.6条の規定により添付書類等が省略されているときは、適用除外事由届出書の余白に省略された書類の名称を記入する。
2. 適用除外事由届出書の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、適用除外事由届出書を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
3. 受給資格者が返付された適用除外事由届出書を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
4. 適用除外事由届出書の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び適用除外事由届出書の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入し、その内容を審査すること。なお、届出に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第2.9条の規定による調査を行い、又は法第3.0条に規定する措置をとること。
5. 審査の結果、一部支給停止適用除外とすることと決定したときは、次によること。
  - (1) 受付処理簿の審査結果欄に一部支給停止適用除外の旨を記入すること。
  - (2) 受給資格者台帳の一部支給停止適用除外事由届出書の届出書の有無欄の「有」の文字及び適用・適用除外の別欄の「除外」の文字を○で囲み、除外とする期間を括弧内に記入し、適用除外事由欄に該当する事由を○で囲むこと。
  - (3) 一部支給停止措置の適用除外を決定した場合には、当該受給資格者につき、その旨を当該受給資格者に通知することが望ましい。
  - (4) 一部支給停止されていた者について手当の金額を支給することと決定した場合には、当該受給資格者につき、支給停止解除通知書を当該受給資格者に送付すること。
  - (5) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

6. 審査の結果、一部支給停止適用とすることと決定したときは、次によること。

- (1) 受付処理簿の審査結果欄に一部支給停止適用とする旨を記入すること。
- (2) 受給資格者台帳の一部支給停止適用除外事由届出書の届出書の有無欄の「有」又は「無」の文字及び適用・適用除外の別欄の「適用」の文字を○で囲み、適用とする期間を括弧内に記入すること。
- (3) 証書に所要事項を記載すること。
- (4) 当該受給資格者につき、支給停止通知書及び証書を交付し、受給資格者台帳の証書交付欄に証書交付年月日を記入すること。
- (5) 受給資格者台帳の備考欄に支給停止通知書交付年月日を記入すること。
- (6) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者については、受給資格者台帳の証書欄に未交付の旨記入し、(3)及び(4)の手続きは必要ないこと。

**Ⅵ. 現況届**

[規則第4条・様式第6号]

受給資格者は、毎年8月1日から8月31日までに、現況届に下記の書類を添付し提出する。

(注意事項)

○受給資格者が定時の現況届を提出しない場合における取扱い

定時の現況届は、施行規則第4条の規定に基づくものであるため、児童扶養手当法上の根拠規定は第28条である。したがって現況届を提出しない受給資格者については、法第15条の規定に基づき、手当の支払の一時差止めが行われることとなるが、現況届を提出しないことを理由として受給資格喪失の処分を行うことはできない。しかし、現況届未提出者の当該所得を職権により調査し、その所得額がそれぞれの支給制限額を超えること又は以上であることを確認した場合においては、支給停止の処分を行うことができる。

○現況届の審査の時に公的年金受給や再婚などの実態が明らかに確認できた場合、資格喪失届の提出がなくても職権で資格喪失してよい。また、債権が発生している場合も同様に取り扱ってよい。[昭和55年児企第29号]

1 現況届に共通して必要な添付書類

| 書 類    | 説 明                                |
|--------|------------------------------------|
| (1)住民票 | ・受給資格者及び対象児童の属する世帯全員のもの [規則第4条第1号] |

2 支給要件事由により個別に必要な添付書類

| 支給要件の事由      | 説 明                                   |
|--------------|---------------------------------------|
| (1) 父又は母生死不明 | ・父又は母の生死が明らかでない事実を明らかにする書類 [規則第4条第4号] |

|  |  |
|--|--|
| (2) 父又は母遺棄                             | →福祉事務所、警察署、その他の官公署、関係会社等の証明書 [昭和55年児発企第488号]<br>・父又は母が1年以上遺棄している事実を明らかにする書類 [規則第4条第5号]<br>→本人の申立書 (民生・児童委員、福祉事務所長・市区町村長等の証明が必要) [昭和55年児発第488号] |
| (3) 父又は母拘禁                             | ・父又は母が1年以上拘禁されている事実を明らかにする書類 [規則第4条第6号]<br>→刑務所、拘留所、その他の官公署等の証明書 [昭和55年児発第488号]  |
| (4) 母が児童を懐胎した<br>当時の事情が不明な<br>児童 (棄児等) | ・児童の戸籍の謄本 (抄本) [規則第4条第7号]  |

3 その他個別の事情により必要となるもの

| 支給要件の事由                       | 説 明   |
|-------------------------------|---|
| (1) 受給資格者が母であって、児童と別居の場合      | ・別居監護している事実を明らかにする書類 [規則第4条第2号]<br>→本人の申立書 (学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明が必要) [昭和55年児企第488号]    |
| (2) 受給者資格者が父であって、一時的に児童と別居の場合 | ・父が対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにする書類 [規則第4条〇号]<br>→本人の申立書 (学校長、寄宿舎の長、民生委員、児童委員等の証明が必要) |
| (3) 受給資格者が養育者の場合              | ・養育者が対象児童を養育していることを明らかにする書類 [規則第4条第3号]<br>→本人の申立書 (民生委員、児童委員等の証明が必要)                      |

|   |   |
|---|---|
| <p>(4) 受給資格者が孤児等<br/>養育者の場合</p>                         | <p>[昭和55年児企第488号]<br/>[規則第4条第3の2]<br/>・対象児童の父又は母が死亡しているときは、当該児童の父又は母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本(抄本)</p> <p>(注意事項)<br/>既に上記書類を提出しているときは、添付を要しない。<br/>〔規則第4条〕</p>  |
| <p>(4) 受給資格者の住民票上の住所地と現実の住所地が違う場合<br/>[昭和60年児企第37号]</p> | <p>・対象児童の父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類<br/>→2-(1)参照<br/>・対象児童の父又は母が、1年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類<br/>→2-(3)参照<br/>・対象児童の父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本(抄本)<br/>・受給資格者の申立書(民生委員、福祉事務所長、申請者が入所している母子生活支援施設の施設長等の証明が必要)</p> <p>(注意事項)<br/>・父の暴力、酒乱等から逃れるために住所を移し、現住所が、当該父に知られると危害を加えられる虞が強い場合等住民票の移動ができないことに真にやむを得ない理由がある場合に限り、現実の住所地の市区町村において受理できる。<br/>・申請を受理した都道府県等は、住民票所在地の都道府県等と連絡をとり、手当が二重支給とならないことを確認する。</p> |

4 所得に関する添付書類

| 所得に関する事項  | 説明   |
|---|--|
| <p>〔受給資格者の前年の所得についての添付書類〕</p> <p>(1) 令第3条及び第4条による所得額</p> <p>(2) 法第9条又は第9条の2に規定する扶養親族等(控除対象配偶者及び扶養親族)の有無及び数</p> <p>(3) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数</p> <p>(4) 令第4条第2項第1号から第5号の規定に該当するとき</p> <p>(5) 受給資格者が前年の12月31日においてその者の法第9条及び9条の2に規定する扶養親族等でない児童の生計を維持したとき</p> <p>①受給資格者が前年の12月31日において児童の生計を維持したとき</p> <p>②児童が障害の状態にある場合<br/>〔配偶者がある受給資格者又は法第10条に規定する扶養義務者がある母若しくは父である受給資格者若しくは法第11条に規定する扶養義務者がある養育者である受給資格者の当該配偶者又は当該扶養義務者の前年の所得についての添付書類〕</p> <p>(1) 令第3条及び第4条による所得</p> | <p>・市町村長の証明書[規則第1条第7号イ]</p> <p>・市町村長の証明書[規則第1条第7号イ]</p> <p>・市町村長の証明書[規則第1条第7号イ]</p> <p>・市町村長の証明書[規則第1条第7号ロ]</p> <p>・事実を明らかにする書類[規則第1条第7号ロ]<br/>→本人の申立書(民生委員、児童委員等の証明が必要)[昭和48年児企第48]</p> <p>・市町村長の証明書[規則第1条第8号イ]</p> |

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 額   |                                     |
| (2) 法第10条規定する扶養親族等<br>(控除対象配偶者及び扶養親族<br>の有無及び数)   | ・市町村長の証明書[規則第1条第8号イ]                |
| (3) 所得税法に規定する老人扶養親<br>族の有無及び数   | ・市町村長の証明書[規則第1条第8号イ]                |
| (4) 令第4条第2項第1号から第5<br>号の規定に該当するとき   | ・市町村長の証明書[規則第1条第8号ロ]                |
| 受給資格者が母であり、前夫か<br>らの児童の養育に必要な費用に<br>関し受取人が母若しくは児童の<br>場合又は受給資格者が父であり<br>前妻からの児童の養育に必要な<br>費用に関し受取人が父若しくは<br>児童の場合<br>(前年の所得についての添付書類) |                                     |
| (1) 法第9条第2項及び令第3条に<br>規定する当該費用  | ・養育費等に関する申告書[平成14年雇児<br>発第0726003号] |

(注意事項)

Ⅰ. 認定請求書を参照

5 現況届の処理について[準則]

現況届の提出を受けたときは、おおむね、次によつて処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名(氏名)欄及び受付(再提出)欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、現況届の記載及びその添付書類等に不備がないかどうか検討すること。  
なお、添付書類等が省略されているときは、現況届の余白に省略された書類の名称を記入すること。
- (2) 現況届の記載に容易に補正できない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類等に著しい不備があるときは、現況届を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された現況届を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付欄に再提出受付年月日を記入すること。

- (4) 現況届の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び現況届の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、受給資格者に現況届の届出年月日を記入させること。
- (5) 現況届の記載及びその添付書類等の内容を審査すること。  
なお、届出に係る事実を明確にするため、特に必要があると認めるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は、法第30条に規定する措置をとること。
- (6) 審査の結果、引き続き手当の全部支給を行うものと決定したときは、次によること。  
ア. 受付処理簿の審査結果欄に継続支給の旨を記入すること。  
イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「現況届」の文字及び該・非欄の「非」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。  
ウ. 当該受給資格者につき、新たな証書を作成すること。  
エ. 当該受給資格者につき、証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。  
オ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。
- (7) 審査の結果、手当の全部又は一部の支給停止を受けていた者について、手当の全額を支給することを決定したときは、次によること。  
ア. 受付処理簿の審査結果欄に支給停止解除の旨を記入すること。  
イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「現況届」の文字及び該・非欄の「非」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。  
ウ. 当該受給資格者につき、新たな証書を作成すること。  
エ. 当該受給資格者につき、証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。  
オ. 当該受給資格者につき、支給停止解除通知書(様式第5号)を交付すること。  
カ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。
- (8) 審査の結果、手当の全部又は一部を支給停止することを決定したときは、次によること。  
ア. 受付処理簿の審査結果欄に手当の全部又は一部を支給停止とする旨を記入すること。  
イ. 受給資格者台帳の区分欄に所得の年を記入し、届出の有無欄の「有」・「現況届」の文字及び該・非欄の「該」又は「一部該」の文字を○で囲み、所得欄に必要な事項を記入すること。



- ウ. 当該受給資格者につき、支給停止通知書を交付すること。
- エ. 当該受給資格者につき、新たな証書を作成すること。
- オ. 当該受給資格者につき、証書を交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
- カ. 当該全部支給停止者については証書は作成せず、受給資格者台帳の証書欄に未交付の旨記入すること。
- キ. 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

## VII. 障害の状態の届出

[規則第4条の2・様式第2号(一)～(六)]

児童扶養手当の支給が行われている児童が、政令別表第1に定める程度の障害の状態にあるときは、当該児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき、速やかに障害の状態に関する届出を行う。

### 1 障害の状態の届出に必要な書類

当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書。

#### (注意事項)

- ・規則第1条第6号、又は規則第2条第2号の規定により、当該児童の障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書が提出されているときは必要ない。
- ・J. 認定請求書を参照

### 2 障害の状態の届出の処理について[準則]

障害診断書の提出を受けたときは、おおむね、次により処理する。

- (1) 受付処理簿の件名(氏名)欄及び受付(再提出)欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、障害診断書に不備がないかどうか検討すること。  
 なお、障害診断書が省略されているときは、受給資格者台帳の備考欄に省略事由及び省略した旨を記入すること。
- (2) 障害診断書に不備があるときは、障害診断書を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された障害診断書を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付(再提出)欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 障害診断書に不備がないときは、受付処理簿の受理欄に受理年月日を記入して、その内容を審査すること。  
 なお、障害診断書の事実を確認するため、特に必要があると認めるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は、法第30条に規定する措置をとること。
- (5) 審査の結果、当該児童分について引き続き手当の支給を行うものと決定したときは、次によること。
  - ア. 受付処理簿の審査結果欄に当該児童分継続支給の旨を記入すること。
  - イ. 受給資格者台帳に所要の補正を行うこと。

ウ。障害診断書に添えられた証書に継続支給に関する所要事項を記載し、又は新たな証書を作成すること。

なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。

エ。証書を受給資格者に交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

オ。受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

(6) 審査の結果、当該児童分について引き続き手当の全部又は一部を支給停止とすることを決定したときは、おおむね、次により処理すること。

ア。受付処理簿の審査結果欄に改定の旨を記入すること。

イ。受給資格者台帳に所要の事項を記入すること。

ウ。障害診断書に添えられた証書に改定に関する所要事項を記載し、又は新たな証書を作成すること。

なお、新たな証書を作成したときは、従前の証書を廃棄すること。

エ。手当額改定通知書及び証書を受給資格者に交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

ただし、全部支給停止者に対しては、証書を作成しないこと。

オ。受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

(7) 審査の結果、当該児童分について引き続き手当の支給を行わないことにより受給資格がないものと決定したときは、おおむね、次により処理すること。

ア。番号簿の当該備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、当該部分の全体に斜線（朱書）を付すこと。

イ。受給資格者台帳の受給資格喪失欄に当該所定事項を記入し、これを支給廃止簿に編入すること。

ウ。当該台帳索引票の備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、これを台帳索引簿から除去すること。

エ。障害診断書に添えられた証書を廃棄すること。

オ。資格喪失通知書（規則様式第15号）を受給資格者に交付すること。

カ。受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

## Ⅷ. 氏名変更の届出

[規則第5条]

受給資格者は、氏名を変更したときは、14日以内に氏名変更の届出をする。

### 1 氏名変更の届出に必要な書類

受給資格者の戸籍抄本。

(注意事項)

Ⅰ. 認定請求書参照

### 2 氏名変更の届出の処理について[準則]

氏名変更届の提出を受けたときは、おおむね、次により処理するものとする。

(1) 受付処理簿の件名(氏名)欄及び受付(再提出)欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、氏名変更届の記載及びその添付書類等に不備がないかどうか検討すること。

(2) 氏名変更届の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるとき、又はその添付書類に著しい不備があるときは、氏名変更届を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。

(3) 受給資格者が返付された氏名変更届を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付(再提出)欄に再提出受付年月日を記入すること。

(4) 氏名変更届の記載及びその添付書類に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び氏名変更届の市区町村受付年月日欄に受理年月日を記入するとともに、受給資格者に氏名変更届の届出年月日を記入させ、その内容を審査すること。

(5) 番号簿の氏名欄を訂正し、備考欄に訂正年月日を記入すること。

(6) 受給資格者台帳及び台帳索引票の氏名欄を訂正すること。

(7) 氏名変更届に添えられた証書の氏名欄を訂正すること。

(8) 証書を受給資格者に返付し、受給資格者台帳の証書欄に証書返付年月日を記入すること。

(9) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入する。ただし、全部支給停止者の場合、上記のうち(7)及び(8)の手続きは行わないこと。

|                                  |                 |                |                 |
|----------------------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| ※※第                              |                 | 号              |                 |
| ※経由<br>町村名                       |                 | ※市区町村<br>受付年月日 | 平成 年 月 日        |
| ※町村<br>提出                        | 平成 年 月 日<br>第 号 | ※町村<br>再提出     | 平成 年 月 日<br>第 号 |
| 児童扶養手当氏名変更届                      |                 |                |                 |
| (ふりがな)<br>氏名                     | 変<br>更<br>前     | 変<br>更<br>後    |                 |
| 証書番号                             |                 |                |                 |
| 住 所                              |                 |                |                 |
| 上記のとおり、児童扶養手当氏名変更について届け出ます。      |                 |                |                 |
| 平成 年 月 日                         |                 |                |                 |
| 都道府県知事（福祉事務所長）<br>市町村長（福祉事務所長） 殿 |                 |                |                 |
|                                  |                 | 氏名             | 印               |

◎ ※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名  
することができます。

### Ⅸ. 住所変更の届出

[規則第6条、昭和60年児発第662号]

受給資格者が、都道府県等の区域を超えて住所を変更しようとするときは、あらかじめ、住所変更の届出を行う。

また、受給資格者が住所を変更したときは、14日以内に、住所変更の届出を行う。

〔なお、住所変更に伴い、支払金融機関に変更がある場合は、住所変更後の都道府県等に支払金融機関の変更に係る届を行う。〕

#### 1 住所変更の届出に必要な書類

都道府県等の区域を超えて住所を変更したときは、変更後の住所地の世帯全員の住民票。

#### 2 住所変更の届出の処理について〔準則〕

住所変更届又は支払金融機関変更届（以下「住所変更届等」という。）の提出を受けたときは、おおむね、次により処理するものとする。

[都道府県等の区域内の住所変更]

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、住所変更届等の記載に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 住所変更届等の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるときは、住所変更届等を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者が返付された住所変更届等を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 住所変更届等の記載に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び住所変更届等の市区町村受付年月日に受理年月日を記入するとともに、受給資格者も住所変更届等の届出年月日を記入させ、その内容を審査すること。
- (5) 証書の住所欄若しくは支払金融機関欄を訂正し、又は新たな証書を作成すること。
- (6) 受給資格者台帳の住所欄又は支払金融機関を訂正すること。
- (7) 証書を当該受給資格者に返付し、受給資格者台帳の証書欄に証書返付年月日を記入すること。
- (8) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、金庫支給停

止者の場合、上記のうち(5)及び(7)の手続は行わないこと。

[都道府県等の区域を超える住所変更]

○ 変更前の住所地の都道府県等の事務

上記の(1)から(4)の事務を行う。

(5) 受給資格者台帳の備考欄に転出予定の旨を記入すること。なお、新住所地の都道府県等から通知があるまでは、手当の支払いは行わないこと。

(6) 変更後の都道府県等から、当該受給資格者の受給資格者台帳の写しの送付を求められたときは、台帳の写しを送付し、その旨を受給資格者台帳の備考欄に記入すること。

(7) 証書の返付を受けたときは、番号簿の当該備考欄に移管の旨を記入し、当該部分の全体に斜線(朱書)を付すこと。

(8) 受給資格者台帳の証書欄に証書の返付を受けた年月日を、備考欄に移管の旨をそれぞれ記入しこれを支給廃止簿に編入すること。

(9) 当該台帳索引票の備考欄に移管の旨を記入し、これを台帳索引簿から除去すること。ただし、全部支給停止者の場合、上記の(7)の手続は行わないこと。

○ 変更後の住所地の都道府県等の事務

上記の(1)から(4)の事務を行う。

(5) 変更前の都道府県等に対して当該受給資格者の受給資格者台帳の写しの送付を求めるとともに、文書で変更前後住所・証書の番号・転入年月日並びに新たな支払金融機関を通知すること。

(6) 住所変更届等に添えられた従前の証書に「無効」の印を押印し変更前の都道府県等に返付し、受付処理簿の備考欄に証書返付年月日を記入すること。

(7) 受給資格者台帳の写しの送付を受けたときは、当該受給資格者についての当該都道府県等の番号を決定し、番号簿に当該所定事項を記入すること。

(8) 当該受給資格者につき、当該都道府県等の受給資格者台帳を作成すること。この場合、備考欄に変更前の都道府県等から移管された旨を記入すること。

(9) 当該受給資格者につき、台帳索引票を作成し、台帳索引簿を整理すること。

(10) 当該受給資格者につき、新たに証書を作成すること。

(11) 当該受給資格者につき、証書を当該受給者に交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。

(12) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者の場合、受給資格者台帳の備考欄に移管された旨を記入するが、上記のうち(10)及び(11)の手続は行わないこと。

○他の都道府県等に転出した受給者で、住所変更等の届出をしていないものに対しては、都道府県等が相互に連絡をとり変更後の住所地の市町村を通じて住所変更届を提出するよう受給者に通知されたい。

○他の都道府県等より転入した者(移管手続は完了していない)について調査したところ変更前の住所地在住時より事実婚があったことが判明した。この場合資格喪失、返納金等の手続きは変更前の住所地の都道府県等で処理する。

|  |             |                       |             |
|--|-------------|-----------------------|-------------|
| ※※第 号  |             |                       |             |
| ※経 由<br>町 村 名  |             | ※市 区 町 村<br>受 付 年 月 日 | 平 成 年 月 日   |
| ※町 村<br>提 出  | 平 成 年 月 日 号 | ※町 村<br>再 提 出         | 平 成 年 月 日 号 |
| 児童扶養手当住所（転出・転入）・支払金融機関変更届  |             |                       |             |
| (ふりがな)<br>氏 名  | -----       | 証 書 番 号               | 第 号         |
| 住 所  | 変更前         |                       |             |
|  | 変更後         |                       |             |
| 金 融 機 関  | 変更前         |                       |             |
|  | 変更後         |                       |             |
| 転出予定日<br>転 入 日   | 平 成 年 月 日   |                       |             |
| 上記のとおり、児童扶養手当住所・支払金融機関変更について届け出ます。<br>平成 年 月 日<br>都道府県知事（福祉事務所長）<br>市町村長（福祉事務所長） 殿<br><div style="text-align: right;">氏名 印</div> |             |                       |             |

- ◎ ※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 転出時の届出の場合は「転出」を、転入時の届出の場合は「転入」を○で囲んで下さい。
- ◎ 転入時の届出の場合は、証書番号を記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

## X. 証書再交付の申請及び証書亡失の届出

[規則第9・10条]

受給者は、証書を破り又は汚したときは、その証書を添え証書の再交付の申請を行う。また、証書を失ったときは、証書亡失の届出を行い、届出後、失った証書を発見したときは、これを返納する。

### 1 証書再交付の申請及び証書亡失の届出の処理について[準則]

証書の再交付の申請書又は証書亡失届（様式第8号）（以下「証書亡失届等」という。）の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、証書亡失届等の記載に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 証書亡失届等の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるときは、証書亡失届等を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 当該受給資格者が返付された証書亡失届等を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 証書亡失届等の記載に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び証書亡失届等の受付年月日に受理年月日を記入するとともに、その内容を審査すること。
- (5) 証書亡失届の場合は、番号簿、受給資格者台帳及び台帳索引票の証書の番号の欄に「第 号の2」のごとき枝番号を追記すること。
- (6) 当該受給資格者につき、新たな証書を作成し、証書再交付申請書に添えられた証書を廃棄すること。
- (7) 証書を受給資格者に交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
- (8) 番号簿の備考欄に再交付年月日を記入すること。
- (9) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

|                                  |                 |                |                 |
|----------------------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| ※※第 号                            |                 |                |                 |
| ※経 由<br>町 村 名                    |                 | ※市区町村<br>受付年月日 | 平成 年 月 日        |
| ※町 村<br>提 出                      | 平成 年 月 日<br>第 号 | ※町 村<br>再 提 出  | 平成 年 月 日<br>第 号 |
| 児童扶養手当証書再交付申請書                   |                 |                |                 |
| (ふりがな)<br>氏 名                    | -----           | 証 書<br>番 号     | 第 号             |
| 上記のとおり、児童扶養手当証書再交付について届け出ます。     |                 |                |                 |
| 平成 年 月 日                         |                 |                |                 |
| 都道府県知事（福祉事務所長）<br>市町村長（福祉事務所長） 殿 |                 |                |                 |
|                                  |                 | 氏名             | 印               |

◎ ※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名  
することができます。

## XI. 受給資格喪失の届出及び死亡の届出

[規則第11・12条]

受給資格者は、法第4条の支給要件に該当しなくなったときは、資格喪失の届出を行  
う。

また、受給資格者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、14  
日以内に、死亡の届出を行う。

(参 考)

戸籍法第87条（届出義務者）

下記の者は、その順序に従って、死亡の届出をしなければならない。但し、順序に  
かかわらず届出をすることができる。

第1 同居の親族

第2 その他の同居者

第3 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

②死亡の届出は、同居の親族以外の親族も、これを行うことができる。

(注意事項)

○手当に係る受給資格喪失時点について [昭和60年児企第34号]

手当に係る受給資格喪失については、受給者からの受給資格喪失届等により確認す  
ることとされているが、受給資格喪失時点については、受給資格喪失事由に係る戸籍、  
住民票等の関係公簿による確認等により、その正確な把握に努められたい。

○18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了する児童の取扱い等について [平成  
8年児家第10号]

・資格喪失及び手当額改定の事務処理

18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了する児童の受給資格者から、資  
格喪失届または手当額改定届の提出がなくとも、公簿等によりその事由が明らかな  
場合には、職権に基づいて資格喪失及び手当額改定の事務処理を行うことができる。

なお、職権に基づいて資格喪失及び手当額改定の通知を行う場合は、施行規則第  
4条の2の規定による障害の状態の届出について附記し、該当する場合は一定の期  
間内に速やかに関係書類を提出するよう指導し、当該届出があり、当該児童が政令  
で定める程度の障害の状態にある場合には、引き続き手当の支給を行う。

・現況届未提出者に対する督促等

18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了する児童の受給資格者のうち、現況届を提出していない者で、公簿等により明らかに法第4条の支給要件を充足していないことが確認された者については、法第29条の規定に基づき一定の期間を定め現況届の提出を命令するとともに、その期間内に現況届の提出がない場合には法第14条の規定に基づき手当の全部又は一部を支給しないこととし、職権により資格喪失の処理を行うことができる。

また、公簿等により法第4条の支給要件を充足しているか否か確認できない者については、法第29条の規定に基づき一定の期間を定め現況届及び法第4条の支給要件を充足していたことを明らかにすることができる書類の提出を命令するとともに、その期間内に現況届等の提出がない場合には法第14条の規定に基づき手当の全部又は一部を支給しないこととし、職権により資格喪失又は手当額改定の処理を行うことができる。

- 1 受給資格者死亡の届出に必要な書類  
受給資格者の死亡を証する書類。

- 2 資格喪失届及び受給資格者の死亡の届書の処理について[準則]

資格喪失届(規則様式第9号)又は受給資格者の死亡の届書(以下「資格喪失届等」という。)の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名(氏名)欄及び受付(再提出)欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、資格喪失届等の記載に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 資格喪失届等の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるときは、資格喪失届等を受給資格者等に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者等が返付された資格喪失届等を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付(再提出)欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 資格喪失届等の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び資格喪失届等の受付年月日に受理年月日を記入するとともに、その内容を審査すること。

なお、届出に係る事実を確認するため、特に必要があると認められるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は、法第30条に規定する措置をとること。

- (5) 番号簿の当該備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、当該部分の全体に斜線(朱書)を付すること。

- (6) 受給資格者台帳の受給資格喪失欄に当該所定事項を記入し、これを支給廃止簿に編入すること。
- (7) 当該台帳索引票の備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、これを台帳索引簿から除去すること。
- (8) 資格喪失届等に添えられた証書を破棄すること。
- (9) 当該受給資格者につき、資格喪失通知書(様式第15号)を交付すること。
- (10) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者であった者については、上記の(8)の手続は行わないこと。
- (11) 職権に基づいて受給資格が消滅したものと決定したときは、おおむね、次の手続をとるものとすること。
  - (ア) 番号簿の当該備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、当該部分の全体に斜線(朱書)を付すること。
  - (イ) 受給資格者台帳の受給資格喪失欄に当該所定事項を記入し、これを支給廃止簿に編入すること。
  - (ウ) 当該台帳索引票の備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、これを台帳索引票から除去すること。

|                                  |                 |                |                 |
|----------------------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| ※※第 号                            |                 |                |                 |
| ※経 由<br>町 村 名                    |                 | ※市区町村<br>受付年月日 | 平成 年 月 日        |
| ※町 村<br>提 出                      | 平成 年 月 日<br>第 号 | ※町 村<br>再 提 出  | 平成 年 月 日<br>第 号 |
| 児童扶養手当受給資格者死亡届                   |                 |                |                 |
| (ふりがな)<br>氏 名                    | -----           | 証 書 番 号        | 第 号             |
| 死亡年月日                            | 平成 年 月 日        |                |                 |
| 上記のとおり、届け出ます。                    |                 |                |                 |
| 平成 年 月 日                         |                 |                |                 |
| 都道府県知事（福祉事務所長）<br>市町村長（福祉事務所長） 殿 |                 |                |                 |
|                                  |                 | 氏名             | 印               |

◎ ※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

**XII. 添付書類の省略**

[規則第26条]

戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍謄（抄）本」という。）や住民票に記載される内容を確認することができる場合には、認定請求書、手当額改定請求書、現況届、氏名変更届及び住所変更届（以下「請求書等」という。）にこれらの書類の添付を省略させることができる。

なお、認定請求書及び手当額改定請求書（以下「認定請求書等」という。）については、戸籍謄（抄）本、住民票のどちらかの書類の記載内容を認定請求書等を受理する前に確認することができる場合に限り、両方の書類の添付を省略させることができる。

○ 児童扶養手当の認定等に関する事務の移譲等に伴う児童扶養手当の事務取扱いについて（平成14年雇児掲発第0730001号 家庭福祉課長通知）

・添付書類の省略の事務手続き

| 支給機関等                  | 説 明   |
|------------------------|---|
| 都道府県知事である場合            | 町村長において戸籍謄（抄）本や住民票の記載内容を確認できる場合は、請求書等に戸籍謄（抄）本や住民票を添付することを省略させることができる。その際、町村長は請求書等に戸籍謄（抄）本又は住民票の記載内容を確認できた旨を記載する。    |
| 市長又は福祉事務所を管理する町村長である場合 | 戸籍謄（抄）本や住民票の記載内容を確認できる場合は、請求書等に戸籍謄（抄）本や住民票を添付することを省略させることができる。  |
| 既認定者等の場合               | 市町村長が戸籍謄（抄）本又は住民票の記載内容を確認できる場合は、請求書等に戸籍謄（抄）本や住民票を添付することを省略させることができること。その際、市町村長は、請求書等に戸籍謄（抄）本又は住民票の記載内容を確認できた旨を記載する。 |



(注意事項)

- 戸籍謄(抄)本又は住民票を省略できる場合は、手当の支給機関が戸籍謄(抄)本又は住民票の記載内容を確認できる場合に限られており、例えば、本籍地や住所が異なる場合や受給資格者が転居した場合などにより手当の支給機関が記載内容を確認できない場合、従来どおり戸籍謄(抄)本や住民票の提出が必要である。
- 手当の支給機関が住民票を確認する場合は、受給資格者について確認するのみならず、省令第1条第1号等に規定されているとおり、受給者及び対象児童の属する世帯の全員について確認する必要があること。
- 後日、事実関係を確認する必要がある場合には、確認した戸籍謄(抄)本や住民票の記載内容については、請求書等の保存期間(認定請求書等については5年間。現況届については3年間。氏名変更届及び住所変更届については1年間。)中は、再度確認できるようにする。  
なお、確認日、確認者の氏名、確認者の署名、捺印を記載しておくこと。
- 住民基本台帳ネットワークとの関係  
添付書類の省略については、上記のとおりであるが、公簿の中には住民基本台帳ネットワークも含まれるものであり、都道府県知事が住民票の記載内容を確認する場合に限り、住民基本台帳ネットワークを活用することも可能である。市町村が住民基本台帳ネットワークを活用することはできない。(住民基本台帳法第39条の8)

## 第4章 その他留意事項

## I. 所得

### 1. 所得による支給の制限 [法第9条から第11条]

受給資格者、孤児等の養育者、配偶者又は扶養義務者の前年（1月から6月までの間に請求する者は前々年）の所得が政令で定める額以上の場合は、その年の8月から翌年の7月（1月から6月までに認定請求の者は、その年の7月）までの手当の全部又は一部を支給しない。

- ・法第9条 母、父又は養育者（孤児等の養育者を除く）の所得による支給制限
- ・法第9条の2 孤児等の養育者の所得による支給制限
- ・法第10条 母、父の配偶者及び扶養義務者の所得による支給制限

#### (注意事項)

○受給資格者たる母に係る扶養義務者等の所得審査については、住民票上同一世帯にある者のほか、生計同一の実態が想定される扶養義務者等について、受給資格者との生計関係を十分調査し、受給資格者と当該扶養義務者等との生計同一関係が認められる場合には、当該扶養義務者等の所得状況の把握を図ること。[昭和60年児企第34号]

※受給資格者が父の場合も同様とする。

### 2. 所得制限の適用にあたっての留意点 [昭和36年児発第1356号]

#### (1) 受給資格者の扶養親族等でない児童

法第3条第1項の要件を満たす者であれば手当の支給対象児童でなくともこの対象となり、その数及び生計維持関係は前年又は前々年の12月31日において認定し、その後の異動にかかわらないこと。

#### (2) 受給資格者の配偶者及び扶養義務者

法第10条及び第11条に規定する法第4条の支給要件に該当する者の配偶者、扶養義務者の有無の状況については、その所得に関しては前年又は前々年のものによることになっているが、この場合は現在時点においてその状況を認定すること。

#### (3) 母又は父と生計を同じくする母又は父の扶養義務者

法第10条において母又は父と生計を同じくする母又は父の扶養義務者かどうかは、住民票その他の公簿等の同居の関係によって認定するが、この生計を同じくする者が2人以上ある場合においてもそれらの所得を合算せず、これらのうち、

少なくとも1人がこれに該当するかどうかで認定すること。

#### (4) 養育者の生計を維持するもの

法第11条において、養育者の生計を維持するものとは、直接又は間接に養育者の生計費のおおむね大半を負担している者のことをいうが、このような者が2人以上ある場合は最も多額の費用を負担している者を生計を維持しているものとする。

### 3. 孤児等の養育者 [法第9条、法第9条の2、令第2条の3、昭和60年児発第662号]

孤児等の養育者については、児童の監護養育責任を第一に負うべき父母が監護できる状態にない場合に父母に代わって児童を養育している者であること等から、他の養育者とは区別し、別の支給制限を設けることとしている。なお、所得の計算方法は、他と同様であること。

この支給の制限においては、一部支給停止は行わないこととし、また、全部支給停止となる所得の限度額は、扶養義務者に係るものと同様であること。

孤児等の範囲については、次のとおりである。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時事実婚の状態にあった者を含む。以下同じ。）が死亡し又は生死不明であつて、かつ、母がない児童（母が死亡し若しくは生死不明であるか又は戸籍上母がない児童をいう。）
- (2) 母が死亡し又は生死不明であつて、かつ、父がない児童（父が死亡し若しくは生死不明であるか又は明らかでない児童をいう。）
- (3) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童であつて、母がないもの又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているもの
- (4) 母が婚姻（事実婚を含む。）によらないで懐胎した児童であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) いわゆる「棄児」（政令第1条の2第5号に該当する児童）
- (6) 父がない児童（父が死亡し若しくは生死不明であるか又は明らかでない児童をいう。）であつて、母が法令により引き続き1年以上拘禁されているもの

### 4. 低所得者の取扱い

市町村民税の申告をしていない者については、地方税の均等割非課税の場合であっても、児童扶養手当の一部支給の対象となる場合が生じることから、こうした場合には支給額を決定するため、受給資格者の源泉徴収票や事業主の所得証明書等所得の確認ができる書類を提出させることとし、所得を証明できる書類がない場合には、受給資格者に所得を申告させ、その額で所得を認定すること。

- 所得の申告義務があるにもかかわらず、市町村民税について税務部に申告していない場合（課税台帳で所得を確認できない場合）については、受給資格者に申告するよう求め、認定請求書や現況届に添付させることになる。
- 地方税法第317条の2第1項の規定により所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、市町村民税の申告の義務がないが、このような者については、課税台帳等により所得を確認できる場合は、その額により所得等を認定することとし、それ以外の場合には、所得がないものとして取り扱われたい。
- 純損益又は雑損失が生じた場合、その損失金額を所得額から差し引くことになるが、課税台帳上の所得がマイナスとなっている場合には、所得がゼロではなく、マイナスの額を所得として認定する。

#### 5. 養育費 [法第9条、令第2条の4、令第4条]

受給資格者が母である場合で、その監護する児童が父から支払を受けたその児童の養育に必要な経費の金額及び母がその監護する児童の父から支払を受けた児童の養育に必要な経費の金額のそれぞれ80%に相当する金額をそれぞれ所得に加算する。

受給資格者が父である場合で、監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から支払を受けた児童の養育に必要な経費の金額及び父がその監護し、かつ、生計を同じくする児童の母から支払を受けた児童の養育に必要な経費の額の金額のそれぞれ80%に相当する金額をそれぞれ所得に加算する。

##### (1) 養育費の範囲

「養育費」に該当するには、次の要件をすべて満たしている必要があること。

ア、金品等の支払いの名義人が、受給資格者が母である場合には児童の父、受給資格者が父である場合には児童の母であること

イ、金品等の受取りの名義人が、受給資格者が母である場合には母若しくは児童、又は受給資格者が父である場合には父若しくは児童であること

ウ、父から母若しくは児童に、又は母から父若しくは児童に給付されたものが、金銭、有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）（以下「現金等」という。）であること

エ、父から母若しくは児童へ、母から父若しくは児童への現金等の給付が、手渡し（代理人を介した手渡しを含む。）、郵送、母、父名義又は児童名義の金融機関の口座への振込みであること

オ、給付の名目が「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」等、児童の養育に関係のある経費として支払われていること

したがって、次のようなものは「養育費」には含まれない。

(ア) 児童扶養手当を受給している母親が監護している児童の父親以外から支払われたもの

(イ) 児童扶養手当を受給している父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外から支払われたもの

(ウ) 母、父又は児童以外の者が受け取っているもの

(エ) 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合

(オ) 支払方法が、母、父又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込によるもの

(カ) 「慰謝料」、「財産分与」として支払われるもの

(事 例)

○ 養育費に該当するもの

- ・ 父が母又は児童に、母が父又は児童に対して「住宅ローン、家賃の支払い、保育料等の支払いに充てるため」として現金を手渡しや母親、父親名義又は児童名義の口座に振り込んでいる場合
- ・ ギャンブルの払戻金や宝くじの当選金などの臨時収入を原資として支払った場合でも、養育費の要件を満たせば、養育費に該当する。
- ・ 父が父名義の口座のキャッシュカードを母に、母が母名義の口座のキャッシュカードを父に又は児童に預けている場合、養育費に関する取り決め書があれば、養育費として取り扱って差し支えない。

○ 養育費に該当しないもの

- ・ 父又は母が直接、銀行等の金融機関、貸し主、保育園等に支払っている場合
- ・ 父又は母の保育園への送り迎えは、金銭や有価証券の給付ではなく、労務の提供に当たるので、該当しない。
- ・ 「慰謝料」は、離婚に伴い発生した支払いであり、児童の養育のための経費ではないので該当しない。
- ・ 「食料品」、「衣類」、「ランドセル」、「机」、「ピアノ」、「パソコン」など児童のための物品を受け取った場合。
- ・ 住宅の所有名義が父であり、母が使用している場合は、住宅の譲渡や賃借料相当額の利益の供与などに該当するが、いずれの場合も、金銭や有価証券の給付ではない。
- ・ 母が監護している児童を父が自らの健康保険の被扶養者としている場合。
- ・ 父又は母が子のために学資保険に加入し、その保険料を支払っている場合。
- ・ 婚姻中、父が母から借金をして、離婚後、月々の借金の返済として父が母の口座に送金している場合。
- ・ 母が住んでいる借家の家賃を父が直接大家の銀行口座に振り込んでいる場合や父の口座から引き落とす場合。
- ・ 正式に離婚する前に別居状態が続いており、その間に養育費を受け取った場合には、養育費に該当しない。

○ その他

- ・ 母が父名義又は父が母名義の口座のキャッシュカード、通帳、印鑑を預かっている場合、父と母の生計等の諸状況を総合的に勘案し、①事実婚に該当しないか、②父又は母と生計を同じくしていないか、③母の配偶者に養育されていないかなど手当の支給要件により判断する。

(2) 「養育費等に関する申告書」について

ア. 目的及び必要性

「養育費等に関する申告書」は、母又は父である請求者又は受給資格者が、前年に、監護している児童の父親である前夫（以下「前夫」という。以下同じ。）、又は監護し、かつこれと生計を同じくしている児童の母親である前妻（以下「前妻」という。以下同じ。）から養育費を受け取っている場合又は児童が受け取っている場合にはその額を申告するためであること。

当該申告書は、請求者又は受給資格者が母又は父である場合に認定請求書又は現況届の添付書類として提出を求めるものであり、養育者である場合には添付する必要はないが、請求者又は受給資格者が養育者と母又は父の両方の立場である場合には、添付する必要があること。

以上のように、原則として、母又は父である請求者又は受給資格者の全員が添付すべき書類であるが、前年の所得（養育費を除く。）から明らかに全部支給停止である場合や、明らかに前夫又は前妻から養育費を受け取る可能性のない場合、例えば、父の死亡により児童扶養手当の受給資格を取得した場合や未婚の母として児童扶養手当の受給資格を取得した場合（児童の父から認知を受けている場合を除く。）などには、提出を省略することができること。

ウ. 内容・様式について

別添で定める「養育費等に関する申告書」は、「養育費等に関する申告書」の雛型であり、養育費の額について申告できるものであれば、その内容・様式は各自治体の実情にあった内容・様式として差しつかえないこと。

エ. 「養育費等に関する申告書」についての説明等

「養育費等に関する申告書」を請求者又は受給資格者に交付し、記入を求めるときには、その趣旨・目的及び記入要領についても併せて交付又は説明すること。

(3) 養育費の認定

ア. 必要経費

児童扶養手当法上の所得を計算する際に、就業状況や家族の状況等を考慮して、給与所得控除や各種控除などを控除されていることから、受け取った金額の全額ではなく、養育費の取得に要する費用（弁護士費用、裁判費用など）を考慮し、受け取った養育費の額の2割を控除した額を児童扶養手当上の所得に算入することとなる。

この控除は一律に控除するものである。

所得の認定

養育費として所得に算入する額は、前年に受け取った額である。前年に多額の養育費を一括して受け取った場合でも、算入する額に上限はないので、その額の80%を所得に加算する。

$$\text{前年に受け取った額} \times 80\% = \text{所得に算入する額}$$

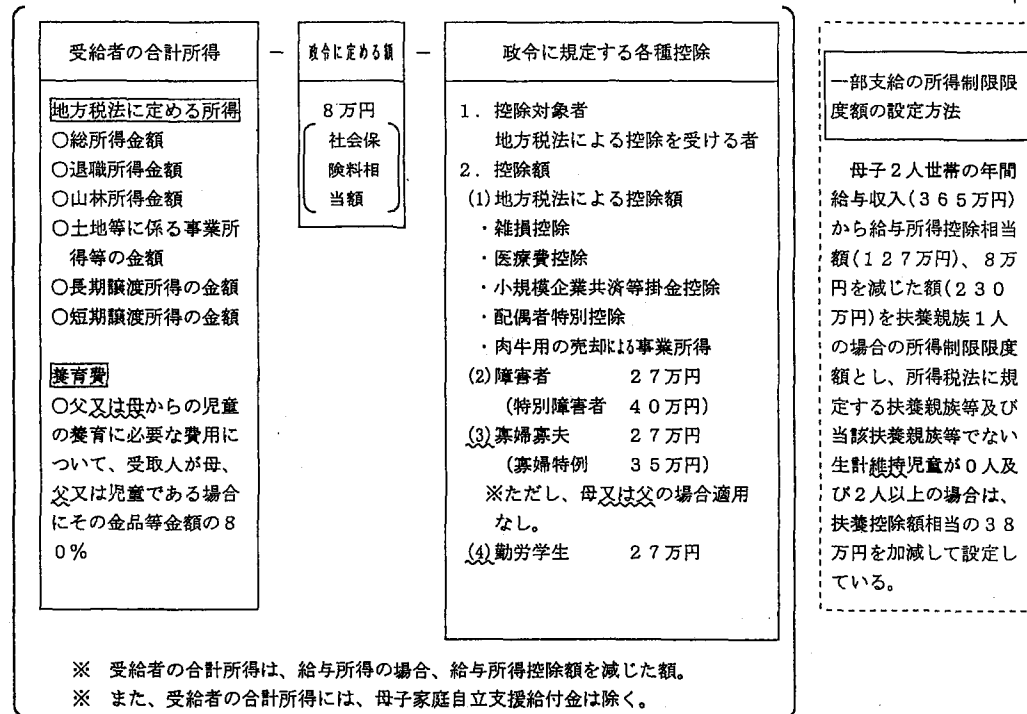
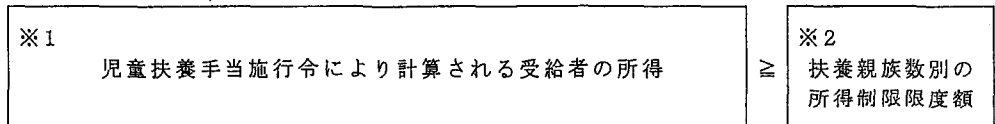
(1円未満は四捨五入)

(事例)

- 途中で養育費の額が変更されたり、取り決め通り支払われなかったり、調停中で養育費の額が確定していない場合には、実際に受け取った額を所得に算入し、途中で額が変更になった場合でも、その年に受け取った額を算入する。
- 父の違う児童を監護する場合には、それぞれの養育費を合算した額の80%を所得に算入する。
- 昨年2人の子について30万円ずつ計60万円の養育費を受け取ったが、今年の初めに1人の子は父の元に転出した場合、児童扶養手当における所得は前年の所得であるため、60万円が対象となる。この場合の所得制限限度額を適用する際の扶養親族等の数は2人、手当額は1人分となる。

6. 所得制限の仕組み

手当の所得による支給制限は、政令で定める計算により求められた受給者の所得(※1)が、受給者の扶養親族の数に応じて政令で定める所得制限限度額(※2)以上であるときに行われる。



(注) ○ 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額(所得ベース)は、次の額を加算した額とする。

- 1 本人の場合は、
  - ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
  - ②特定扶養親族1人につき15万円
- 2 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

平成22年度児童扶養手当所得制限限度額表

(単位：円)

| 扶養親族等の数 | 人         |           |           |           | 孤児等の養育者配偶者 |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|
|         | 全部支給      |           | 一部支給      |           | 扶養義務者      |           |
|         | 収入額       | 所得額       | 収入額       | 所得額       | 収入額        | 所得額       |
| 0       | 920,000   | 190,000   | 3,114,000 | 1,920,000 | 3,725,000  | 2,360,000 |
| 1       | 1,300,000 | 570,000   | 3,650,000 | 2,300,000 | 4,200,000  | 2,740,000 |
| 2       | 1,717,000 | 950,000   | 4,125,000 | 2,680,000 | 4,675,000  | 3,120,000 |
| 3       | 2,271,000 | 1,330,000 | 4,600,000 | 3,060,000 | 5,150,000  | 3,500,000 |
| 4       | 2,814,000 | 1,710,000 | 5,075,000 | 3,440,000 | 5,625,000  | 3,880,000 |
| 5       | 3,357,000 | 2,090,000 | 5,550,000 | 3,820,000 | 6,100,000  | 4,260,000 |

- (注) 1. 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定する。
2. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額（所得ベース）は、上記の額に次の額を加算した額とする。
- (1) 本人の場合は、
- ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
  - ②特定扶養親族1人につき15万円
- (2) 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円
3. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

Ⅱ. 支給期間及び支払期月

1. 支給期間〔法第7条第1項〕

児童扶養手当の支給は、受給資格者が法第6条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わること。

2. 支払期月〔法第7条第3項〕

児童扶養手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれ前月までの分を支払う（定時払い）。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその月分までの手当は、その支払期月でない月であっても支払うものとする（随時払い）。

・前支払期月に支払うべきであった手当

現実に支払期月がきているにもかかわらず、支払を受けないでいる場合の手当のことである。例えば、2月に請求して3月分の手当から支給を受けることとなっている場合、3月分の手当は4月の支払期月に支払われるのに支払を受けなかったときは、3月分の手当は次の8月期を待たずいつでも支払が受けられることになる。

・支給すべき事由が消滅した場合におけるその月分までの手当

例えば2月に児童を監護しなくなったため、母が支給を受けていた手当の支給事由が消滅した場合における4月期に支払うべきである手当つまり前年の12月から2月までの3か月分の手当のことである。この3か月分の手当は、本来なら4月に支払うこととなるが、4月の支払期月を待たず支払を受けることができるものとされている。

3. 支払開始期月の特例〔法第7条第2項〕

児童扶養手当は、原則として認定の請求をした日の属する月の翌月から支給され支給要件該当時にさかのぼらないのであるが、唯一の例外として災害等の理由で請求できなかったときは、災害等の理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給される。

「災害その他やむを得ない理由」とは、震災、風水害等の自然災害はもちろん、火災などの災害のほか、急病、出産、死亡、交通事故等によって認定の請求ができない

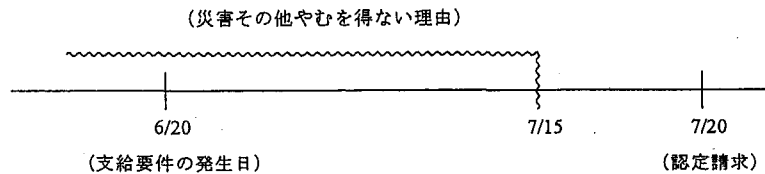
場合をいう。このような特別の事情で請求できなかったときは、その理由がやんだ後15日以内に請求しなければならないが、「理由がやんだ」というのは、台風が去ったとき、火災が鎮火したとき、あるいは病気が全快し床上げをしたときと解される

なお、「やむを得ない理由」とは、自然災害等で物理的にみて申請が不可能な場合に限定されるので、離婚の如く人為的な場合は、含まれないと解する。[昭和55年児企第29号]

また、「やむを得ない理由」は、受給者本人に係るものでなければならない。ただし、受給者本人以外の者、例えば支給対象児童等に係る災害等が、受給者本人に係る「やむを得ない理由」に該当する場合がありますが、その適用に当たっては、十分その間の事情を調査することが必要である。

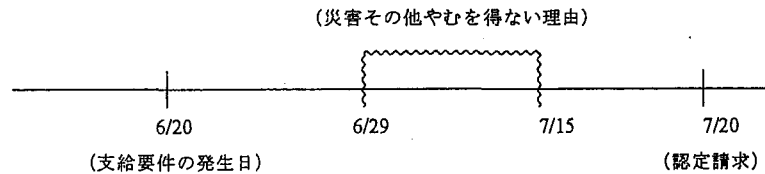
(参考)

[ケース1]



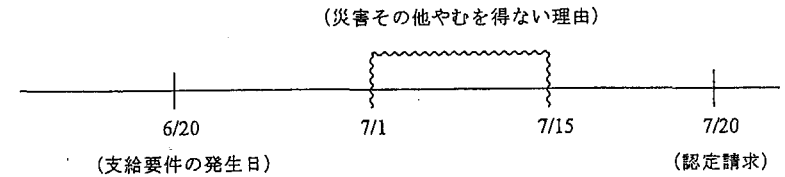
「やむを得ない理由」がやんだ後15日以内に認定請求を行っているので、手当は7月分から支給する。

[ケース2]



「やむを得ない理由」がやんだ後15日以内に認定請求を行っているので、手当は7月分から支給する。

[ケース3]



「やむを得ない理由」により認定の請求をすることができなくなった日は7月1日なので、手当は8月分から支給される。

4. 受給者が都道府県等の区域を超えて住所変更をした場合 [昭和60年児発第662号]

変更前の住所地の都道府県知事等は、変更後の住所地への転入年月日の属する月分までの手当を支給し、変更後の住所地の都道府県知事等は、転入年月日の属する月の翌月分から手当を支給するものであること。この場合、前者の手当については、変更後の都道府県知事等からの転入に関する通知を受けた後、失権の場合に準じて、随時払いの取り扱いを行うこと。また、後者の手当については、受給者からの届出により転入を確認した上支払うこととする。

5. 児童扶養手当支給停止関係届等による場合 [昭和60年児発第662号]

児童扶養手当支給停止関係届等により、新たに手当の全部若しくは一部の支給を停止し、又は手当の支給停止を解除することとしたときは、異動の発生した月の翌月から当該措置をとること。

6. 支払の開始期日

手当の支払期日を定めるに当たっては、既認定者等との均衡を考慮して、既認定者等についての支払期日(支払期月の11日(その日が日曜日若しくは土曜日又は休日(以下「日曜日等」という。))に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日)[児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関する規則第3条])と著しい間隔が生じないように配慮されたい。[昭和60年児発第662号]

### Ⅲ. 支給制限の災害特例

[法第12条]

法第12条は、児童扶養手当の支給を受けることができる母、父又は養育者本人、その配偶者及び扶養義務者の所得による支給制限についての災害特例に関する規定である。すなわち、所得制限は、前年と同様の所得がその年も引き続きあるだろうという推定にたって技術的見地から前年の所得によって行われるが、その年に災害があったため財産に損害を受けたときは、通常所得の減少をもたらし、前述の推定は成り立たなくなるので、特例的に前年の所得による支給制限を解除し、後日災害を受けた年に所定以上の所得があったことが判明したときは、解除によって支給された手当を返還することとしたものである。

#### 1. 対象となる災害

災害特例の対象となる災害は、災害救助法が適用されるような大災害にかぎらず災害一般をいい、例えば野中の一軒家が火災によって焼失した場合も含まれる。「その他これらに類する災害」とは、例えば津波、落雷等の非常災害を指し、冷害、干害、獣害、虫害などのような災害あるいは倒産などのような人為的災害は含まない。

#### 2. 災害特例の対象者

本人所得制限の場合における母、父又は養育者、配偶者所得制限における配偶者、扶養義務者所得制限における扶養義務者及びこれらの者の扶養親族で、所有する財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた者。

#### 3. 被災財産の種類

- ・住宅、家財 [法第12条]
- ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋 [令第5条]
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。） [昭和36年厚生省告示第402号]

#### 4. 被災金額について

被災金額は、火災保険金や第三者行為に基づく損害賠償金あるいは農業共済による給付金等により補充された金額を除いて価格のおおむね2分の1以上でなければならない。この場合被害金額が2分の1以上であるかどうかは、住宅、家財等の財産を総額について認定するのではなく、各財産の種別ごとに認定し、いずれか一つの種類の

財産について被害金額がその全体の価格のおおむね2分の1以上であれば、たとえ他の種類の財産が無傷であっても被災者に該当する。

#### 5. 所得制限が行われない期間

災害特例の対象となる期間は、損害を受けた月から翌年の7月までである。最長19か月（1月に災害を受けたとき）、最短8か月（12月に災害を受けたとき）である。

#### 6. 所得制限の適用

受給資格者である母又は父自身が被災者であるときは、受給資格者である母又は父自身の所得による支給制限は行われないが、その母又は父に配偶者又は扶養義務者がおり、これらの者が所得制限に該当するときは支給されない。

#### 7. 手当の返還について

災害特例の適用を受けた場合において、被災者が損害を受けた年に所定以上の所得を有していることが翌年になってわかったときは、災害特例の対象となった期間の手当で既に支給を受けていたものの全部又は一部を都道府県等に返還することとなる。

#### 8. 返還額の基準 [令第9条]

手当額の返還は、災害が生じなかったとした場合に、前年（又は前々年）の所得に照らして、いくら支給を受けていたかを計算して、その額を超過して支給を受けた額を返還することとなる。



#### IV. 未支払の手当

[法第16条]

未支払の手当は、死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払われていなかったもの（死亡当時受給資格があった場合は、死亡した日の属する月までの分）であり、死亡当時当該手当につき支払期月が到来していたかどうかにかかわらずのものである。  
[昭和37年児発第574号]

##### 1. 支払い時期 [昭和36年児発第1356号]

法第16条は、手当の受給者の死亡した場合の規定であるが、この場合には、法第7条第3項ただし書の規定により、その死亡した日の属する月までの分の手当は、その支払期月でない月であっても支払うものであること。

##### 2. 未支払の手当の請求者 [昭和37年児発第574号]

未支払の手当の請求者は、当該手当につき支給の対象とされていた者であること。  
なお、かかる児童が2人以上ある場合は、1人が全員を代表して請求するものであるが、そのうちの最も年長の者が請求を行うよう指導すること。  
未支払の手当の請求者が幼少等のため意思能力がない場合は、その保護者は未支払児童扶養手当請求書の備考欄に記名押印し、当該保護者が手当の指定受取人となること。

3. 未支払児童扶養手当請求書（規則様式第十号、以下「未支払手当請求書」という。）の提出を受けたときは、概ね、次の手続をとるものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、未支払手当請求書の記載に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 未支払手当請求書の記載に不備がないときは、受付処理簿の受理欄に受理年月日を記入すること。
- (3) 支給廃止簿に編入されている受給資格者台帳の記号及び番号欄に「第 号の2」のごとき枝番号を追記すること。
- (4) 当該請求書につき、児童扶養手当支払通知書を作成すること。
- (5) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

#### V. 時効

○時効の解釈及び取り扱い等について [昭和47年児企第33号]

##### 1. 各支払期月の受給権の時効

受給者は、法第7条第3項に規定する支払期月の支払日（以下「支払期日」という。）が到来することによって、手当の支払いを受けることができることとなるが、受給権を行使しない期間が2年間継続した場合においては、各支払期月の受給権（支分権）が時効により消滅する。

この場合の時効の起算日は、支払期日であり、時効が完成するのは、2年後の支払期日の前日が経過した時点である。

##### 2. 現況届未提出者の取り扱い

###### (1) 現況届未提出者の時効について

現況届未提出者（以下「未提出者」という。）は、毎年12月の支払期日が経過した時点で2年前からの未提出者についてその受給権（基本権）の時効が完成することとなるので、そのつど職権により受給資格喪失の処理を行う。

なお、この場合の資格喪失日は、12月の支払期日であること。

###### (2) 未提出者の権利をできる限り保全するため、次の事項に十分留意し、必要な事務処理を確実に行うこと。

ア. 未提出者については、その名簿を作成し、かつ、それに基づいて未提出者の追跡調査を行うことにより、できうるかぎりその把握に努めること。

なお、明らかに支給要件に該当しないことを確認したときは、職権により資格喪失の処理を行うこと。

イ. 現況届の提出期限である8月31日までに現況届の提出がない者に対しては、別紙様式1による督促を未提出者に対し行うこと。

なお、督促は郵送に代えて電話により行っても差し支えない。

ウ. 現況届未提出により時効が完成し資格喪失した場合、旧法第6条第2項の規定により、手当の支給要件に該当するに至った日から起算して5年を経過し改めて認定請求することができないことも想定されることから、時効が完成する前に別紙様式2による命令書を未提出者に配達証明により郵送すること。

なお、住所不明等により、未提出者に当該命令書等が到達しない場合には、民法第98条の2に規定に基づく公示送達の方法をとること。

(3) その他の留意事項

受給資格者に対しては、できうるかぎり現況届の提出を励行するよう指導するとともに事務処理上もそれに応じた体制をととのえ、未提出者についていやすくも、安易に時効による受給資格の消滅を待つことのないよう努められたい。

(別紙様式1)

児童扶養手当現況届未提出のおしらせ

○ ○ ○ ○ 殿

あなたは、平成 年度の児童扶養手当現況届を提出していませんので、速やかに市町村窓口へ提出して下さい。

なお 年 月 日までに上記の現況届を提出しなかった場合には、平成〇年12月期以降の児童扶養手当の支払を一時差しとめされますので御了知ください。

平成 年 月 日

都道府県又は市町村担当部局

(別紙様式2)

児童扶養手当現況届提出命令書

○ ○ ○ ○ 殿

あなたは、平成 年度の児童扶養手当現況届を提出していませんので、平成 年 月 日までに提出するよう児童扶養手当法第29条第1項の規定に基づいて命令します。

なお、平成 年12月 日までに平成 年度の児童扶養手当現況届を提出しなかった場合には、児童扶養手当法第22条の規定に基づいて平成 年12月期分の手当から支給を受ける権利が時効によって消滅し、又、受給資格が喪失されますので御了知下さい。

平成 年 月 日

都道府県知事 (福祉事務所長)

市町村長 (福祉事務所長)

VI. 外国人

1. 受給資格

児童扶養手当の適用対象となる「日本国内に住所を有する」外国人は次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第2条第1項に規定する外国人であって、同法に基づく登録を行っているもの。

(2) 次に掲げる者でないこと。

ア 在留資格が出入国管理及び難民認定法別表第1の3の短期滞在に該当する者(本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動)。

イ 在留資格が出入国管理及び難民認定法別表第1の2の興行に該当する者(演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(別表第1の投資・経営の活動を除く。))。

ウ ア及びイ以外の者で、在留期間が短く、生活の本拠が日本国内にあるとは認め難い者。

(参考)

出入国管理及び難民認定法第4条は平成元年に削除されている。

なお、出入国管理及び難民認定法第18条の2の規定による一時庇護のための上陸の許可を受けている者等についても、定住の意志、生活実態等を考慮して、(1)及び(2)に従い対処する。

2. 事務処理

(1) 一般的事項

外国人に係る事務処理については、(2)以下で述べる事項を除き、原則として日本人に対する取扱いに準じて行う。

(2) 受給資格の認定

外国人に係る受給資格の認定は、外国人登録法第4条に規定する外国人登録原票に記載されている居住地の都道府県知事等が行う。

(3) 認定請求書等の添付書類

・戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しに代えて、外国人登録法の規定に基づく登録証明書の写し（市町村長が、原本と相違ない旨の証明をしたもの。）又は登録済証明書

・その他必要に応じ、本人の申立書、民生委員・児童委員の証明書等、受給資格等に係る事実を明らかにすることができる書類

(4) 認定請求書、手当証書、各種届書、台帳等の記載要領について

ア 氏名

本名により管理するが、証書以外の認定請求書、各種届書等で事務処理上通称名も管理することが適当な場合は、括弧書又は備考欄に通称名を記載させることができる。（氏名・通称名にフリガナを付すこと）

イ 生年月日

受給資格者等が記載するに当たっては、西暦等によって差し支えないが、台帳等の生年月日欄は、元号により記載する。

ウ 外国人表示

外国人の受給者については、台帳等の様式の欄外に  の朱印を押印し、外国人の受給者に係る分を分類整理すること。

(5) 外国人登録主管課等との連携強化について

市（区）町村においては例えばあらかじめ外国人受給者一覧表等を外国人登録担当部門に提出し、外国人受給者の事実関係に変動があった場合には、速やかに、児童扶養手当の担当部門に通報する体制を確立する等、市（区）町村における事務処理体制にあった方法により、外国人登録担当部門との連携強化を図り、円滑・適正な事務処理に努めること。

3. 外国人が出国した場合の受給権に関する事項

(1) 再入国の許可を受けて出国する場合について

児童扶養手当の受給者である外国人が、出入国管理及び難民認定法第26条に規定する再入国の許可を受けて出国した場合は、当該外国人の受給権は消滅しない。

ただし、当該外国人が再入国の有効期間内に再入国しなかった場合には、出国した日をもって受給権は消滅する。

(2) 再入国の許可を受けずに出国する場合について

児童扶養手当に受給者である外国人が再入国の許可を受けずに出国した場合は、当該外国人の外国人登録原票が閉鎖される事由が生じた日（外国人登録証明書を入国審査官に返納した日）をもって受給権は消滅する。

4. 所得制限に関する事項

外国人に係る所得制限については、日本人の場合と同様その者の都道府県民税に係る前年（1月から6月までの月分については前々年）の所得の額を基礎として行う。

5. その他

広報紙を利用するほか地域の実態に即した方法により、制度の周知及び改正の内容について周知徹底を図ること。

## VII. 職 権

○職権により処分できる範囲は、支給要件に該当していない事実が戸籍謄本等の公簿により確認できるとき(児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日になった、受給者が老齢福祉年金以外の公的年金を受給している、等の場合)である。)職権の根拠は、支給要件に該当しない場合は、当然資格喪失となるのであって、申請に基づく資格喪失の場合と同様であり、法第4条に基づくものである。

○現況届の審査の時に公的年金受給や再婚などの実態が明らかに確認できた場合、資格喪失届の提出がなくても職権で資格喪失してよい。また、債権が発生している場合も同様に取り扱ってよいこと。〔昭和55年児令第29号〕

## VIII. 債 権

○児童扶養手当返納金債権の管理の事務処理について〔昭和61年会発第919号・児発第920号参照〕

### 1. 督促について

#### (1) 督促の履行

歳入徴収官都道府県出納長(以下「歳入徴収官」という)は、返納金債権の全部又は一部が履行期限を経過してもなお履行されない場合には、債権者に対してその履行の督促をしなければならないが、当該督促が十分に行われていないところが見受けられるので、今後は、債権管理の基本である督促を履行すること。

#### (2) 督促の時期等

督促は、返納金債権の履行期限の経過後速やかに行うこととし、なおかつ収納とならない場合には、数次の督促を行うこと。

#### (3) 督促の方法

##### ア. 文書督促

(1) 歳入徴収官事務規定(昭和27年大蔵省令第141号、以下「規定」という)第21条に定める第3号書式による督促状を送付すること。

(1) 督促状を送付するに当たっては、督促状発行伺により決裁をとること。

##### イ. 口頭督促

訪問又は電話等による督促を行うこと。

#### (4) 督促後の事務処理

督促を行ったときは、債権管理簿又は督促整理簿にそのてん末等を詳細に記入しておくこと。

### 2. 時効の中断措置について

返納金債権は、公法上の債権であり、会計法(昭和22年法律第35号)第30条の規定により、5年間その権利を行使しないときは、時効により消滅することとなっている。当該返納金債権については、時効の中断措置がとられていないことが見受けられるので債権保全のため時効完成前に次のような時効の中断措置をとること。

なお、督促状の送付は、時効の中断とはならないので注意すること。

#### (1) 債務承認

返納金債権の債務者が、債務の存在を承認するような行為をすることによって

時効の中断が成立するので、次のような措置をとること。

#### ア 債務承認書の徴取

返納金債権が時効によって消滅するおそれがあるときは債務者から債務承認書を提出させ、債務の承認を行わせること。

#### イ 一部弁済

(7) 債務者が返納金債権の一部としての弁済であることを認めて弁済すれば、残額についての債務承認となりこれが時効の中断の効力を有することになること。

(4) 債務者から納入告知書又は納付書に記載された納付金額の一部について、直接に現金の納付の申出があったときには、収納機関である収入官吏又は出納員でなければ収納できないこととなっているので、各都道府県において収入官吏及び出納員を設置する必要が生じた場合は、雇用均等・児童家庭局を經由のうえ、大臣官房会計課長にその旨を申出ること。

(4) 収入官吏及び出納員を設置した場合で、納入告知書又は納付書の金額の一部につき納付があった場合には規程第9条に定める領収証書を交付することなく、収入官吏又は出納員の官職氏名を記載した一部弁済に係る領収証書を交付すること。

#### ウ 履行延期の特約等

履行延期の特約等を行った場合は、債務者の債務承認となるので、時効の中断の効力を有するものであること。

#### (2) 請求及び差押等

##### ア 請求

債務者に対して納入告知を行った返納金債権で、履行期限を経過したものについて数次にわたる督促を行ったのち、なお相当の期間を経過しても、その全部又は一部が履行されない場合には、訴訟による当該返納金債権に係る裁判上の請求は時効の中断の効力を有するものであること。

なお、裁判上の請求を行う場合には、債権管理総括機関大臣官房会計課（以下「債権管理総括機関」という。）に協議すること。

##### イ 差押、仮差押、仮処分

差押、仮差押及び仮処分も時効の中断の効力を有するものであること。

#### 3 履行延期の特約等について

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときなどには、履行延期の特約等を認めることができることとなっているので、返納金債権の債務者についてこれに該当するものがある場合には、履行延期の特約等による分割納付の措置を積極的

に行い、当該返納金債権の効率的な回収を図ること。

なお、履行延期の特約等を行う場合は、債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号、以下「規則」という。）第34条に定める書式によること。

#### 4 債務者の現況把握及び債権の引継等について

##### (1) 債務者の資産状況等の把握

返納金債権の適正な管理を図るため、児童扶養手当担当課等と協力連携のうえ、債務者の資産及び所得の状況、家族構成等の把握に努め督促整理簿等に記入しておくこと。

##### (2) 債務者の住所変更に伴う届出

債務者が住所を変更する場合は、あらかじめ住所変更届を提出させ、現況の把握に努めること。

##### (3) 債務者の住所不明に伴う追跡調査

債務者が住所不明となった場合は、その不明になる直前に居住していた市町村、本籍地市町村、親族、縁者、知人、転居先市町村及び推定居住地区を管轄する警察署に照会を行い、転居先住所の追跡調査に努めること。

#### 5 歳入徴収官と児童扶養手当担当課等との連携及び協力体制の強化について

返納金債権の適切な保全及び効率的な回収を図るため、納入告知書及び督促状の送付、訪問督促、債務者の住所及び所得の状況の把握等の債権管理及び歳入徴収の事務においては、歳入徴収官と児童扶養手当担当課等との連携・協力を更に一層密にし、適正な債権管理及び歳入徴収の事務処理に万全を期すこと。

## IX. プライバシーの保護

児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に係わるため、受給資格の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮するとともに、職務上知りえた個人の秘密を漏らすことは、地方公務員法によっても禁止されているところなので、かかることのないよう十分留意されたい。

特に、遺棄調書（昭和55年6月20日児企第25号通知）、未婚の母子の調書及び事実婚の解消に関する調書（平成10年6月24日児家第37号通知）の取扱いについては、プライバシーの保護に配慮するとともに、父の暴力を逃がれて家出した母子が、居所を知られたため父に暴力を受けるという事例もあるので、たとえ児童の父と云えども不用意に母子の居所等を漏らすことのないよう留意されたい。[昭和55年児企第46号]

## X. 調査権

法第29条は、手当の公正な支給を図るため、行政庁が、その必要があると認めるときには、受給資格の有無及び手当の額の決定に必要な事項について確認するための行政庁の調査権を規定したものである。

調査権を行使できるのは、手当の受給資格の有無及び手当額の決定に必要な事項に関するものだけであって、その他のことを調査することはできない。また、法第4条の手当の支給要件に該当する者であっても、手当を請求しない者にまで調査権を行使することはできない。

また、行政庁による受給資格の有無等についての調査権は、受給資格者の権利関係に及ぼす影響が極めて大であり、これを濫用することは、厳に慎まなければならない。質問又は診断を行う職員は、自己の身分を明らかにする証明書を常に携帯し、関係人から提示を求められたなら、速やかにこれを提示しなければならない。

## XI. 支払調整

○内払調整に基づく減額支給について [昭和37年児発第582号]

### 1. 内払調整について

手当が正当支払金額より多く支払われた場合は、法第31条の規定により、その後支払われるべき手当の内払とみなし、次期以降の支払期月の支払額を減額調整して差し支えないものであるが、かかる場合を例示すれば次のとおりである。

- (1) 支給開始年月を正当年月より前の年月と誤認した場合
- (2) 支給対象児童の数を多く誤認した場合
- (3) 一期支払額を多く誤算した場合
- (4) 減額改定の事由が発生したにもかかわらず、受給者が児童扶養手当額改定届を提出しなかったため、手当額の改定が行われなかった場合

### 2. 内払調整の事務処理

市等における内払調整の事務処理としては、受給資格及び手当額を誤認定した場合には、その処分を取消して是正し、又は新たな処分を行うこととなる。

#### ☆解 説

内払調整は、手当の支給が継続しているとき以外に行うことができない。

# 全国家庭福祉施策担当係長会議資料

## [扶養手当係説明資料③]

### 【別添資料③】

児童扶養手当省令様式(案) . . . . . 1～48P

平成22年3月17日(水)  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課



# 兒童扶養手当

省令様式（案）

| ※※ 第 号       |              | ※市区町村 受付年月日 平成 . . . |              | ※町 村 出 平成 . . . 第 号 |          | ※町 村 再提出 平成 . . . 第 号 |         | あなたと、あなたの配偶者・同居している扶養義務者の所得について   |              |              |                          |              |                         |              |              |              |               |              |              |              |                   |        |
|--------------|--------------|----------------------|--------------|---------------------|----------|-----------------------|---------|---|--------------|--------------|--------------------------|--------------|-------------------------|--------------|--------------|--------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-------------------|--------|
| 児童扶養手当認定請求書  |              |                      |              |                     |          |                       |         | ② 平成 年分所得 氏 名   |              | ④ 請求者        |                          | ⑤ 配偶者        |                         | ⑥ 扶養義務者      |              |              |               |              |              |              |                   |        |
| あなたのことについて   | ①ふりがな氏名・性別   | 男                    | 女            | ②生年月日               | 明治 昭和 平成 | ③障害の有無                | ある・ない   | ④除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族を除く) ⑤除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数(特定扶養親族を除く)                           | ( )          | ( )          | ( )                      | ( )          | ( )                     | ( )          | ( )          | ( )          | ( )           | ( )          |              |              |                   |        |
|              | ④配偶者の有無      | ある・ない                | ⑥住所          |                     | TEL ( )  | ⑦職業又は勤務先名             | TEL ( ) |   | ⑧勤務先地        |              | ⑨児童扶養手当法施行令第4条第1項による所得の額 |              | ⑩児童扶養手当法施行令第3条に定める金品等の額 |              | ⑪所得制限限度額     |              |               |              |              |              |                   |        |
|              | ⑨公的年金受給状況    | 受給している(種類)           |              | 受給していない(種類)         |          | ⑫児童の父又は母の状況           |         |   | 受給している(種類)   |              | 受給していない(種類)              |              | ⑬障害者控除                  |              | ⑭療養費控除       |              | ⑮小規模企業共済等掛金控除 |              | ⑯配偶者特別控除     |              | ⑰地方税法別第6条第1項による所得 |        |
|              | ⑩児童の氏名(生年月日) | (平成 . . . 生)         | (平成 . . . 生) | (平成 . . . 生)        | ⑫児童の氏名   | (平成 . . . 生)          | ⑬児童の氏名  |   | (平成 . . . 生) | ⑭児童の氏名       | (平成 . . . 生)             | ⑮児童の氏名       | (平成 . . . 生)            | ⑯児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑰児童の氏名       | (平成 . . . 生)  | ⑱児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑲児童の氏名       | (平成 . . . 生)      | ⑳児童の氏名 |
| 児童のことについて    | ⑫児童の氏名(生年月日) | (平成 . . . 生)         | (平成 . . . 生) | (平成 . . . 生)        | ⑬児童の氏名   | (平成 . . . 生)          | ⑭児童の氏名  | (平成 . . . 生)  | ⑮児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑯児童の氏名                   | (平成 . . . 生) | ⑰児童の氏名                  | (平成 . . . 生) | ⑱児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑲児童の氏名        | (平成 . . . 生) | ⑳児童の氏名       | (平成 . . . 生) |                   |        |
|              | ⑫児童の氏名(生年月日) | (平成 . . . 生)         | (平成 . . . 生) | (平成 . . . 生)        | ⑬児童の氏名   | (平成 . . . 生)          | ⑭児童の氏名  | (平成 . . . 生)  | ⑮児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑯児童の氏名                   | (平成 . . . 生) | ⑰児童の氏名                  | (平成 . . . 生) | ⑱児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑲児童の氏名        | (平成 . . . 生) | ⑳児童の氏名       | (平成 . . . 生) |                   |        |
|              | ⑫児童の氏名(生年月日) | (平成 . . . 生)         | (平成 . . . 生) | (平成 . . . 生)        | ⑬児童の氏名   | (平成 . . . 生)          | ⑭児童の氏名  | (平成 . . . 生)  | ⑮児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑯児童の氏名                   | (平成 . . . 生) | ⑰児童の氏名                  | (平成 . . . 生) | ⑱児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑲児童の氏名        | (平成 . . . 生) | ⑳児童の氏名       | (平成 . . . 生) |                   |        |
|              | ⑫児童の氏名(生年月日) | (平成 . . . 生)         | (平成 . . . 生) | (平成 . . . 生)        | ⑬児童の氏名   | (平成 . . . 生)          | ⑭児童の氏名  | (平成 . . . 生)  | ⑮児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑯児童の氏名                   | (平成 . . . 生) | ⑰児童の氏名                  | (平成 . . . 生) | ⑱児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑲児童の氏名        | (平成 . . . 生) | ⑳児童の氏名       | (平成 . . . 生) |                   |        |
| 父又は母が障害であるとき | ⑫児童の氏名(生年月日) | (平成 . . . 生)         | (平成 . . . 生) | (平成 . . . 生)        | ⑬児童の氏名   | (平成 . . . 生)          | ⑭児童の氏名  | (平成 . . . 生)  | ⑮児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑯児童の氏名                   | (平成 . . . 生) | ⑰児童の氏名                  | (平成 . . . 生) | ⑱児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑲児童の氏名        | (平成 . . . 生) | ⑳児童の氏名       | (平成 . . . 生) |                   |        |
|              | ⑫児童の氏名(生年月日) | (平成 . . . 生)         | (平成 . . . 生) | (平成 . . . 生)        | ⑬児童の氏名   | (平成 . . . 生)          | ⑭児童の氏名  | (平成 . . . 生)  | ⑮児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑯児童の氏名                   | (平成 . . . 生) | ⑰児童の氏名                  | (平成 . . . 生) | ⑱児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑲児童の氏名        | (平成 . . . 生) | ⑳児童の氏名       | (平成 . . . 生) |                   |        |
|              | ⑫児童の氏名(生年月日) | (平成 . . . 生)         | (平成 . . . 生) | (平成 . . . 生)        | ⑬児童の氏名   | (平成 . . . 生)          | ⑭児童の氏名  | (平成 . . . 生)  | ⑮児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑯児童の氏名                   | (平成 . . . 生) | ⑰児童の氏名                  | (平成 . . . 生) | ⑱児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑲児童の氏名        | (平成 . . . 生) | ⑳児童の氏名       | (平成 . . . 生) |                   |        |
|              | ⑫児童の氏名(生年月日) | (平成 . . . 生)         | (平成 . . . 生) | (平成 . . . 生)        | ⑬児童の氏名   | (平成 . . . 生)          | ⑭児童の氏名  | (平成 . . . 生)  | ⑮児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑯児童の氏名                   | (平成 . . . 生) | ⑰児童の氏名                  | (平成 . . . 生) | ⑱児童の氏名       | (平成 . . . 生) | ⑲児童の氏名        | (平成 . . . 生) | ⑳児童の氏名       | (平成 . . . 生) |                   |        |
| ※※ 認定・却下     | 支給開始年月       | 対象児童数                | 支給停止         | 手当月額                | 支払期別金額   | 証書番号                  | ※※ 備考   | 関係書類を添えて、児童扶養手当の受給資格の認定を請求します。<br>平成 年 月 日<br>都道府県知事(福祉事務所長) } 役<br>市町村長(福祉事務所長) } 氏名 ⑩ |              |              |                          |              |                         |              |              |              |               |              |              |              |                   |        |

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(裏面)

注意

- 1 ⑥の欄は、住所地の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
  - 2 ⑨、⑩及び⑪の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
  - 3 ⑨、⑩及び⑪の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
  - 4 ⑫欄は、児童が児童扶養手当の支給対象となつた日以後、あなた（請求者）が当該児童の監護等（あなたが母の場合には監護、父の場合には監護し、かつ、これと生計を同じくすること、養育者の場合には養育）を始めた年月日を記入してください。
  - 5 ⑬及び⑭の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
  - 6 ⑮の欄は、児童が父若しくは母の死亡により受けることができる「公的年金」、「遺族補償」の受給状況又はあなたが母若しくは養育者である場合には、児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となつており、あなたが父である場合には、児童が母に支給される公的年金の額の加算の対象となつており、父若しくは母の「公的年金」の受給状況を記入してください。
  - 7 ⑯の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合にはあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
  - 8 ⑰の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入して下さい。  
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
    - (1) 請求者については、⑱に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、㉑に特定扶養親族の数を記入してください。
    - (2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
  - 9 ⑲の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
  - 10 ㉒の欄は、前年（1月から6月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
  - 11 ㉓の欄は、請求者が母である場合には、その児童の父から、請求者が父である場合には、その児童の母から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母若しくは父又は児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計の欄には、それぞれの金額の8割に相当する額の合計額を記入してください。
  - 12 ㉔の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額、請求者が父である場合には、寡夫控除の額は控除しません。
  - 13 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。
    - (1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
    - (2) 請求者が母であり、児童と同居していない場合には、児童を監護していることを明らかにすることができる書類
    - (3) 請求者が父であり、一時的に児童と同居していない場合には、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類
    - (4) 請求者が母又は父以外の者である場合には、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
    - (5) 児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合には、エックス線直接撮影写真  
呼吸器系結核・肺炎・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他
    - (6) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類  
(ア)父又は母が生死不明の場合、(イ)父又は母が1年以上遺棄している場合、(ウ)父又は母が1年以上拘禁されている場合
    - (7) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、㉕から㉗までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
    - (8) このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いてください。
  - 14 この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
- ㉘ 虚偽の内容を記載した場合には、手当額の全部又は一部の返還のほか、一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。

児童扶養手当障害認定診断書 (視覚障害用)

|                      |                                   |                |                            |
|----------------------|-----------------------------------|----------------|----------------------------|
| ① 氏名<br>(ふりがな)       |                                   | ② 生年月日         | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成 年 月 日 |
| ③ 住所                 |                                   | ④ 障害の原因となつた傷病名 |                            |
| ⑤ 傷病の原因又は誘因          | 先天性 (疾病・不慮災・労災・)<br>後天性 (戦傷災・その他) | ⑥ 傷病発生年月日      | 年 月 日                      |
| ⑦ ④のためはじめて医師の診断を受けた日 | 年 月 日                             | ⑧ 将来再認定の要      | 有 ・ 無                      |

| 現<br>症<br>(機能障害診断) | ⑨ 視力  | ⑩ 視野 | ⑪ 所見<br>(前眼部)<br>右 _____<br>左 _____<br>(中間透光体)<br>右 _____<br>左 _____<br>(眼底)<br>右 _____<br>左 _____ |     |     |         |     |  |  |   |     |  |  |
|--------------------|---|------|--|-----|-----|---------|-----|--|--|---|-----|--|--|
|                    | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>裸 眼</th> <th>矯 正</th> <th>矯 正 眼 鏡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>右 眼</td> <td></td> <td></td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>左 眼</td> <td></td> <td></td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> |      |  | 裸 眼 | 矯 正 | 矯 正 眼 鏡 | 右 眼 |  |  | D | 左 眼 |  |  |
|                    | 裸 眼   | 矯 正  | 矯 正 眼 鏡  |     |     |         |     |  |  |   |     |  |  |
| 右 眼                |   |      | D  |     |     |         |     |  |  |   |     |  |  |
| 左 眼                |   |      | D  |     |     |         |     |  |  |   |     |  |  |

⑫ 備 考

上記の通り診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称  
所 在 地

診療担当科名

医師氏名

㊟

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(裏 面)

注 意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑨の欄の視力測定の際の照度は、200ルクスとして下さい。
- 5 ⑩の欄は、視野障害が問題となり、特に本人から依頼された場合にのみ測定して下さい。
- 6 口頭による諸検査結果と他覚所見とが一致しないような場合は、備考欄になるべくくわしく診断結果を附加記入して下さい。

|  |                                   |                   |                               |      |
|--|-----------------------------------|-------------------|-------------------------------|------|
| 児童扶養手当障害認定診断書 <span style="font-size: 2em;">{</span> 聴 <span style="font-size: 2em;">}</span> 力 ・ 平 衡 機 能 障 害 用<br><small>もしやく</small> 咀 嚼 機 能 ・ 音 声 言 語 機 能 |                                   |                   |                               |      |
| ① (ふりがな) 氏 名   |                                   | ② 生 年 月 日         | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成<br>年 月 日 |      |
| ③ 住 所  |                                   | ④ 障害の原因となつた傷病名    |                               |      |
| ⑤ 傷病の原因又は誘因  | 先天性 (疾病・不慮災・労災・)<br>後天性 (戦傷災・その他) | ⑥ 傷病発生年月日         | 年 月 日                         |      |
| ⑦ ④のためはじめて医師又は歯科医師の診断を受けた日   | 年 月 日                             | ⑧ 将来再認定の要         | 有 ・ 無                         |      |
| 現 症 (機能障害診断)   | ⑨ 聴 力 障 害                         |                   |                               |      |
|  | 聴力損失又は聴力レベル                       |                   | オージオグラム<br>                   |      |
|  | 聴力損失 (旧規格)                        | 左                 |                               | デシベル |
|  |                                   | 右                 |                               | デシベル |
|  | 聴力レベル (新規格)                       | 左                 |                               | デシベル |
|  |                                   | 右                 |                               | デシベル |
|  | 最良語音明瞭度                           |                   |                               |      |
|  | 左                                 | %                 |                               |      |
|  | 右                                 | %                 |                               |      |
|  | 使用したオージオメータの型式                    |                   |                               |      |
| ⑩ 平 衡 機 能 障 害  |                                   |                   |                               |      |
| 所見   |                                   |                   |                               |      |
| ⑪ <small>もしやく</small> 咀 嚼 機 能 障 害  |                                   | ⑫ 音 声 言 語 機 能 障 害 |                               |      |
| 所見   |                                   | 所見                |                               |      |
| ⑬ 備 考  |                                   |                   |                               |      |
| 上記のとおり診断します。<br>病院又は診療所の名称<br>所 在 地<br>診療担当科名  |                                   |                   | 平成 年 月 日<br>医師又は歯科医師名 ㊟       |      |

㉞ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。

㉟ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(裏 面)

注 意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また、児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定が遅くなる場合がありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日でなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて医師又は歯科医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師又は歯科医師が診断している場合は、本人の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑨の欄のデシベル値は、話声域すなわち、振動数500、1,000、2,000周波数の音の聴力損失デシベル又は聴力レベルデシベルの平均値をとることにより、算定して下さい。すなわち、その各々をa、b、cとすれば  $\frac{a+2b+c}{4}$  となります。
- 5 昭和57年8月14日改正前のJ I S規格又はこれに準ずる標準オーディオメータで測定した場合のデシベル値は⑨の聴力損失(旧規格)の欄に記入し、同日改正後のJ I S規格又はこれに準ずる標準オーディオメータで測定した場合のデシベル値は⑩の聴力レベル(新規格)の欄に記入してください。なお、オーディオメータによる測定値が聴力レベルで表される場合には、製品に必ず聴力レベルであることの表示が行われているので確認してください。
- 6 最良語音明瞭度の検査は、オーディオロジー学会で定めた方法によつて下さい。  
なお、この検査は、語音明瞭度障害が問題となり、特に本人から依頼された場合にのみ測定して下さい。
- 7 平衡機能で脳性によるものは(例 脳性麻痺)、肢体不自由として取り扱われますので、診断書の用紙は肢体不自由用を使用して下さい。
- 8 口頭による諸検査結果と他覚所見とが一致しないような場合は、備考欄になるべくくわしく診断結果を附加記入して下さい。





症

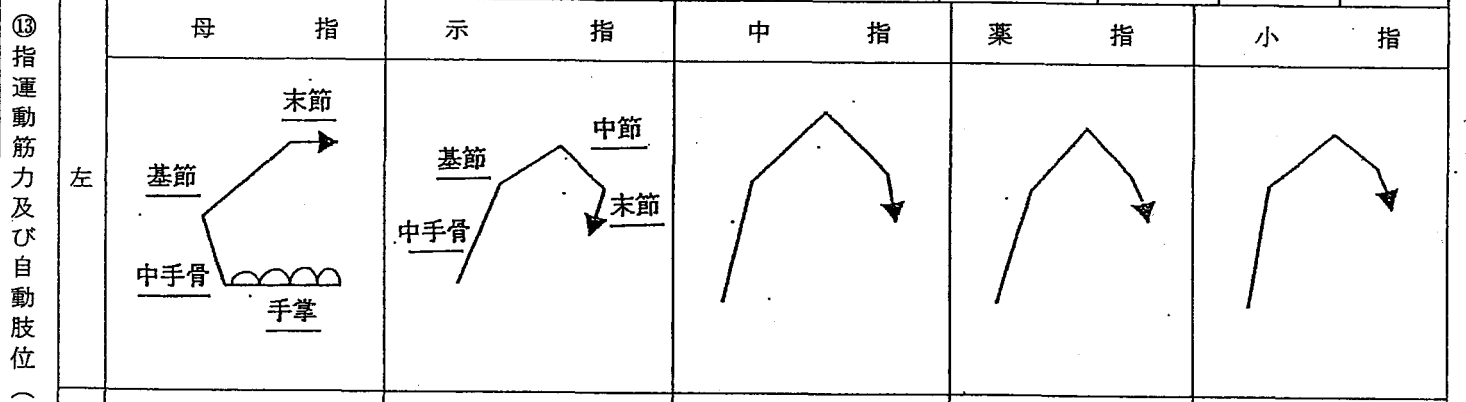
(機

能

障

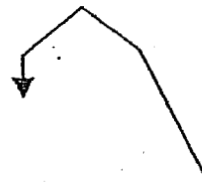
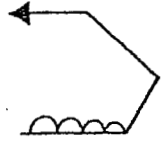
害)

|                                 |                      |        |     |     |        |        |  |  |        |        |  |
|---------------------------------|----------------------|--------|-----|-----|--------|--------|--|--|--------|--------|--|
| 類<br>及<br>び<br>そ<br>の<br>程<br>度 | 知覚<br>脱失・鈍麻<br>過敏・異常 |        | 肩関節 | 前拳  | 右      |        |  |  | 右      |        |  |
|                                 | 運動<br>痲痺             |        | 肘関節 | 外拳  | 左<br>右 |        |  |  | 左<br>右 |        |  |
| 反<br>射                          | 上肢                   | 左<br>右 |     | 前腕  | 回内     | 左<br>右 |  |  |        | 左<br>右 |  |
|                                 | 下肢                   | 左<br>右 | 手関節 |     | 回外     | 左<br>右 |  |  |        | 左<br>右 |  |
| ハビンスキー反射<br>その他病的反射             | 左                    | 右      |     | 肢関節 | 背屈     | 左<br>右 |  |  |        | 左<br>右 |  |
|                                 | 右                    |        | 掌屈  |     | 左<br>右 |        |  |  | 左<br>右 |        |  |
| 排尿・排便障害<br>有・無                  |                      |        | 膝関節 | 屈曲  | 左<br>右 |        |  |  | 左<br>右 |        |  |
|                                 |                      |        |     | 伸展  | 左<br>右 |        |  |  | 左<br>右 |        |  |
|                                 |                      |        |     | 足関節 | 内転     | 左<br>右 |  |  |        | 左<br>右 |  |
| 外転                              | 左<br>右               |        |     |     |        | 左<br>右 |  |  |        |        |  |
| 褥創又はその癒痕<br>有・無                 |                      |        | 足関節 | 背屈  | 左<br>右 |        |  |  | 左<br>右 |        |  |
|                                 |                      |        |     | 底屈  | 左<br>右 |        |  |  | 左<br>右 |        |  |



障害があるときのみ)

右



|          |         |         |          |         |         |         |         |
|----------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|---------|
| ⑭<br>四肢長 | 上肢長     | 下肢長     | ⑮<br>四肢囲 | 上腕囲     | 前腕囲     | 大腿囲     | 下腿囲     |
|          | 左<br>cm | 右<br>cm |          | 左<br>cm | 右<br>cm | 左<br>cm | 右<br>cm |

|               |               |                    |                        |    |               |                        |
|---------------|---------------|--------------------|------------------------|----|---------------|------------------------|
| ⑯<br>補助用具使用状況 | 常ときどき<br>使用せず | 義手<br>義杖<br>補助用小道具 | 義杖<br>松葉杖<br>その他(具体的に) | 足杖 | ハ<br>ト<br>車椅子 | ニ<br>チ<br>下肢補装具<br>歩行車 |
|---------------|---------------|--------------------|------------------------|----|---------------|------------------------|

|  |                           |                               |                                    |    |
|--|---------------------------|-------------------------------|------------------------------------|----|
| ⑰<br>日常生活動作の障害程度                             | つまむ(新聞紙が引きぬけない程度).....    | 左                             | ズボンの着脱(姿勢に関係なくズボンをはく).....         |    |
|  |                           | 右                             |                                    |    |
|  | にぎる(丸めた週刊紙が引きぬけない程度)..... | 左                             | 靴下をはく(姿勢に関係なく片手で行なつてよい).....       | 左  |
|  |                           | 右                             |                                    | 右  |
|  | タオルをしぼる(水がきれる程度).....     | 両手                            | 坐る・正座・横すわり・あぐら・脚をなげだし<br>立ち上る..... |    |
|  | ひもをむすぶ.....               | 両手                            |                                    | 左  |
|  | はしで食事をする.....             | 左                             | 片足で立つ.....                         | 右  |
|  | さじ                        | 右                             |                                    |    |
|  | 顔を洗う(顔に手のひらをつける).....     | 左                             | 最敬礼をする.....                        | 室内 |
|  |                           | 右                             |                                    | 室外 |
| 便所の処置をする<br>(ズボンのまえのボタン)<br>のところに手をやる.....   | 左                         | 歩く.....                       |                                    |    |
|  | 右                         | 階段をのぼる<br>(可能 手すり 要・不要<br>不能) |                                    |    |
| 上着の着脱(かぶりシャツを着て脱ぐ)<br>(ワイシャツを着てボタンをとめる)..... | 左                         | 階段を降りる<br>(可能 手すり 要・不要<br>不能) |                                    |    |
|  | 右                         |                               |                                    |    |

|         |  |
|---------|--|
| ⑱<br>備考 |  |
|---------|--|

上記のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称  
所在地

診療担当科名

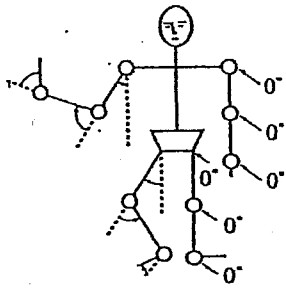
医師氏名

- ㊟ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。
- ㊟ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

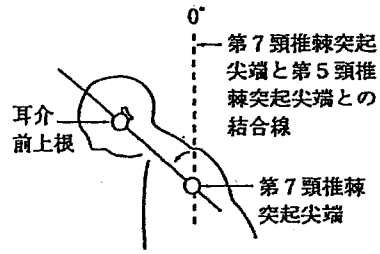
注 意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけて記入して下さい。
- 3 ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 4 ⑨の欄の有効切断肢長0センチメートルの切断は、そのすぐ上位の関節での離断とみなして下さい。
- 5 ⑩の欄の起因部位が心因性のもと思われる場合は、「その他」の所にマークして下さい。
- 6 ⑪の欄の筋力の程度をあらわすのに「正常」、「やや減」、「半減」、「著減」、「消失」、の言葉を用いていますが、その具体的な「程度」は次のとおりです。  
正 常……検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合  
やや減……検者が手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合  
半 減……検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合  
著 減……自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合  
消 失……いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合
- 7 ⑫の欄の体幹、四肢関節の運動範囲は、関節角度計を使用して下さい。四肢の角度の測り方は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によつて下さい。  
例  
イ 自然起立姿勢で四肢がとる位置は、次のような角度になります。  
肩関節0°、肘関節0°、前腕0°（母指が前方にむく位置）、手関節0°、股関節0°、膝関節0°、足関節0°（図A参照）。  
ロ 四肢の運動角度は、図A、Bの→の角度を記入して下さい。  
ハ 首、体幹の運動角度は、図C、D、Eの→の角度を記入して下さい。  
なお、自然起立位で、体幹がとる位置は、すべて0°とします。
- 8 ⑬の欄の指の運動角度は、各関節とも伸展位を0°とし、指の背面がなす角度で測つて下さい。角度の記入は、基本肢位を0°とする股、肩のそれに準じて図F、Gのように伸展角度を外側に、屈曲角度を内側に記入して下さい。筋力はその程度を関節ごとに、たとえば、（半減）、強直の場合は（強直00°）というように記入して下さい。
- 9 ⑭の欄の上肢長は、肩峯尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は腸骨前上棘より内踝尖端までの距離を測つて下さい。
- 10 ⑮の欄の上腕囲、前腕囲、大腿囲はその中央部周囲計、下腿囲はその最大周囲計を測つて下さい。
- 11 ⑯の欄では起床より就寝まで装着使用する場合は、「常時」、その間、ある時にははずす場合は、「ときどき」として下さい。
- 12 ⑰の欄の日常生活動作については、補助用具を使用しないで、ひとりのできる場合には可能とみなして○で、ひとりでもできても、うまくできない場合、通常の人が行う4～5倍以上の時間を要する場合は△でかこんで下さい。まったくできない場合は×にして下さい。

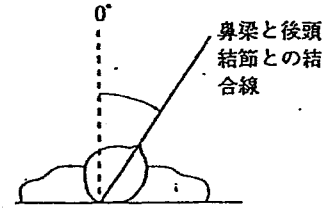
A (基本肢位と角度測定の方法)



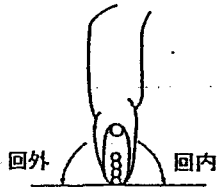
C (首前屈・後屈)



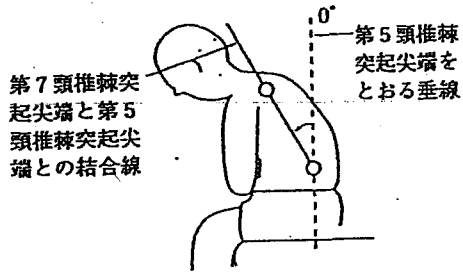
D (首捻転)



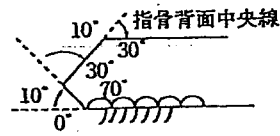
B (前腕回内・回外)



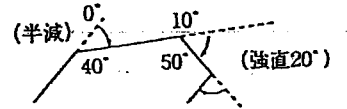
E (体幹前屈・後屈)

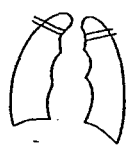


F (母指屈伸)



G (他4指屈伸)



| 児童扶養手当障害認定診断書（呼吸器結核用） |           |                               |   |        |             |                    |   |         |                        |    |
|-----------------------|-----------|-------------------------------|---|--------|-------------|--------------------|---|---------|------------------------|----|
| ① (ふりがな) 氏 名          |           |                               | ② 生年月日  |        |             | 年 月 日              |   |         |                        |    |
| ③ 住 所                 |           |                               | ④ 障害の原因となつた傷病名                                  |        |             | 主要疾病<br>合併症        |   |         |                        |    |
| ⑤ 傷病の原因又は誘因           |           |                               | ⑥ 傷病発生日   |        |             | 年 月 日              |   |         |                        |    |
| ⑦ ④のためはじめ医師の診断を受けた日   |           |                               | ⑧ 将来再認定の要                                       |        |             | 有 ・ 無              |   |         |                        |    |
| ⑨ 既往症及び既存障害           |           |                               |   |        |             |                    |   |         |                        |    |
| 初診から現在までの臨床的経過        | ⑩ 初診時     |                               | 発熱・盗汗・食慾不振・瘦削・胸痛・疲労・倦怠・咳嗽・喀痰・咯血又は血痰・その他 ( ) ・なし |        |             |                    | ⑭ 初診時レントゲン所見  |         |                        |    |
|                       | 理学的所見     |                               |   |        |             |                    |   |         |                        |    |
|                       | 赤沈値       |                               | 1時間値 mm   |        | 2時間値 mm     |                    | ( 年 月 日検査)  |         |                        |    |
|                       | 検査成績      |                               | 塗抹+・- (ガフキー 号) 培養+・- (コロニー 個) ( 年 月 日 検査)       |        |             |                    | <br>年 月 日撮影 (所見) |         |                        |    |
|                       | ⑪ 症状の経過   |                               |   |        |             |                    |   |         |                        |    |
| ⑫ 現在までの治療状況           |           |                               |   |        |             |                    |   |         |                        |    |
| ⑬ 喀痰中菌検索の推移           |           | ⑮ レントゲン所見                     |   |        |             |                    |   |         |                        |    |
| 現 症                   | ⑯ 胸部理学的所見 |                               | 年 月 日   |        |             |                    |   |         |                        |    |
|                       | ⑰ 症状の要    |                               | 栄養状態 (良・中・不良)                                   |        | 盗汗 (有・無)    |                    | 食慾 (良・中・不良)   |         | 体温 (平熱・微熱・中等熱・高熱・弛張熱)  |    |
|                       |           |                               | 咳嗽 (多・少・無)                                      |        | 喀痰 (多・少・無)  |                    | 腹痛 (有・無)  |         | 便秘 (普通・便秘・下痢) (1日平均 回) |    |
|                       |           |                               | 排尿痛 (有・無)                                       |        | 尿意頻数 (有・無)  |                    | 嘔声 (有・無)  |         | 咽頭痛 (有・無)              |    |
|                       |           |                               | 骨関節機能障害 (有・無)                                   |        | 骨関節変形 (有・無) |                    | その他 ( )   |         |                        |    |
| ⑱ 検査成績                |           | 塗抹+・- (ガフキー 号) 培養+・- (コロニー 個) |   | ⑲ 赤沈値  |             | 1時間値 mm<br>2時間値 mm |   | ⑳ 安静度 度 |                        |    |
| ㉑ 計 測                 |           | 身長 cm                         | 体重 kg   | 胸囲 cm  | 術の側様        | 前方挙上               | 後方挙上  | 側方挙上    | 内転                     | 外転 |
|                       |           | 胸囲充盈差 cm                      | 脉搏  | 体温 ℃   | 肩能          | 自動的                | 度   | 度       | 度                      | 度  |
|                       |           | 体温日差                          | 呼吸  | 肺活量 cc | 関節節         | 他動的                | 度   | 度       | 度                      | 度  |
| ㉒ 予 後                 |           |                               |   |        |             |                    |   |         |                        |    |
| ㉓ 備 考                 |           |                               |   |        |             |                    |   |         |                        |    |
| 上記のとおり診断します。          |           |                               |   |        |             |                    |   |         |                        |    |
| 病院又は診療所の名称<br>所 在 地   |           |                               |   |        |             | 平成 年 月 日           |   |         |                        |    |
| 診療担当科名                |           |                               |   |        |             | 医師氏名 ㉔             |   |         |                        |    |

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもちょうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。  
◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

（裏 面）

注 意

- この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明な点もありますと認定がおおくなる場合がありますので、くわしく記入して下さい。
- ・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- ⑦の欄は、この診断書を作成するための診断日でなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、本人の申立てによつて記入して下さい。また、それを不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- ⑫の欄には、初診日以後現在までに行つた療法について、その種類及び実施時期を順を追つて記入して下さい。
- ⑬の欄には、検査年月日とともに、腸転又は陰転の経過を順を追つて記入して下さい。
- ⑭の欄には、初診日又は初診日に極めて近い日に撮影したエックス線写真を図示し、簡単に所見を記入して下さい。
- ⑯の欄には、添附されたエックス線写真についてその所見を記入して下さい。
- ⑲の欄には、「結核の治療指針」（厚生労働省）の安静度を記入して下さい。
- ㉑の欄「術側肩関節の機能障害」欄には、胸廓成形術等により機能障害がある場合に記入して下さい。

(表 面)

| 児童扶養手当障害認定診断書 (呼吸器系結核以外の結核症・<br>心肺機能障害及び高血圧症用) |             |         |                                    |                |                               |                    |       |  |
|--|-------------|---------|------------------------------------|----------------|-------------------------------|--------------------|-------|--|
| ① (ふりがな) 氏名                                    |             |         |                                    | ② 生年月日         | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成<br>年 月 日 |                    |       |  |
| ③ 住所   |             |         |                                    | ④ 障害の原因となつた傷病名 | 主要疾病<br>合併病                   |                    |       |  |
| ⑤ 傷病の原因又は誘因                                    |             |         |                                    | ⑥ 傷病発生日        | 年 月 日                         |                    |       |  |
| ⑦ ④のためはじめて医師の診断を受けた日                           | 年 月 日       |         |                                    | ⑧ 将来再認定の要      | 有 ・ 無                         |                    |       |  |
| ⑨ 既往症及び既存障害                                    |             |         |                                    |                |                               |                    |       |  |
| 初診から現在までの臨床的経過                                 | ⑩ 初診時所見     |         |                                    |                |                               |                    |       |  |
|  | ⑪ 症状の経過     |         |                                    |                |                               |                    |       |  |
|  | ⑫ 現在までの治療状況 |         |                                    |                |                               |                    |       |  |
| 現 症  | ⑬ 症状の概要     |         |                                    |                |                               | ⑮ レントゲン所見          |       |  |
|  | ⑭ 現在の主要所見   |         |                                    |                |                               | 平成 年 月 日撮影<br>(所見) |       |  |
|  | ⑯ 計測及び検査所見  | 身長      | cm                                 | 体重             | kg                            | 胸囲                 | cm    |  |
|  |             | 体温      | ℃                                  | 脈搏             |                               | 呼吸                 |       |  |
|  |             | 肺活量     | cc                                 | 動脈血酸素飽和度       |                               | 血圧                 |       |  |
|  |             | 尿検査所見   | 比重( ) 蛋白 - ・ ± ・ + ( c/00) 沈渣所見( ) |                |                               |                    |       |  |
|  |             | 腎機能検査所見 | PSP                                | 血中残余窒素量        |                               |                    | mg/dl |  |
|  |             |         | その他の腎機能検査所見                        |                |                               |                    |       |  |
|  |             | 眼底      |                                    |                |                               |                    |       |  |
|  |             | 心電図所見   |                                    |                |                               |                    |       |  |
| その他の検査所見                                       |             |         |                                    |                |                               |                    |       |  |
| ⑰ 予後   |             |         |                                    |                |                               |                    |       |  |
| ⑱ 備考   |             |         |                                    |                |                               |                    |       |  |
| 上記のとおり診断します。                                   |             |         |                                    | 平成 年 月 日       |                               |                    |       |  |
| 病院又は診療所の名称                                     |             | 所在地     |                                    | 診療担当科名         |                               | 医師氏名 ㊟             |       |  |

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。  
 ◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。



(表 面)

| 児童扶養手当障害認定診断書 (精神及び脳疾患用)   |  |   |        |
|----------------------------|--|---|--------|
| ① (ふりがな) 氏名                | ② 生年月日   | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成  | 年 月 日  |
| ③ 住 所                      | ④ 障害の原因となつた傷病名   | 主な精神障害 ( )<br>合併精神障害 ( )<br>合併身体障害 ( )                                      |        |
| ⑤ 傷病発生年月                   | 主な精神障害 年 月 日<br>合併精神障害 年 月 日<br>合併身体障害 年 月 日   | ⑥ ④のためはじめ<br>て医師の診断を<br>受けた日  | 年 月 日  |
| ⑦ 入院年月日                    | 年 月 日  | ⑧ 将来再認定の要   | 有 ・ 無  |
| 既現<br>往病<br>歴歴<br>及<br>び   | ⑨ 生活歴及び<br>発病前状況等  |   |        |
|                            | ⑩ 現 病 歴  |   |        |
| 現<br>在<br>の<br>状<br>態<br>像 | ⑪ 現在まで受けた<br>特殊療法等   | 1 特殊薬物療法 2 インシュリン療法 3 痙攣療法 4 持続睡眠療法 5 熱療法<br>6 駆梅療法 7 精神療法 8 作業療法 9 その他 ( ) |        |
|                            | ⑫ 抑うつ状態  | 1 思考・運動制止 2 刺戟性・興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ( )  |        |
|                            | ⑬ そ う 状 態  | 1 行為心迫 2 多弁 3 感情昂揚・刺戟性 4 その他 ( )  |        |
|                            | ⑭ 幻覚妄想状態   | 1 幻覚 2 妄想 3 その他の思考障害 ( )  |        |
|                            | ⑮ 精神運動興奮及<br>び昏迷の状態  | 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ( )  |        |
|                            | ⑯ 意 識 障 害  | 1 せん妄 2 錯乱 3 もうろ <sup>う</sup> 4 痙攣 5 精神(運動)発作 6 不機嫌<br>7 その他 ( )            |        |
|                            | ⑰ 知的障害及び器<br>質的欠陥状態  | 1 重度知的障害 2 中度知的障害 3 軽度知的障害 4 認知症  |        |
|                            | ⑱ 分裂病等欠陥<br>状態   | 1 自閉 2 感情の鈍麻冷却 3 無為 4 その他 ( )   |        |
| ⑲ そ の 他                    |  |   |        |
| ⑳ 問 題 行 動                  | 1 殺人 2 傷害 3 暴行 4 脅迫 5 自殺企図 6 自傷 7 破衣 8 不潔<br>9 放火 10 弄火 11 器物破損 12 窃盗 13 盗癖 14 ぶじよく 15 強盗<br>16 恐かつ 17 無銭飲食 18 無賃乗車等 19 はいかい 20 家宅侵入 21 性的異常<br>22 風俗犯的行動 23 無断離院 24 その他 ( ) |   |        |
| ㉑ 身 体 症 状                  | 1 失禁 2 麻痺(全・片) 3 言語障害 4 瞳孔異常 5 梅毒反応(血液・脊髄<br>液) 6 錘体外路障害 7 その他 ( )   |   |        |
| 精神科<br>特殊看<br>護及び<br>指導    | ㉒ 要注意必要度   |   |        |
|                            | ㉓ 日常生活の介<br>助指導・必要度  |   |        |
| ㉔ 医学的総合判定                  |  |   |        |
| ㉕ 備 考                      |  |   |        |
| 上記のとおり診断します。               |  | 平成 年 月 日  |        |
| 病院又は診療所の名称<br>所 在 地        |  | 診療担当科名  | 医師氏名 ㉖ |

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。診断書をもらおうとする人の障害の程度及び状態の認定に無関係な欄には記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。



注 意

- 1 この診断書は、児童扶養手当の受給資格と手当の額を認定するための資料の一つです。この診断書は、児童の父又は母の障害の状態を証明するときにも、また児童の障害の状態を証明するときにも使用されますが、いずれの場合にも、記入事項に不明の点がありますと認定がおそくなることがありますので、くわしく記入して下さい。
- 2 ○・×で答えられる欄は、該当するものを○でかこんで下さい。記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入して下さい。
- 3 本診断書作成に当たっては、相手が患者本人であることを確認して下さい。
- 4 ⑥の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となつた傷病についてはじめて医師の診断を受けた日を記入して下さい。前に他の医師が診断している場合は、保護者の申立てによつて記入して下さい。また、それが不明の場合には、その旨を記入して下さい。
- 5 ⑦の欄は、現に入院中の者について入院年月日を記入して下さい。なお、既往の入院で判明している場合は、⑩現病歴の欄中に記入して下さい。
- 6 ⑫の欄は、注意を要する発作性症状等につき、その有無、程度及び頻度に応じて、「常に嚴重な注意」、「随時一応の注意」、「殆んど不要」の3段階に分けて記入して下さい。
- 7 ⑬の欄は、必要に応じて「極めて手数のかかる介助」、「比較的簡単な介助と指導」、「生活指導を要する」、「指導の要がない」の4段階に分けて記入して下さい。
- 8 ⑭の欄は、⑨から⑬までの欄に記載された事項を総合的に判定して、障害の状態を詳細に記入して下さい。特に、「要入院医療」と判定された障害者については、その理由を記入して下さい。

|                          |  |                            |  |                         |  |   |                |                 |            |      |  |            |  |  |  |  |  |
|--------------------------|--|----------------------------|--|-------------------------|--|---|----------------|-----------------|------------|------|--|------------|--|--|--|--|--|
| ※※ 第 号                   |  | ※経 由<br>町 村 名              |  | ※市区町村<br>受付年月日 平成 年 月 日 |  | ④ 財産の<br>被 種 類  | 被災前の財産の概要とその価格 |                 | 損害の程度とその金額 |      |  |            |  |  |  |  |  |
| ※町 村 平成 年 月 日<br>提 出 第 号 |  | ※町 村 平成 年 月 日<br>再 提 出 第 号 |  |                         |  |   | 災 状<br>況       | 宅地              |            |      |  |            |  |  |  |  |  |
| ① 提出者                    |  | 氏 名                        |  | 証 書 番 号 第 号             |  |   |                | 住宅で<br>ない建<br>物 |            |      |  |            |  |  |  |  |  |
|                          |  | 住 所                        |  |                         |  |   |                | その他の<br>財産      |            |      |  |            |  |  |  |  |  |
| ② 被災者                    |  | 氏 名                        |  | 提 出 者<br>との続柄           |  | ⑤ 保険金<br>又は損害<br>賠償金の<br>受給状況   |                | 受けた ( 種 類 )     |            | 金額 円 |  |            |  |  |  |  |  |
|                          |  | 被災当時の住所又は居 所               |  | 職 業                     |  |   |                | 受けることができる       |            |      |  |            |  |  |  |  |  |
| ③ 災 害                    |  | 災 害 の 類                    |  |                         |  | 上記のとおり、被災状況を申し立てます。<br>平成 年 月 日<br>氏 名 殿<br>都道府県知事（福祉事務所長）<br>市 町 村 長（福祉事務所長） |                |                 |            |      |  |            |  |  |  |  |  |
|                          |  | 被 災 日                      |  | 平成 年 月 日                |  |   |                |                 |            |      |  |            |  |  |  |  |  |
| ④ 被 災 状 況                |  | 財 産 の 種 類                  |  | 被災前の財産の概要とその価格          |  |   |                |                 |            |      |  | 損害の程度とその金額 |  |  |  |  |  |
|                          |  | 住 宅                        |  |                         |  |   |                |                 |            |      |  |            |  |  |  |  |  |
|                          |  | 家 財                        |  |                         |  |   |                |                 |            |      |  |            |  |  |  |  |  |
|                          |  | 田 畑                        |  |                         |  |   |                |                 |            |      |  |            |  |  |  |  |  |
|                          |  |                            |  |                         |  | ※ 審 査   |                | 上記のとおり、相違ありません。 |            |      |  |            |  |  |  |  |  |
|                          |  |                            |  |                         |  |   |                | 平成 年 月 日 町村長 印  |            |      |  |            |  |  |  |  |  |

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。  
 ◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(裏 面)

注 意

- 1 ①の欄の「証書番号」は、児童扶養手当証書の交付を受けていない人は記入する必要はありません。
- 2 ②の欄の「被災者」とは、手当を受けることができる人、その配偶者又は扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹など）で震災、風水害、火災などの災害により、住宅、家財その他の財産（自分の所有するもののほか、所得税法に定める控除対象配偶者又は扶養親族の所有する財産を含みます。）について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた人をいいます。
- 3 ③の欄の「災害の種類」は、震災、水害、火災などの別のほか〇〇台風などのように、なるべくくわしく記入して下さい。
- 4 ④の欄の記入については、次の事柄に留意して下さい。

(1) 被災前の財産の概要とその価格

財産は、被災者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族の名義のものでなければなりません。また、財産は住宅、家財又は主たる生計のために使用している田畑、宅地、住宅でない建物その他の財産のうち、最も被害の大きかつたものについてのみ記入すれば十分です。住宅について被害を受けたときは、当然家財に被害を受けますが、その場合には住宅についてのみ記入すればよく、その住宅が被災者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族の名義のものでないときは、家財について記入して下さい。

イ 「住宅」については、その規模、構造、延面積、価格等を記入して下さい。

(例 木造平家建60平方メートル約50万円)

ロ 「家財」については、家財の主な種類、名称、価格の総額等を記入するとともに、あわせて、住宅の規模、構造、延面積などを記入して下さい。

ハ 「田畑」については、田、畑別及びその総面積、価格等を記入して下さい。

ニ 「宅地」については、その総面積、価格等を記入して下さい。

ホ 「住宅でない建物」については、店舗、工場、倉庫、納屋などの名称ごとの規模、構造、延面積、価格等を記入して下さい。

ヘ 「その他の財産」については、機械、器具、荷車、漁船、牛馬、水車等事業用の資産などの種類、名称、数量、価格等を記入して下さい。

(2) 損害の程度とその価格

イ 損害の程度は、「住宅」及び「住宅でない建物」については、流失、全壊、半壊、土砂流入、軒下浸水、床上〇〇メートル浸水、全焼、半焼、一部焼失等のように記入して下さい。

「家財」については、その家財の存した住宅の被害の状況を記入して下さい。

「田畑」及び「宅地」については、流出、冠水、〇〇センチメートル土砂（泥土、砂礫）堆積等の別及びその被害面積を記入して下さい。

「その他の財産」については、財産の種類に応じて具体的に記入して下さい。

ロ 損害の金額は、時価〇〇万円のように記入して下さい。

- 5 この被災状況書についてわからないところがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

|                              |           |                              |  |                        |             |                  |
|------------------------------|-----------|------------------------------|--|------------------------|-------------|------------------|
| ※※ 第 号                       |           | ※ 市区町村 平成 年 月 日<br>受付年月日     |  | ⑤ 児童の氏名                |             |                  |
| ※ 経 由<br>町 村 名               |           | ※ 町 村 平成 年 月 日 号<br>提出 第 号   |  | ⑥ 生 年 月 日              | 平成 年 月 日生   | 平成 年 月 日生        |
| ※ 町 村 平成 年 月 日 号<br>提出 第 号   |           | ※ 町 村 平成 年 月 日 号<br>再 提出 第 号 |  | ⑦ 請求者との続柄              |             |                  |
|                              |           |                              |  | ⑧ 請求者との同居・別居の別         | 同 居・別 居     | 同 居・別 居          |
| <u>児童扶養手当額改定請求書</u>          |           |                              |  | ⑨ 監護等を始めた年月日           | 平成 年 月 日    | 平成 年 月 日         |
|                              |           |                              |  | ⑩ 障害の状態の有無             | あ る・な い     | あ る・な い          |
| ① (ふりがな) 氏 名                 | ② 証 書 番 号 | 第 号                          |  | ⑪ 父又は母の状況              | イロハニホヘトチ    | イロハニホヘトチ         |
| ③ 住 所                        |           |                              |  | ⑫ 父の氏名・生年月日            | (年 月 日生)    | (年 月 日生)         |
| ④ 児童の父又は母の死亡による<br>遺族補償の受給状況 |           |                              |  | ⑬ 母の氏名・生年月日            | (年 月 日生)    | (年 月 日生)         |
|                              |           |                              |  | 父の死亡したとき               | ⑭ 死亡年月日     | 年 月 日            |
|                              |           |                              |  | ⑮ 死亡の原因                | 業 務 上・業 務 外 | 業 務 上・業 務 外      |
|                              |           |                              |  | ⑯ 死亡時又は死亡直近の勤務先        | 名 称         |                  |
|                              |           |                              |  | 母の死亡したとき               | ⑰ 死亡年月日     | 年 月 日            |
|                              |           |                              |  | ⑱ 死亡の原因                | 業 務 上・業 務 外 | 業 務 上・業 務 外      |
|                              |           |                              |  | ⑲ 死亡時又は死亡直近の勤務先        | 名 称         |                  |
|                              |           |                              |  | ⑳ 父又は母が受給している年金の状況     | 受けることができる   | 種類(基礎年金番号・年金コード) |
|                              |           |                              |  | ㉑ 児童が加算の対象となる父又は母の受給状況 | 受けることができる   | 種類(基礎年金番号・年金コード) |
|                              |           |                              |  | ㉒ 父又は母が障害年金を受給している     | 受けることができる   | 種類(基礎年金番号・年金コード) |
|                              |           |                              |  | ㉓ 父又は母の職業又は勤務先名        |             |                  |
|                              |           |                              |  | 備 考                    |             |                  |
| ※※ 改定却下 平成 年 月 日             |           | ※※ 証書作成 平成 年 月 日             |  |                        |             |                  |
|                              |           | 改訂 第 号                       |  |                        |             |                  |

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。  
 ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

- 1 ④、⑭及び⑯の欄の「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。
- 2 ⑤から⑭までの欄は、新たに手当の支給の対象となる児童について記入して下さい。
- 3 ⑨の欄の「監護等」とは請求者が母である場合には監護、父である場合には監護し、かつ、これと生計を同じくすること、養育者である場合には養育をいいます。
- 4 ⑪の欄は、請求者が母又は養育者である場合には児童の父の状況について、請求者が父又は養育者である場合には児童の母の状況について、次に掲げる事項に該当する文字を○印で囲んで下さい。  
 イ 父母が婚姻（婚姻届を出していないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同様。）を解消した。  
 ロ 父又は母が死亡した。  
 ハ 父又は母が障害の状態にある。  
 ニ 父又は母が児童を引続き1年以上遺棄している。  
 ホ 父又は母が児童を引続き1年以上拘禁されている。  
 ヘ 父又は母が児童を引続き1年以上遺棄している。  
 ト 父又は母が児童を引続き1年以上拘禁されている。  
 チ 養育者など
- 5 ⑮から⑰までの欄は、それぞれの児童の父又は母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- 6 ⑱及び⑲の欄の「公的年金」とは、「遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
- 7 ⑳欄は、新たに手当の支給の対象となる児童が父又は母の死亡により「公的年金」又は「遺族補償」を受けられる場合に記入して下さい。
- 8 ㉑の欄は、新たに手当の支給の対象となる児童の請求者が母又は養育者である場合には父に、請求者が父又は養育者である場合には母に支給される公的年金の額の加算の対象となつている場合に記入して下さい。
- 9 この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。  
 このお、書類については省略できるものがありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。  
 イ 新たに手当の支給の対象となる児童の戸籍の抄本とその児童の属する世帯の全員の住民票の写し  
 ロ 請求者が母である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類  
 ハ 請求者が父である場合で、新たに手当の支給の対象となる児童と一時的に同居しないで監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類  
 ニ 請求者が母又は父以外の者である場合は、新たに手当の支給の対象となる児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその児童を養育していることを明らかにすることができる書類  
 ホ 児童又は児童の父若しくは母が障害の状態にある場合には、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病による場合には、エックス線直接撮影写真  
 呼吸器系結核・肺えそ・肺のうようけい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りせう・骨又は関節結核・骨ざい炎・骨又は関節損傷・その他  
 ヘ 請求者が母又は養育者である場合には児童の父の状況、請求者が父又は養育者である場合には児童の母の状況が以下に該当する場合は、その事実を明らかにすること  
 (イ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母の生死が明らかでない場合  
 (ロ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が引続き1年以上その児童を遺棄している場合  
 (ハ) 新たに手当の支給の対象となる児童の父又は母が法令により引続き1年以上拘禁されている場合  
 ト 新たに手当の支給の対象となる児童が障害の状態にある場合は、医師又は歯科医師の診断書、ホの傷病による場合は、エックス線直接撮影写真
- 10 手当の全部又は一部が支給停止となつている方で、新たに手当の支給の対象となる児童が児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）である方は、併せて児童扶養手当支給停止関係届を出して下さい。
- 11 この請求書は、市役所、区役所又は町村役場に出して下さい。この請求書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

|                              |                              |                            |     |
|------------------------------|------------------------------|----------------------------|-----|
| ※※第 号                        |                              |                            |     |
| ※経 由<br>町 村 名                |                              | ※市区町村<br>平成 年 月 日<br>受付年月日 |     |
| ※町 村 平成 年 月 日<br>提 出 第 号     |                              | ※町 村 平成 年 月 日<br>再 提 出 第 号 |     |
| <u>児童扶養手当額改定届</u>            |                              |                            |     |
| (ふりがな)<br>氏 名                |                              | 証 書 番 号                    | 第 号 |
| 住 所                          |                              |                            |     |
| 対象児童でなくなった<br>児童の氏名生年月日      | 対象児童でなくなった<br>理由             | 理由の発生した<br>年 月 日           |     |
| (平成 年 月 日生)                  | イロハニホヘトチリヌ<br>ルヲ( )ワ( )カヨ( ) | 平成 年 月 日                   |     |
| (平成 年 月 日生)                  | イロハニホヘトチリヌ<br>ルヲ( )ワ( )カヨ( ) | 平成 年 月 日                   |     |
| (平成 年 月 日生)                  | イロハニホヘトチリヌ<br>ルヲ( )ワ( )カヨ( ) | 平成 年 月 日                   |     |
| 上記のとおり、児童扶養手当の額の改定について届け出ます。 |                              |                            |     |
| 平成 年 月 日                     |                              |                            |     |
| 氏 名 殿                        |                              |                            |     |
| 都道府県知事（福祉事務所長）               |                              | 殿                          |     |
| 市 町 村 長（福祉事務所長）              |                              |                            |     |
| ※※<br>証書作成 平成 年 月 日          |                              | ※※<br>改定通知 平成 年 月 日<br>第 号 |     |

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

- 1 「対象児童でなくなった理由」の欄は、次のイからヨまでのいずれかに該当するものを○で 囲んでください。
- なお、ア又はカを○で囲んだ場合は、その公的年金の種類を、アに掲げるところにより、(イ) から(ツ)までの文字でかつこ内に記入してください。また、ワを○で囲んだ場合は、その遺族 補償の種類を、ワに掲げるところにより、(1)から(8)までの数字でかつこ内に記入してくださ い。
- イ 手当の支給を受けている人が児童の母であつて、その母に監護されなくなった。
- ロ 手当の支給を受けている人が児童の父であつて、その父に監護されなくなり、又は生計を 同しくしなくなった。
- ハ 手当の支給を受けている人が児童の母又は父以外の人であつて、その人に養育（同居、監 護、生計維持）されなくなった。
- ニ 死亡した。
- ホ 日本国内に住所がなくなった。
- 下 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
- ト 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令（以下「令」 といいます。）別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表 に定める程度の障害の状態でなくなった。
- チ 母の監護を受けている場合若しくは養育者の養育を受けている場合であつて、父（母が児 童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつ た者を含む。以下同様。）と生計を同じくするようになった。
- リ 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であつて母と生計を同じくする ようになった。
- ヌ 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。 以下同様。）等により、母の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事 情にある者を含む。以下同様。）に養育されるようになった。
- ル 父が婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになった。
- ヲ 父又は母の死亡によつて支給される次の(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金 を受けることができるようになった。
- (イ) 国民年金  
 (ロ) 厚生年金保険の年金  
 (ハ) 船員保険の年金  
 (ニ) 恩給  
 (ホ) 国家公務員共済組合の年金  
 (ヘ) 条例による地方公務員の年金  
 (ト) 地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は旧市 町村職員共済組合の年金  
 (チ) 日本私立学校振興・共済事業団の年金  
 (リ) 農林漁業団体職員共済組合の年金  
 (ヌ) 国会議員互助年金  
 (ル) 日本製鉄八幡共済組合の年金  
 (ワ) 執行官の恩給  
 (ワ) 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給す る年金
- (カ) 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金  
 (ヨ) 未帰還者の留守家族手当又は特別手当  
 (タ) 労働者災害補償保険の年金  
 (レ) 国家公務員災害補償制度の年金  
 (ソ) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金  
 (ツ) 地方公務員災害補償制度の年金
- 又 児童又は手当を受けている人が、児童の父又は母の死亡によつて支給される次の(1)から (8)までのどれかに該当する遺族補償を受けることができるようになった。
- (1) 労働基準法による遺族補償  
 (2) 国会職員法による災害補償  
 (3) 船員法による遺族手当  
 (4) 災害救助法による遺族扶助金  
 (5) 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補 償
- (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付  
 (7) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付  
 (8) 証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付
- カ 手当を受けている人が母又は養育者である場合であつて、児童が父に支給されるアの(イ) から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金の額の加算の対象となつた又は手当を受け ている人が父である場合であつて児童が母に支給されるアの(イ)から(ツ)までのいずれか に該当する公的年金の額の加算の対象となつた。
- ヨ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなった。
- (イ) 父母が婚姻を解消した児童  
 (ロ) 父又は母が死亡した児童  
 (ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童  
 (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童  
 (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童  
 (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童  
 (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童  
 (チ) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

- 2 児童扶養手当法（以下「法」といいます。）第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないこと、いずれかに該当する児童をいいます。以下同様です。）が対象児童でなくなり、他の対象児童の中に法第9条の児童がない場合には、併せて児童扶養手当支給停止関係届が必要となることがありますので、詳しくは、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。
- 3 すべての対象児童が1のイからヨまでのどれかに該当するようになったときは、手当を受ける資格がなくなりますので、児童扶養手当資格喪失届を出してください。



(表 面)

様式第五号の二 (第三条の二関係)

イメージ未定稿

|   |               |    |   |         |     |
|---|---------------|----|---|---------|-----|
| ※※第   | 号             |    |   |         |     |
| ※経 由  | ※市区町村         | 平成 | 年 | 月       | 日   |
| 町 村 名   | 受付年月日         |    |   |         |     |
| ※町 村 平成 年 月 日   | ※町 村 平成 年 月 日 |    |   |         |     |
| 提 出 第 号   | 再 提 出 第 号     |    |   |         |     |
| <u>児童扶養手当支給停止関係</u> <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="font-size: 2em;">発生<br/>消滅<br/>変更</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 届   |               |    |   |         |     |
| (ふりがな)  |               |    |   | 証 書 番 号 | 第 号 |
| 氏 名   |               |    |   |         |     |
| 住 所   |               |    |   |         |     |
| ① 支給停止事由発生(変更) 平成 年 月 日<br>イ 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになった。<br>ロ 所得の高い人と婚姻した。<br>ハ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童と養子縁組をした。<br>ニ 法第9条の児童(孤児等)の養育者がその児童を養育しなくなった。<br>ホ 法第9条の児童(孤児等)が死亡した。<br>ヘ 養育している児童のすべてが法第9条の児童(孤児等)に該当しなくなった。<br>ト その他 ( ) |               |    |   |         |     |
| ② 支給停止事由消滅(変更) 平成 年 月 日<br>イ 所得の高い扶養義務者に扶養されなくなった。<br>ロ 所得の高い扶養義務者が死亡した。<br>ハ 所得の高い配偶者と婚姻を解消した。<br>ニ 所得の高い配偶者が死亡した。<br>ホ 法第9条の児童(孤児等)を養育するようになった。<br>ヘ 養育している児童が法第9条の児童(孤児等)に該当するようになった。<br>ト その他 ( )                         |               |    |   |         |     |
| 上記のとおり、児童扶養手当支給停止 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="font-size: 2em;">発生<br/>消滅<br/>変更</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> について届け出ます。<br>平成 年 月 日<br>氏 名 殿<br>都道府県知事(福祉事務所長)<br>市町村長(福祉事務所長)       |               |    |   |         |     |
| ※※ 通知 平成 年 月 日  |               |    |   |         |     |
| 備 考   |               |    |   |         |     |

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

1 ①の欄について

- (1) 手当が一部支給停止となっている方が全部支給停止となる場合にも、この欄に記入してください。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- (2) イの「扶養義務者に扶養されるようになった」とは、受給者が母又は父の場合には、母又は父と民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下単に「扶養義務者」といいます。）とが生計を同じくするようになった場合を指し、受給者が養育者の場合には、養育者が扶養義務者に生計維持されるようになった場合を指します。
- (3) ハからヘまでの「法第9条の児童」とは、父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。
- (4) ヘの「該当しなくなつた」とは
  - 1) 児童があなた以外の人の養子となつた
  - 2) 生死不明の父又は母が生存していることがわかつた
  - 3) 父又は母の拘禁が終了した
  - 4) 児童の父又は母が明らかになつたなどの場合をいいます。
- (5) 監護又は養育している児童の数が減つた場合（いなくなつた場合を除きます。）には、併せて児童扶養手当額改定届を出してください。
- (6) 監護又は養育している児童がいなくなるなど資格がなくなる場合には、児童扶養手当資格喪失届を出してください。

2 ②の欄について

- (1) 手当が全部支給停止となつている方が一部支給停止となる場合にも、この欄に記入して下さい。この場合には「(変更)」を○で囲んでください。
- (2) 監護している児童、監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童又は養育している児童の数が増えた場合には、併せて児童扶養手当額改定請求書を出してください。

3 この届けに添えなければならない書類は、次のとおりです。なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。

- (1) ①の欄のイ又は②の欄のイ若しくはロに該当する方は、あなたと扶養義務者の続柄が明らかになる書類、扶養義務者の前年若しくは前々年の所得が明らかになる書類又は扶養されるようになった（又は扶養されなくなつたか扶養義務者が死亡した）ことが明らかになる書類
- (2) ①の欄のロ又は②の欄のハ若しくはニに該当する方は、配偶者と婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同様。）した（又は婚姻を解消したか配偶者が死亡した）ことが明らかになる戸籍の謄本若しくは抄本などの書類、配偶者の前年若しくは前々年の所得が明らかになる書類又は世帯の全員の住民票の写し
- (3) ①の欄のハに該当する方は、養子縁組をしたことが明らかになる戸籍の謄本又は抄本
- (4) ①の欄のニ又は②の欄のホに該当する方は、養育しなくなつた（又は養育するようになった）ことが明らかになる書類と世帯の全員の住民票の写し
- (5) ①の欄のホに該当する方は、死亡を証する書類
- (6) ①の欄のヘ若しくはト又は②の欄のヘ若しくはトに該当する方は、その事実が明らかになる書類

4 この届けについて分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

|   |  |  |                           |  |     |
|---|--|--|---------------------------|--|-----|
| ※※第 号   |  |  |                           |  |     |
| ※経 由<br>町村名   |  |  | ※市区町村<br>受付年月日 平成 年 月 日   |  |     |
| ※町 村 平成 年 月 日号<br>提 出 第   |  |  | ※町 村 平成 年 月 日号<br>再 提 出 第 |  |     |
| 児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書   |  |  |                           |  |     |
| (ふりがな)<br>氏 名 -----   |  |  | 証書番号                      |  | 第 号 |
| 住 所   |  |  |                           |  |     |
| <p>次の(1)から(4)までの中から該当する児童扶養手当の一部支給停止適用除外事由を○で囲み、その事実を明らかにできる書類を添えてください。</p> <p>(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている。</p> <p>(2) 障害の状態にある。</p> <p>(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由 ( ) により就業することが困難である。</p> <p>(4) 監護する児童又は親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由 ( ) により、これらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である。</p> |  |  |                           |  |     |
| <p>上記のとおり、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由について届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p>都道府県知事 (福祉事務所長) 殿</p> <p>市 町 村 長 (福祉事務所長)</p>   |  |  |                           |  |     |
| ※※ 通 知 平成 年 月 日 第 号   |  |  |                           |  |     |
| 備 考   |  |  |                           |  |     |

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
- ◎ ※、※※の欄には記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

注 意

1 この届出書は、手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過した日（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条第1項の規定により認定の請求をした日において3歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては当該児童が3歳に達した日の属する月の翌日の初日から起算して5年を経過した日）又は手当の一部支給停止適用除外事由に該当した日の属する月（以下「5年等満了月等」という。）の末日までの間に出してください。ただし、都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報提供若しくは助言又は支援を受け、2の(1)に掲げる活動を行つた場合については5年等満了月等の翌月の末日までの間に出してください。また、手当の一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年8月1日から同月31日までの間に出してください。

2 この届出書に添えなければならない書類は、次のとおりです。

(1) 就業していること又は求職活動等の自立を図るための活動をしている場合は、以下イからホまでのいずれかの書類

イ 雇用されていることの証明の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを明らかにできる書類

ロ 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業を実施する機関又は職業紹介事業者において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類

ハ 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行つていることを明らかにできる書類

ニ 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図つていることを明らかにできる書類

ホ 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）、福祉事務所を管理する町村長が行う就業に関する相談、情報の提供、助言又は支援を受け、就業し、求職活動をし、又はその他の自立を図るための活動を行つたことを明らかにできる書類

(2) 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第一に掲げる障害の状態にある場合は、以下の書類

イ 児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ エックス線直接撮影写真（呼吸器系結核、肺えそ、肺のうよう、けい肺（これに類似するじん肺症を含みます。）、じん臓結核、胃かいよう、胃がん、十二指腸かいよう、内臓下垂症、動脈りゆう、骨又は間接結核、骨ずい炎、骨又は間接損傷、その他の傷病に係る障害である場合に限る。）

(3) 疾病、負傷又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することが困難である場合は、以下の書類

医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類

(4) 監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由により受給資格者がこれらの者の介護を行う必要があり就業等が困難である場合は、以下イ及びロの書類

イ 医師又は歯科医師の診断書その他の監護する児童又は受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類

ロ 当該監護する児童又は受給資格者の親族を受給資格者が介護する必要があることにより就業等が困難であることを明らかにできる書類

3 表面の(3)及び(4)の「その他これに類する事由」に該当する場合は（ ）内を記入してください。

4 この届出書は、市役所、区役所又は町村役場に出してください。この届出書について分からないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いてください。

|  |   |  |                    |   |                  |   |          |   |           |        |  |        |        |        |         |        |      |
|--|---|--|--------------------|---|------------------|---|----------|---|-----------|--------|--|--------|--------|--------|---------|--------|------|
| ※※ 整理番号 第 号  |   | ※ 理由町村名  |                    | ※ 市区町村 平成 年 月 日   |                  | ※ 町村提出平成 年 第 号  |          | ※ 町村再提出平成 年 第 号                           |           |        |  |        |        |        |         |        |      |
| 児童扶養手当現況届 (平成 年分)  |   |  |                    |   |                  |   |          |   |           |        |  |        |        |        |         |        |      |
| ① 証書番号   | 第 号   | ※ 氏認定・新規認定   | ② 氏名               | ( 歳 )   |                  | ③ 障害の有無<br>ある ない  |          | ※ 第9条・第9条の2の区分<br>前年度 9条・9条の2 今年度 9条・9条の2 |           |        |  |        |        |        |         |        |      |
| ④ 住所   | TEL ( )   |  | ⑤ 職業又は勤務先名         | TEL ( )   |                  | ⑥ 勤務先地  |          | ⑦ 支払基礎額                                   | 変更<br>有 無 |        |  |        |        |        |         |        |      |
| 平成<br>分所得  | 氏名  | 記扶合ら親受(老親(親数義)象びのう養つ(の対及養計扶数対及族(扶数に除者扶合定の除者親数人の者は控個人の特族控備養計老族給て人配老族親 | 所得 額               |   |                  |   |          | 控 除                                       |           |        |  |        | ⑧ 除後の額 |        | 所得制限限度額 |        |      |
|  |   |  | ⑩ 児童手当の額           | ⑪ 養育費の額   | ⑫ 児童手当の額         | ⑬ 養育費の額   | ⑭ 児童手当の額 | ⑮ 養育費の額                                   | ⑯ 障害者控    | ⑰ 障害者控 | ⑱ 障害者控   | ⑲ 障害者控 | ⑳ 障害者控 | ㉑ 障害者控 | ㉒ 障害者控  | ㉓ 障害者控 | 全部支給 |
| ⑭ 受給者  | ( 人 )   | 人  | 円                  | 円   | 円                | 円   | 円        | 円   | 円         | 円      | 円  | 円      | 円      | 円      | 円       | 円      | 円    |
| ⑮ 児童の者   | ( 人 )   | 人  | 円                  | 円   | 円                | 円   | 円        | 円   | 円         | 円      | 円  | 円      | 円      | 円      | 円       | 円      | 円    |
| ⑯ 親の者  | ( 人 )   | 人  | 円                  | 円   | 円                | 円   | 円        | 円   | 円         | 円      | 円  | 円      | 円      | 円      | 円       | 円      | 円    |
| ⑰ 障害者  | ( 人 )   | 人  | 円                  | 円   | 円                | 円   | 円        | 円   | 円         | 円      | 円  | 円      | 円      | 円      | 円       | 円      | 円    |
| ⑱ 本年1月1日   | 児童氏名  | 続柄   | 生年月日               | 同居・別居の別   | 受給理由             | 入所施設名   | 障害の有無    | 身体障害者手帳等の名称・障害等級及び番号                      |           | ※ 再診   |  |        |        |        |         |        |      |
| ⑲ 父又は母の障害について  | 氏名  | 公的年金の受給状況  | 1 (アイ) 2 (ウ) 3 (エ) | 1 できない } (種類: 障害等級: 基礎年金番号・年金コード: )<br>2 できない }<br>3 できない } | 氏名               | 氏名  | 氏名       | 氏名  | 氏名        | 氏名     | 氏名   |        |        |        |         |        |      |
| ⑳ 父又は母の死亡に関し㉑に記載した児童が受けることができる公的年金又は遺族補償の受給状況                        | 1 受けることができる } 種類 ( ) 基礎年金番号・年金コード ( )<br>2 支給停止 }<br>3 受けることができない } |  |                    |   |                  | ㉑ 受給者の公的年金受給状況<br>1 受けることができる } 種類 ( ) 基礎年金番号・年金コード ( )<br>2 支給停止 }<br>3 受けることができない }   |          |   |           |        |  |        |        |        |         |        |      |
| 上記のとおり、相違なく現況を届け出ます。<br>平成 年 月 日<br>都道府県知事 (福祉事務所長)<br>市町村長 (福祉事務所長) | 氏名  |  |                    |   |                  | ※ 添付書類<br>1 世帯別全員の立書<br>2 世帯別全員の立書<br>3 世帯別全員の立書<br>4 世帯別全員の立書<br>5 世帯別全員の立書<br>6 世帯別全員の立書<br>7 世帯別全員の立書<br>8 世帯別全員の立書<br>9 世帯別全員の立書<br>10 世帯別全員の立書 |          |   |           |        | 4 生計不申立<br>5 生計不申立<br>6 生計不申立<br>7 生計不申立<br>8 生計不申立<br>9 生計不申立<br>10 生計不申立 |        |        |        |         |        |      |
| ※ 審査   | 本年又は前年の被災の有無  | 有 ( ) 無 ( )  | 支給停止の状況            | 前年度 支給・一部停止・全部停止  | 今年度 支給・一部停止・全部停止 | その他の事項  |          |   |           |        |  |        |        |        |         |        |      |
| 上記のとおり、平成 年 相違ありません。   | 町村長 印   |  |                    |   |                  |   |          |   |           |        |  |        |        |        |         |        |      |

-29-

◎ 裏面をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきりと書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。



添付書類（なお、省略できるものがある場合もありますので、市役所、区役所又は町村役場の人に確認してください。）

- 1 本年の1月2日以降現住所に転入された方は、㉔から㉕までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書を添えて出してください。
- 2 あなたと対象児童の属する世帯の全員の住民票の写しを添えて出してください。
- 3 あなたが対象児童と同居していない母のときは、当該児童を監護していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 4 ~~あなたが対象児童と一時的に同居していない父のときは、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。~~
- 5 あなたが養育者のときは、あなたが対象児童を養育していることを明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 6 あなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）の養育者であるときは、次の書類を添えて出してください。  
イ 父又は母が死亡しているときは、当該父若しくは母の戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本（ただし既にその書類を出しているときは必要ありません。）  
ロ 父又は母の生死が明らかでないときは、その事実を明らかにすることができる書類  
ハ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているときは、その事実を明らかにすることができる書類  
ニ 父又は母が明らかでないときは、当該児童の戸籍の謄本又は抄本
- 7 ㉔の欄の「受給理由」にニ、ホ又はへと記入した方は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて出してください。
- 8 ㉔の欄の「受給理由」にチと記入した方は、対象児童の戸籍の謄本又は抄本を添えて出してください。
- 9 このほかの書類も必要になる場合がありますので、詳しいことは市役所、区役所又は町村役場の人に聞いて下さい。

様式第八号（第十条関係）

イメージ未定稿

|   |          |                               |     |
|---|----------|-------------------------------|-----|
| ※※第 号   |          | (表 面)                         |     |
| ※経 由<br>町 村 名   |          | ※市 区 町 村<br>平成 年 月 日<br>受付年月日 |     |
| ※町 村 平成 年 月 日<br>提 出 第 号  |          | ※町 村 平成 年 月 日<br>再 提 出 第 号    |     |
| <u>児童扶養手当証書亡失届</u>  |          |                               |     |
| (ふりがな)  |          | ② 証書番号                        | 第 号 |
| ① 氏 名   |          |                               |     |
| ③ 住 所   |          |                               |     |
| ④ 証 書 を<br>失 っ た 日  | 平成 年 月 日 |                               |     |
| ⑤ 証書を失った<br>ときの事情   |          |                               |     |
| <p>上記のとおり、児童扶養手当証書を失ったので届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 ⑤</p> <p>都道府県知事（福祉事務所長）<br/>市 町 村 長（福祉事務所長） } 殿</p> |          |                               |     |
| ※※証書作成  |          | 平成 年 月 日                      |     |

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(裏 面)

注 意

- 1 証書の番号がわからないときは、市役所、区役所又は町村役場で聞いてください。
- 2 証書を失ったときは、すぐ、この届書を作成し、住所地の市役所、区役所又は町村役場に提出してください。





## 注意

- 1 「受給資格がなくなつた理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。

なお、ロ、カ又はタを○で囲んだ場合は、その公的年金の種類を、ロに掲げるところにより、(イ)から(ツ)までの文字でかつこ内に記入してください。また、ヨを○で囲んだ場合は、その遺族補償の種類を、ヨに掲げるところにより、(1)から(8)までの数字でかつこ内に記入してください。

イ 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなつた。

ロ 手当を受けている人が次の(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。

(イ) 国民年金(老齢福祉年金を除く。)

(ロ) 厚生年金保険の年金

(ハ) 船員保険の年金

(ニ) 恩給

(ホ) 国家公務員共済組合の年金

(ヘ) 条例による地方公務員の年金

(ト) 地方公務員共済組合、地方議会議員共済会、地方団体関係団体職員共済組合又は  
旧市町村職員共済組合の年金

(チ) 日本私立学校振興・共済事業団の年金

(リ) 農林漁業団体職員共済組合の年金

(ヌ) 国会議員互助年金

(ル) 日本製鉄八幡共済組合の年金

(ヲ) 執行官の恩給

(ワ) 旧令による共済組合等からの年金受給者のために国家公務員共済組合連合会が支給する年金

(カ) 戦傷病者、戦没者遺族の年金又は給与金

(ヨ) 未帰還者の留守家族手当又は特別手当

(タ) 労働者災害補償保険の年金

(レ) 国家公務員災害補償制度の年金

(ツ) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度の年金

(ソ) 地方公務員災害補償制度の年金

ハ 児童が手当を受けている母に監護されなくなつた。

ニ 児童が手当を受けている父に監護されなくなり、又は生計を同じくしなくなつた。

ホ 児童が手当を受けている母又は父以外の人に養育(同居、監護、生計維持)されなくなつた。

ヘ 児童が死亡した。

下 児童が日本国内に住所を有しなくなつた。

テ 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。

リ 18歳に達した日の属する年度が終了した児童であつて児童扶養手当法施行令(以下「令」といいます。)別表第1に定める程度の障害の状態にあつたものが20歳に達したか、又は同表に定める程度の障害の状態でなくなつた。

ヌ 母の監護を受けている場合若しくは養育者の養育を受けている場合であつて、児童が父(母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同様。)と生計を同じくするようになった。

ル 父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であつて、母と生計を同じくするようになった。

ヌ 母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同様。)等により、児童が母の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同様。)に養育されるようになった。

ワ 父が婚姻等により、父の配偶者に養育されるようになった。

カ 児童が父又は母の死亡によつて支給されるロの(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金を受けることができるようになった。

ヨ 児童又は手当を受けている人が、児童の父又は母の死亡によつて支給される次の(1)から(8)までのいずれかに該当する遺族補償を受けることができるようになった。

(1) 労働基準法による遺族補償

(2) 国会職員法による災害補償

(3) 船員法による遺族手当

(4) 災害救助法による遺族扶助金

(5) 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律による遺族補償

(6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による遺族給付

(7) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律による遺族給付

(8) 証人等の被害についての給付に関する法律による遺族給付

タ 母若しくは養育者が受給者である場合であつて、児童が父に支給される口の(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金の額の加算の対象となつた又は父が受給者である場合であつて、児童が母に支給される口の(イ)から(ツ)までのいずれかに該当する公的年金の額の加算の対象となつた。

レ 次の(イ)から(チ)までのいずれにも該当しなくなつた。

- (イ) 父母が婚姻を解消した児童
- (ロ) 父又は母が死亡した児童
- (ハ) 父又は母が令別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- (ニ) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (ホ) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (ヘ) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ト) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (チ) (ト)に該当するかどうか明らかでない児童

2 手当を受けている人が死亡したときは、この届けではなく、戸籍の届出をしなければならぬ人に、受給者の死亡の届書を出してもらうこととなります。

|   |               |                               |                                |          |      |
|---|---------------|-------------------------------|--------------------------------|----------|------|
| ※※第 号   |               | (表 面)                         |                                |          |      |
| ※経 由<br>町 村 名   |               | ※市 区 町 村<br>平成 年 月 日<br>受付年月日 |                                |          |      |
| ※町 村 平成 年 月 日<br>提 出 第 号  |               | ※町 村 平成 年 月 日<br>再 提 出 第 号    |                                |          |      |
| <u>未支払児童扶養手当請求書</u>   |               |                               |                                |          |      |
| ①<br>死<br>亡<br>者  | (ふりがな)<br>氏 名 | -----                         | 証 書 番 号                        | 第 号      |      |
|   | 住 所           |                               | 死亡した日                          | 平成 年 月 日 |      |
| ②<br>請ある<br>求る<br>者<br>児<br>童   | (ふりがな)<br>氏 名 | -----                         | 支 払 希 望<br>金 融 機 関             | 名 称      | 口座番号 |
|   | 住 所           |                               |                                | -----    |      |
| 備考  |               |                               |                                |          |      |
| <p>児童扶養手当法に基づき、上記のとおり請求します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">請求者氏名 ㊟</p> <p>都道府県知事（福祉事務所長）<br/>市 町 村 長（福祉事務所長） } 殿</p> |               |                               |                                |          |      |
| ※※資格喪失 平成 年 月 日<br>通 知 第 号  |               |                               | ※※未支払手当<br>平成 年 月 日<br>支 給 通 知 |          |      |

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

(裏 面)

注 意

- 1 ②の欄の「支払希望金融機関」の欄は、請求者である児童が未支払の手当の支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その正しい名称を記入してください。
- 2 請求者である児童に代わって支払金融機関で未支払の手当を受け取る人があるときは、備考欄にその人の氏名、住所及び請求者である児童との続柄その他の関係を記入し、押印してください。

（表 面）

|  |           |            |     |
|--|-----------|------------|-----|
| 第 号<br><u>児童扶養手当認定通知書</u>  |           |            |     |
| 受給者氏名  |           | 受給者住所      |     |
| 対象児童氏名   | (1)       | (4)        |     |
|  | (2)       | (5)        |     |
|  | (3)       | (6)        |     |
| 対象児童数  | 人         | 支給<br>手当月額 | 円   |
| 支給<br>開始年月   | 平成 年 月分から | 証 書 番 号    | 第 号 |
| 備 考  |           |            |     |
| 平成 年 月 日付で請求のありました児童扶養手当については、<br>上記のとおり認定しましたので通知します。<br><br>平成 年 月 日<br><div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <span style="margin-right: 10px;">都道府県知事（福祉事務所長）</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="margin-right: 10px;">市 町 村 長（福祉事務所長）</span> <span style="margin-left: 20px;">印</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">殿</p> |           |            |     |

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

(裏 面)

注 意

- 1 児童扶養手当認定通知書を受けた人で全額支給停止でない方の児童扶養手当は児童扶養手当証書に記載されている金融機関の口座に振り込まれることになっています。
- 2 この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。
- 3 この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。  
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

（表 紙）

児 童 扶 養 手 当 証 書

都道府県知事（福祉事務所長）

市 町 村 長（福祉事務所長）

有 効 期 限

平成 年7月31日



(2ページ)

証 書 番 号 \_\_\_\_\_

受 給 者 氏 名 \_\_\_\_\_

生 年 月 日 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

手 当 月 額 \_\_\_\_\_ 円

支 給 対 象 児 童 数 \_\_\_\_\_ 人

支 給 開 始 年 月 \_\_\_\_\_ 平 成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

支 払 金 融 機 関 \_\_\_\_\_

平 成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

都 道 府 県 知 事 ( 福 祉 事 務 所 長 )

市 町 村 長 ( 福 祉 事 務 所 長 )

印

(表 面)

|   |           |           |     |
|---|-----------|-----------|-----|
| 第 号   |           |           |     |
| <u>児 童 扶 養 手 当 支 給 停 止 通 知 書</u>  |           |           |     |
| 受給資格者<br>氏 名  |           | 証書番号      | 第 号 |
| 受給資格者<br>住 所  |           |           |     |
| 支給停止の<br>期 間  | 平成 年 月分から | 平成 年 月分まで |     |
| 支給停止の<br>金 額  | 円         |           |     |
| 備 考   |           |           |     |
| <p>あなたは、児童扶養手当法（第9条、第9条の2、第10条、第11条、第13条の2）の規定により、上記のとおり支給停止となりましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: right;">市 町 村 長（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: right;">殿</p> |           |           |     |

◎ 裏面の注意をよく読んで下さい。

( 裏 面 )

注 意

- 1 児童扶養手当現況届は毎年8月1日から8月31日までの間に出してください。この期間中に出不ないと手当の支払が差し止められることがあります。
- 2 支給停止中の期間内に、あなたが婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含みます。）を解消した場合、あなたの配偶者が死亡した場合、あなたが扶養義務者（父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹などをいいます。以下同様です。）に扶養されなくなつた場合又はあなたが児童扶養手当法第9条の児童（父と母が、死亡したこと、生死不明であること、法令により引き続き1年以上拘禁されていること又は明らかでないことのいずれかに該当する児童をいいます。）を養育するようになった場合などには、支給停止が解除されることがあります。
- 3 児童扶養手当法第13条の2の規定により、手当の一部を支給停止されている間に、次の①から④までのいずれかの事由に該当する場合には、手当の一部支給停止が解除されることがありますので、市役所、区役所又は町役場の人によく聞いた上で、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に当該事由を明らかにできる書類を添えて提出して下さい。
  - ① 就業、求職活動等の自立を図るための活動をしている。
  - ② 障害の状態にある。
  - ③ 負傷、疾病又は要介護状態にあることその他これに類する事由により就業することができない。
  - ④ 監護している児童又は親族が障害の状態にあること又は負傷、疾病若しくは要介護状態にあることその他これに類する事由があり、かつ、これらの者を介護する必要があるため就業することができない。
- 4 この支給停止に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。
- 5 この処分取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

  - ① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

|   |  |
|---|--|
| 第 号   |  |
| <u>児童扶養手当認定請求却下通知書</u>  |  |
| 氏 名   |  |
| 住 所   |  |
| 却 下<br>し た<br>理 由   |  |
| <p>平成 年 月 日付けで児童扶養手当認定の請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事（福祉事務所長）<br/>市 町 村 長（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">殿</p> |  |

様式第十三号（第十八条関係）

|  |       |           |  |  |  |                     |       |   |  |  |  |
|--|-------|-----------|--|--|--|---------------------|-------|---|--|--|--|
| 第 号  |       |           |  |  |  | <u>児童扶養手当額改定通知書</u> |       |   |  |  |  |
| 受給者  | 氏名    |           |  |  |  | 証書番号                | 第 号   |   |  |  |  |
|  | 住所    |           |  |  |  |                     |       |   |  |  |  |
| 新たに対象となる児童名  |       | (1)       |  |  |  | (2)                 |       |   |  |  |  |
| 改定前  | 対象児童数 |           |  |  |  | 改定後                 | 対象児童数 |   |  |  |  |
|  | 手当月額  | 円         |  |  |  | 改定後                 | 手当月額  | 円 |  |  |  |
| 改定年月   |       | 平成 年 月 から |  |  |  |                     |       |   |  |  |  |
| 備考   |       |           |  |  |  |                     |       |   |  |  |  |
| <p>上記のとおり、児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>都道府県知事（福祉事務所長）</p> <p>市町村長（福祉事務所長）</p> <p>殿</p> |       |           |  |  |  |                     |       |   |  |  |  |



注 意

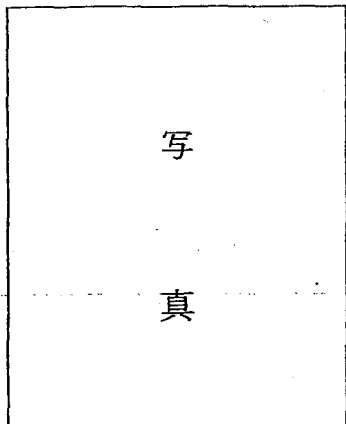
- 1 これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に書面で、都道府県知事に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。
- 3 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。

|   |  |      |     |
|---|--|------|-----|
| 第 号<br><u>児童扶養手当額改定請求却下通知書</u>  |  |      |     |
| 請求者氏名   |  | 証書番号 | 第 号 |
| 請求者住所   |  |      |     |
| 却下した理由  |  |      |     |
| <p>平成 年 月 日付けで児童扶養手当額の改定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事（福祉事務所長）<br/>市町村長（福祉事務所長）</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="font-size: 2em;">}</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span> </div> |  |      |     |

|   |          |         |     |
|---|----------|---------|-----|
| 第 号   |          |         |     |
| <u>児童扶養手当資格喪失通知書</u>  |          |         |     |
| 氏 名   |          | 証 書 番 号 | 第 号 |
| 住 所   |          |         |     |
| 受給資格がなくなった理由  |          |         |     |
| 受給資格がなくなった日   | 平成 年 月 日 |         |     |
| <p>上記のとおり、受給者は児童扶養手当の受給資格がなくなりましたので通知します。</p> <p>これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対し審査請求（異議申立て）をすることができます。</p> <p>また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市町村（都道府県）を被告として（訴訟において市町村（都道府県）を代表する者は市町村長（都道府県知事）となります。）、提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、裁決（決定）を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>① 審査請求（異議申立て）があつた日から60日を経過しても裁決（決定）がないとき。</p> <p>② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>③ その他裁決（決定）を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> |          |         |     |
| 平成 年 月 日  |          |         |     |
| 都道府県知事（福祉事務所長）  |          |         | 印   |
| 市 町 村 長（福祉事務所長）   |          |         |     |
| 殿   |          |         |     |

児童扶養手当受給資格調査員証

第 号



写

真

官 職  
又は職名

氏 名

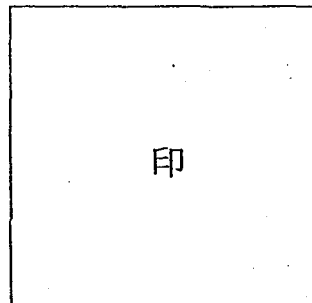
生年月日

児童扶養手当法第29条に定める当該職員であることを証する。

平成 年 月 日 交付

都道府県知事（福祉事務所長）

市町村長（福祉事務所長）



印

（裏面）

児童扶養手当法（抄）

（支給の制限）

第14条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

- 1 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。
- 2 受給資格者が、正当な理由がなくて、第29条第2項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。
- 3 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。
- 4・5 （略）

（調査）

第29条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類（当該児童の父又は母が支払った当該児童の養育に必要な費用に関するものを含む。）その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し、受給資格者、当該児童その他の関係人に質問させることができる。

- 2 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、第3条第1項若しくは第4条第1項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあることにより、手当の支給が行われる児童若しくは児童の父若しくは母につき、その指定する医師の診断を受けさせるべきことを命じ、又は当該職員をしてその者の障害の状態を診断させることができる。
- 3 前2項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

注意

- 1 この調査員証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 2 この調査員証は、交付の日から1年間有効とする。
- 3 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となつたときは、速やかに、返還しなければならない。

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。